
2005年愛知自治体キャラバン

自治体要請行動のまとめ

(2005年10月18日～21日)

愛知自治体キャラバン実行委員会

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、25年の歴史をもっています。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約800人、当局と議会関係者が合計約550人にのぼります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で、健保法改悪に反対する国への意見書の提出を求めて21市を訪問、翌81年には、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの国への意見書提出を求め30市に要請しました。
- ・1982年には、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請、1983年には、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・1983年2月からの国の老人医療有料化に対して、自治体独自の福祉給付金制度を実現、1984年10月からの健保本人1割負担に対して、健保本人にも福祉医療の適用拡大など、国の悪政から住民を守る制度の実現・改善に大きな成果をあげてきました。
- ・これまでの主催団体は、社保協単独、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・事務局団体は、愛知県社会保障推進協議会、愛知県労働組合総連合、日本自治体労働組合総連合愛知県本部、新日本婦人の会愛知県本部の4団体が担当しています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・毎年の要請・懇談・資料配付などの積み重ねにより、文書回答も94%の自治体から寄せられるようになりました。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
介護保険の保険料独自減免	5%	14%	18%	45%	47%	54%
介護保険の利用料独自減免	9%	15%	25%	34%	36%	35%
☆住宅改修の受領委任払い	—	—	—	5%	6%	10%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	2%	5%	13%	14%	17%	19%
☆福祉給付金(老人一部負担金)の自動払い	0%	0%	3%	10%	31%	54%
就学前又は6歳未満までの医療費無料制度	6%	15%	30%	48%	75%	87%
妊婦検診の無料回数拡大	—	—	—	11%	14%	16%
☆国保・高額療養費受領委任払い	9%	10%	10%	14%	18%	26%
☆国保・出産育児一時金受領委任払い	6%	16%	61%	67%	67%	74%
<参考>文書回答	13%	34%	50%	74%	79%	94%

☆印:原則として市町村の支出増を伴わない要望事項

※各項目の実施割合は、自治体キャラバンで求めたアンケート(原則10月1日現在)の実施状況を基に作成しているが、各年の実施割合に翌年4月実施予定分を含む場合がある。

※基礎とした自治体数は、2002年までは88、2003～2004年は87、2005年は68である。

※「住宅改修の受領委任払い」と「妊婦検診の無料回数拡大」の2002年以前は要望前のため未集約

目 次

I. 愛知自治体キャラバンの取り組み	1
II. 要請項目に関する資料	7
1. 医療・介護・福祉分野で優れていると思う3つの施策	9
2. 医療・介護・福祉等社会保障施策充実にむけての基本姿勢について	13
3. 介護保険料の低所得者減免単独実施市町村一覧（厚労省3原則比較表）	17
4. 介護保険料低所得者減免単独実施市町村の実施内容	18
5. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧	28
6. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村の実施内容	29
7. 高額介護サービス費の自動払い実施状況	36
8. 地域包括支援センター設置カ所数	37
9. 特別養護老人ホームの待機者数の推移	38
10. 介護老人保健施設の待機者数の推移	39
11. 介護保険の認定調査の方法	40
12. 困難事例への対応と措置対応件数	42
13. 住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施	44
14. 食事（配食・会食）サービスの実施状況	45
15. ゴミ出し援助の実施状況	48
16. 介護手当の支給状況	50
17. 住宅改修の独自助成制度	54
18. 巡回バス・福祉バス実施状況	57
19. 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成実施状況	58
20. 介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数	59
21. 税制改正に伴う国保料（税）、介護保険料の軽減対策	60
22. 福祉給付金の拡大状況と自動払いの実施状況	62
23. 基本健診・各種がん検診・歯周疾患検診実施状況一覧	63
24. がん検診・歯周疾患検診（個別医療機関委託・集団健診）の実施状況	64
25. 基本健康診査、子宮がん検診、前立腺がん検診、歯周疾患健診実施状況	68
26. 乳幼児医療費助成制度の拡大状況	73
27. 妊婦健診の拡大状況	75
28. 国保資格証明書・短期保険証交付状況一覧、資格証明書の発行にあたって	76
29. 国保の短期保険証の実態	80
30. 国保の滞納者差押え状況	82
31. 国保の保険料（税）減免実施状況（2004年度）	84
32. 国保の医療費一部負担減免制度の実施状況	88
33. 国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況	91
34. 国保の傷病手当・出産手当（試算金額）	92
35. 障害者施策について、文書回答の特徴	93
36. 意見書提出状況	98
37. 2004年度キャラバン陳情書・請願書の採択結果	100
III. 要請行動に関する資料	103
1. 請願・陳情に関する訪問と文書回答・アンケートのお願い	105
2. 陳情書	107
3. 自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート	112
4. 自治体キャラバンコース表	116
5. 要請行動団体別参加人数一覧	118
6. アンケート・当局の文書回答集約状況	120
7. 愛知県との懇談の報告	122

2005年

愛知自治体キャラバンのまとめ

2006年1月/愛知自治体キャラバン実行委員会

I. 自治体キャラバンの取り組み

1. 名称

「介護・福祉・医療など社会保障の充実とくらしを守る愛知自治体キャラバン」

2. 主催

愛知自治体キャラバン実行委員会
《事務局団体》
愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

3. 日程

2005年10月18日(火)～21日(金)
西尾市は市長選との関係で27日に実施

4. 要請相手とコース日程

愛知内65市町村を5コースで実施
(詳細:コース表は p.116～117 参照)

コース	主な地域	責任団体	宣伝カー
第1	尾西・海部 一宮・稲沢	年金者組合 名古屋市職労 一宮社保協	名古屋市職労 民医連
第2	西春・尾東 岩倉・江南	自治労連 一宮社保協	自治労連 民医連
第3	知多・尾東	社保協	保険医協会
第4	西三河	愛労連 新婦人	愛労連
第5	東三河	自治労連 東三河労連 事務局4団体	豊橋市職労

※愛知県と名古屋市は別途話し合いをした。
(愛知県との懇談の報告は p.122～124 参照)

5. 参加状況

※各団体の自治体別参加状況はp.118～119 参照。

()内は昨年参加者数

- ① 各コースの参加者総数は延べ合計 823 人(925 人)の参加であった。そのうち共産党議員は 96 人(111 人)が参加した。参加総数 100 人の減は自治体合併で 86 市町村から 67 市町村になったため。富山村、一宮町はアンケートのみ依頼。
- ② 自治体側の参加者は 548 人(601 人)となった。首長の参加は 5 人、助役 12 人だった。対応は、主に、福祉・保健・医療の担当者レベル。
- ③ 各団体の参加状況は、延べ参加数で多い順に並べると次の表の通り。

※()内は昨年参加者数

団体名	延べ人員
自治労連(含名古屋市職含む)	164(171)
年金者組合	112(152)
保険医協会	111(109)
民医連	81(46)
愛労連(地域労連含む)	75(144)
新婦人	75(80)
愛商連	70(65)

- ・ 昨年から自治労連について年金者組合が 2 位に続き、愛労連にかわり保険医協会、民医連となった。
- ・ 昨年同様、年金者組合や地域労連はじめ新婦人、愛商連など地域で運動している団体からの参加が定着してきている。
- ・ 東三河山間部は事務局団体と東三河労連が協力し取り組んだ。

6. 事前学習懇談会の取り組み

事前学習会は、陳情事項の学習や地域の具体的な要求の検討をするため各地域で開催を目標に取り組んだ。結果、昨年8地域から14地域で開催することができ、131人(79人)が参加した。

今後も開催地域を増やし、キャラバン行動以外でも学習会や宣伝行動など共同の取り組みが進められるようにしていきたい。

開催地域(開催地)	開催日	参加者・団体数
東三河(豊橋市)	10/13	14人・9団体
(蒲郡市)	10/1	6人・4団体
西三河(知立市)	10/5	12人・8団体
(豊田市)	10/3	6人・5団体
(西尾市)	10/12	10人・5団体
(岡崎市)	9/13	7人・3団体
知多(半田市)	9/30	11人・6団体
尾張東(瀬戸市)	10/16	11人・7団体
尾張北(江南市)	10/3	15人
尾張西(一宮市)	9/29	15人
海部津島(津島市)	9/28	10人・8団体
名古屋市内	10/25	6人・5団体

7. 懇談の重点項目とアンケート・回答

① 1時間という限られた懇談時間の中で、効率よく懇談を行うよう重点項目を決めた。三位一体改革や改定介護保険制度により10月から介護施設などの住居費や食費の全額自己負担化などが実施された中で、昨年と同じ「自治体の優れた施策」とあわせて、「医療・介護・福祉など社会保障施策の充実にむけた基本姿勢」についてたずねた。

また、住民が安心して暮らしていける自治体の施策の充実、特に改定介護保険法実施にともなう負担増の独自減免や新たな介護予防実施にともなう市町村の責任ある対応や国保の保険料の徴収など厳しい対応が進められるなかで施策の実施と改善を求めた。

さらに、昨年と同様に、財源が厳しい中でも、市町村がその気になれば実現可能な住宅改修費の受領委任払い制度などとあわせて新たに高額介護サービス費の払い戻し手続きの簡素化など17項目をかかげ、実施を求めたのが特徴である。

(懇談の重点項目は陳情書 p.107~111 参照)。

② 陳情や要請項目についてのアンケート・文

書回答や資料要請なども行い、アンケートには名古屋市を含め昨年同様すべての市町村、文書回答は昨年69(79%)市町村に対し今回は62(94%)市町村となった。資料添付は今回もすべての市町村から協力をいただいた。

③ 意見書採択は、12月議会で弥富町と甚目寺町で年金・介護・消費税・医療・乳幼児医療で採択された。

8. 要望項目に対する到達点

(1) 安心できる介護保障について

05年10月からの介護施設での居住費や食費の全額自己負担や06年4月からの介護予防など改定介護保険法による「見直し」が進められている。この間の調査などで①介護保険実施前と比べ低所得階層の介護サービスの利用抑制がすすんでいる、②施設が入所者を選ぶ「選択」が起こっている、③要介護認定が、利用者不在のシステムになっている、④「低介護報酬」が介護に関わる労働者の劣悪な労働条件を生み、同時に質の低下ももたらしめている、⑤公的責任があいまいにされ高齢者福祉の「空洞化」がすすんでいる——と指摘したがこの間の取り組みでの到達点と今後の課題は以下通りである。

① 介護保険料について

06年4月から介護保険料の値上げが検討され多くの市町村で1,000円前後の引き上げが検討されている。税制の改悪で収入が増えなくても高齢者の6人に1人の保険料段階が上がり保険料増になるなかでの引き上げは深刻な問題である。

これ以上の引き上げをさせないことと併せて減免制度の実施と拡充を求めた。介護保険の保険料の単独減免は新たに拡大した市町村はなかったが、昨年41から37市町村になった。実施市町村の割合は47.1%から54.4%に増加した。

② 利用料減免について

利用料の単独減免は、国の訪問介護特別対策廃止とともに8市町村が独自の拡大部分が廃止され、昨年の31から24市町村に減り、実施市町村の割合も35.6%から35.3%に減少した。

減免実施の市町村の対象条件が厳しく、対象者はごく少数になっている実態は改善されていない。昨年からの制度の実績を調査

した結果、制度があってもその活用の実績に格差があることが明らかになるなかで、一宮市の保険料の減免制度は預金や不動産の制限が無く申請不要で本人所得33万円まで対象にしているため実績も多い優れた制度であったが合併により申請が必要になった。「申請不要」の元の制度に戻していくことが求められる。

また、豊橋市の利用料の減免制度とあわせ他の市町村に広げていくことが必要である。

引き続き、制度をつくらせることとあわせて、制度の対象者にその内容が知らされ、活用できるようにしていくこと、国と市町村の減免制度をせめて国民健康保険並みの改善をさせることが必要である。

10月から実施の介護施設の居住費や食費の全面自己負担化に対する独自の減免実施は、補足給付のない通所サービスも含めて未実施である。実態をつかみ実施をさせるとりくみが今後の運動の重点である。

また、高額介護サービス費の払い戻し手続きの簡素化要求は、厚労省の指導があったにもかかわらず実施が43市町村で、検討中が13市町村、未実施も12市町村あり、キャラバンのなかで指摘し西尾市は改善させたが、検討中・未実施の市町村に早急に申し入れ実施させることが必要である。

③ 地域包括支援センターについて

市町村が責任をもって設置し、今後の総合的な介護予防を進めていく地域の拠点となる地域包括支援センターの設置は、多くの市町村が委託で実施しようとしているなかで、直営が17、検討中が4市町村となっている。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにしていくために、委託でも市町村が責任を持ってせめて中学校区毎の設置と専門職の配置が必要である。

④ 特別養護老人ホームなどについて

特別養護老人ホーム、老健施設建設のテンポは遅く、待機者は増え、なかなか入所できない。待機者の実態も調査せず民間任せになっている市町村もある。

また、利用者の介護度や経済状況、病状などによって「施設から選択」され、「利用者が選択」できない実態がうまれている。とくに、居住費・食費の全額自己負担化のなかで経済的状況によって利用が制限される事

態が進行している。国が予定されている補助金を削減し、予定されていた整備計画が足踏みしているなかで、グループホームや有料老人ホームなど経済的にゆとりがある階層しか入所できない施設の建設が進んでいる。特別養護老人ホーム、老人保健施設など介護3施設を増設し、誰でも安心して入所できるようにしていくことが必要である。

⑤ 住宅改修の受領委任払いについて

住宅改修の受領委任払いの実施については、高浜市、大口町、津島市、知立市の4市町から尾張旭市、西尾市につづいて蒲郡市で実施、江南市、名古屋市、稲沢市で実施が予定され、豊橋市、半田市、豊田市、安城市、犬山市、東海市、大府市、日進市と東浦町、幡豆町、幸田町で検討されている。キャラバンでの要請が反映された項目である。

⑥ 介護手当・住宅手当について

県が制度を廃止した介護手当で54%、住宅手当で53%の市町村が単独で制度を維持し、住民の暮らしをささえている。ひきつづき、実施市町村を広げていく必要がある。

⑦ 地域支援事業について

総合的な介護予防推進を目的に介護予防・地域支え合い事業など高齢者福祉の施策が改定介護保険法によって「地域支援事業」などに統合された。

配食サービスも自立支援事業に変わり、「自立支援につながっているか」などの調査実施や施設での食事の自己負担化のなかで配食サービスの負担増の動きがはじまっている。配食サービスは、66市町村(毎日実施13)が実施し、未実施は七宝町と南知多町のみとなった。

今回初めて調査した宅老所や街角サロンなどへの助成も14市町村(21%)で実施され、巡回バスなども39市町村(57%)で無料から200円で実施されていることがわかった。介護予防が日常の暮らしのなかで進められ高齢者がいきいきと暮らせるようこれらの施策をより充実させていくことも必要である。

老人保健事業の健診など従来の保健事業は高齢者医療制度の創設がらみで2年先送りされたが、予防給付の名で軽度の要介護者の利用を制限させることなく、現行の自治体の施策を守らせ、さらに高齢者の生

活や介護支援、介護予防など高齢者福祉の充実にむけて具体的な取り組みの強化が求められている。

(2) 高齢者医療の充実について

高齢者の医療費一部負担金を無料にする福祉給付金制度の拡大と自動払いについて要請した。自動払いは、新たに16市町村で拡大し、合計37市町村(54%)で実施され、実施自治体は半数を超えた。その他11市町で実施の検討がされている。

また、対象年齢の拡大が11市町で行われ、21市町村で「入院時の食事療養費の二分の一補助」など愛知県基準から要件を拡大している。

(3) 健診事業について

すべての自治体が、基本健診を集団・個別医療機関委託で実施している。しかし、通年実施(6カ月以上実施含む)の自治体は、基本健診でも13市町村である。基本健診を無料で実施しているのは、30市町村である。また、各種がん検診は、項目ごとに実施のばらつきがあり、すべての自治体ですべての検診を実施する必要がある。

歯周疾患検診を国基準どおり実施していない自治体が11市町村、前立腺がん検診が未実施なのが12市町村残っているが、早期の実施が望まれる。

(4) 子育て支援について

乳幼児医療費助成制度は、小学校卒業までの無料化を求めた。県基準より拡大した市町村は67市町村(99%)となり、入院・通院とも県基準にとどまっているのは美浜町のみとなった。「6歳未満」以上の自治体は通院で59市町村(87%)、入院で66市町村(94%)になっている。

妊婦健診の無料回数の拡大は、大府市で新たに実施し、11市町村(16%)に広がった。

高齢者も乳幼児も医療費無料の制度をさらに拡大し、病気になったとき安心して医療が受けられるようにしていくことが必要である。

(5) 国保の改善について

国民保険料の滞納者が増えるなかで、払える保険料にしていくために、実態に即した保険料の減免制度の拡充が必要である。

今回資格証明書等の発行だけでなく短期

保険証発行の期間や制裁状況についても調査した。結果は、資格証明書の発行は、昨年2,579件から2,322件に減になっているが、短期保険証の発行が40,512件から56,203件に15,600件も増えている。しかも有効期間が、1カ月が14市町村で1,316件、3カ月までが28市町村で7,296件もあった。しかも、滞納者の差し押さえ件数が2,040件、13億7,590万円になっている。「悪質」のみの差し押さえなのか、きちんとした実態調査が必要である。

高額療養費の受領委任払いはこの間の運動もあり、日進市、東郷町、津島市、半田市、江南市の5市町であらたに実施され、17自治体(25%)での実施となった。

保険料の徴収がつよめられているなかで「民間委託」の計画はなかったが「国民健康保険は相互扶助の考え方で運営」「国民健康保険が相互扶助で成り立つ社会保険制度」などの回答があった。国民健康保険は憲法に基づく社会保障の柱であり、法律のどこにも「相互扶助」の文言はない。法に基づかない考え方は改めさせていく必要がある。

資格証明書の発行についても、この間の運動で到達した、「面談の上」などを堅持させ、機械的な発行をさせないなどのとりくみが引き続き必要である。

また、一部負担金免除や障害者控除の認定書の発行など今ある制度について「知って、知らせ、組織する」申請の運動を地域で広げ、さらに拡充する取り組みを進めていくことが厳しい状況のなかで重要である。

(6) 障害者施策の充実について

障害者自立支援法が成立し、障害児・者をめぐる状況は厳しさを増している。

障害者施策の実施状況を昨年と同様に調査したところ、依然として相談窓口を設置しない自治体があり、問題である。中高生への児童デイサービスも自治体にやる気があれば厚労省通知の読み方で実施できるのに殆どの自治体で実施されておらず、改善が必要である。

今後、4月からの障害者自立支援法の実施に伴い、応益負担の考えが導入され、各市町村の姿勢も問われることとなる。

更生医療・育成医療の改悪後の障害者医療費助成制度や、精神保健福祉法の通院医療(32条)の廃止に伴う精神障害者への医療費助成制度の後退を許さないように監視が必

要である。

また、愛知県の制度として、障害者医療費助成制度の対象に精神障害者を加えることが緊急の課題となっている。

各市町村および愛知県への今後の運動が重要になっている。

小泉構造改革による増税と医療・社会保障の大改悪に反対し、安心して暮らせる「まち」めざし、地域で大きなたたかいを広げていくことが必要である。

9. 今後の課題

(1) 自治体を住民のいのちと暮らしを守る砦に

～これまでの貴重な成果を踏まえ～

国の社会保障の構造改革が進められ、これまでの市町村の施策が「財源がない」の理由で、いっそうの住民負担増が予想される。すでに、老人福祉施設や保育所、児童福祉施設など公的施設の民営化が打ち出され、市町村が住民のいのち、くらしを守る本来の仕事が軽んじられ、自治体職員の意欲までなくさせられている。

「優れた施策」をもっと語り、施策の拡充にむけて、自治体が国の悪政に対し住民のいのちと暮らしを守る砦となるよう、「草の根」からの運動強化が求められている。

乳幼児医療の拡大、介護保険保険料・利用料減免の実施、福祉給付金自動払い・高額療養費受領委任払いの前進など、この間の自治体キャラバン要請の貴重な成果を地域住民に知らせる活動が必要である。

(2) 地域ごとの運動課題を明確にした運動を

国保改善や高齢者福祉など地域ごとの中心課題や「水準の引き上げ」を明らかにすること。また、改定介護保険制度実施のなかで保険料や食事代など負担軽減の取り組みとあわせ、現行のサービスを削減させず、地域包括支援センターが地域における高齢者の生活を総合的に支える拠点となるよう地域の実態に基づいて具体的に分析・検討、自らも参加するなど地域での継続的な取り組みを強化していくことである。

(3) 国の悪政に地域から反撃のたたかいを

2006年1月20日開会の通常国会には庶民増税とあわせ医療大改悪法案が上程される。4月からは、介護保険の介護報酬と医療保険の診療報酬の引き下げが予定されている。障害者とその家族に「応益負担」を強いる障害者自立支援法の実施に伴い、障害者が「人間として暮らし続けられるか」が問われている。

Ⅱ. 要請項目に関する資料

以下の資料については、特別に出典を明記していないものは、すべて 2005 年愛知自治体キャラバン要請により得られたアンケート結果、文書回答、請願・陳情結果に基づき編集した資料です。

1. 医療・介護・福祉分野で優れていると思う 3 つの施策	9
2. 医療・介護・福祉等社会保障施策充実にむけての基本姿勢について	13
3. 介護保険料の低所得者単独減免実施市町村一覧(厚労省 3 原則比較表)	17
4. 介護保険料低所得者単独減免実施市町村の実施内容	18
5. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧	28
6. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村の実施内容	29
7. 高額介護サービス費の自動払い実施状況	36
8. 地域包括支援センター設置カ所数	37
9. 特別養護老人ホームの待機者数の推移	38
10. 介護老人保健施設の待機者数の推移	39
11. 介護保険の認定調査の方法	40
12. 困難事例への対応と措置対応件数	42
13. 住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施	44
14. 食事(配食・会食)サービスの実施状況	45
15. ゴミ出し援助の実施状況	48
16. 介護手当の支給状況	50
17. 住宅改修の独自助成制度	54
18. 巡回バス・福祉バス実施状況	57
19. 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成実施状況	58
20. 介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数	59
21. 税制改正に伴う国保料(税)、介護保険料の軽減対策	60
22. 福祉給付金の拡大状況と自動払いの実施状況	62
23. 基本健診・各種がん検診・歯周疾患検診実施状況一覧	63
24. がん検診・歯周疾患検診(個別医療機関委託・集団健診)の実施状況	64
25. 基本健康診査実施状況、子宮がん検診、前立腺がん検診、歯周疾患健診	68
26. 乳幼児医療費助成制度の拡大状況	73
27. 妊婦健診の拡大状況	75
28. 国保資格証明書・短期保険証交付状況一覧、資格証明書の交付にあたって	76
29. 国保の短期保険証の実態	80
30. 国保の滞納者差押え状況	82
31. 国保の保険料(税)減免実施状況(2004 年度)	84
32. 国保の医療費一部負担減免制度の実施状況	88
33. 国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況	91
34. 国保の傷病手当・出産手当(試算金額)	92
35. 障害者施策について、文書回答の特徴	93
36. 意見書提出状況	98
37. 2004 年度キャラバン陳情書・請願書の採択結果	100

医療・介護・福祉分野で優れていると思う3つの施策

- 空欄は未回答の自治体で、名古屋市、豊川市、津島市、常滑市、小牧市、新城市、東海市、知多市、清須市、西春町、七宝町、美和町、十四山村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、一色町、額田町、富山村の20市町村。

市町村名		我が街の優れた施策
1	名古屋市	
2	豊橋市	① 第2期介護保険事業において、保険料は前期を上回らないように設定するとともに市町村特別給付事業を実施している ② 子育て支援において、保育所の待機者がなく、特別保育にも更なる充実を図っている ③ 市民病院に児童精神科医を配置し、発達障害児等の早期発見、早期療育に努めている
3	岡崎市	① 介護保険料の減免制度 ② 利用者負担の減免・助成制度
4	一宮市	① 乳幼児医療費助成の対象を拡大[6歳に達した日以後の最初の3月31日まで(就学前まで)対象を拡大]及び精神障害者医療費助成 ② 一定の所得以下の身体障害者(児)に対する補装具及び日常生活用具の給付に係る自己負担額の全額支給
5	瀬戸市	① 社会福祉法人(市内民間)による施設建設時の補助・借入金償還の補助制度 ② 学齢期の障害児とその保護者を対象にした教室(子ねこ教室)の実施
6	半田市	① NPO法人等との協働による福祉施設の開設 ② 母子通園施設「ふたば園」の開設・運営 ③ 地域総合福祉センターの設置と地域への運営委託
7	春日井市	① 障害者や要介護認定者の移動支援として、タクシー料金、燃料券及び外出支援サービスの選択支給の実施 ② 在宅介護支援センターの取組が充実(平成8年から現在基幹型含め8施設) ③ 子育て支援のための総合的施設「子育て子育て総合支援館」の設置(平成14年11月から)
8	豊川市	
9	津島市	
10	碧南市	① グループホーム整備費補助事業 ② 介護予防拠点施設の整備(まちかどサロン) ③ 市内巡回くるくるバス事業
11	刈谷市	
12	豊田市	① 年間を通じた小児救急医療の確保 ② 子ども発達センター ③ 乳幼児医療助成
13	安城市	① 災害時要援護者支援制度 ② 介護相談員派遣事業 ③ 就労指導員設置事業(生活保護)
14	西尾市	① 精神障害者医療…精神障害者保健福祉手帳1級2級者は全疾病を対象に実施 ② 宅老所…地域住民の自発的活動により市内全6中学校区に設置 ③ 障害者扶助料支給事業…身体障害者手帳、療育手帳所持者に月4,000円～2,000円を支給

市町村名		我が街の優れた施策
15	蒲郡市	① 介護認定調査について、より公正・公平性を期すため、調査員・看護師の2人体制で行っている
16	犬山市	① 保健・医療・福祉の総合拠点施設・犬山市民健康館「さらさくら」を設置し、三師会による医療相談、保健師の派遣、基幹型在宅介護支援センターによる訪問、相談等を一体的に実施。温泉施設を設置し、市民の健康づくりの一環にも寄与している ② 認定調査の市職員による実施及び介護認定審査会への認定調査員の同席 ③ 幼保同一カリキュラムを作成し、保育の中に教育の内容を取り入れ実施している
17	常滑市	
18	江南市	① 訪問介護利用者負担について、生計中心者の所得税が課税されていない世帯の利用者負担額を5%軽減している
19	小牧市	
20	稲沢市	① 単身高齢者世帯見回訪問制度 ② 徘徊高齢者家族支援サービス事業
21	新城市	
22	東海市	
23	大府市	① 高齢者虐待防止センター
24	知多市	
25	知立市	① 少子化に対して色々な取り組みを行い、子育てしやすいまちづくりを目指すため、平成17年3月知立市次世代育成支援行動計画「知立子どもプラン」を策定しました
26	尾張旭市	① 高齢者タクシー利用助成の実施 ② 高額療養費、住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払の実施 ③ 乳幼児健診(集団:3ヶ月・6ヶ月・1歳6ヶ月・3歳)と歯科健診(集団:1歳6ヶ月・2歳3ヶ月・3歳・4歳・5歳、個別:0歳)を市単独事業として実施
27	高浜市	① 市単独の乳幼児医療費(4歳児～小学校就学前)の助成 ② 介護サービスの市独自の第三者評価の実施 ③ 構造改革特区制度を活用し、介護保険施設の通所介護事業所を知的障害者や障害児が利用できるようにしたこと
28	岩倉市	① ボランティアによる有償移送サービス ② 高齢者賃貸住宅住み替え助成金 ③ 家具転倒防止器具取り付け事業
29	豊明市	① 訪問調査を直営で行っており、要介護者の実態を公平かつ正確に把握している
30	日進市	① 住宅改修上乘せ、紙おむつ助成、移送サービス ② コミュニティサロン(6ヶ所) ③ 365日あったか食事サービス事業
31	田原市	① 介護保険制度の住宅改修に上乘せして30万円の助成を行っている ② 巡回バスを実施している(利用料1回:100円) ③ 満70歳以上の方にタクシー初乗り運賃利用券もしくはバスの利用券を交付
32	愛西市	① 出産祝い金支給(15万円・第3子以降) ② 福祉タクシー料金助成(障害者・高齢者) ③ 在宅障害者扶助料支給
33	清須市	
34	東郷町	① 介護分野については特になし

市町村名		我が街の優れた施策
35	長久手町	① 障害児デイサービス事業 ② 紙おむつ助成金支援事業 ③ 高齢者住宅改修事業
36	豊山町	① 介護保険の保険料は尾張地区では安い
37	師勝町	① 回想法事業(心理療法の一つである回想法による介護予防事業「思い出ふれあい事業」の推進により、閉じこもり予防、認知症予防に効果をあげている) ② 行政が直接指定事業者となり、4種類の介護保険サービスを実施している ③ 高齢者・障害者対象の住宅改修助成制度の助成額の上限
38	西春町	
39	春日町	① 65～69歳の住民税非課税世帯に属するものに対し老人医療を実施 ② 国保税軽減制度を6割4割から7割5割2割に変更 ③ 巡回福祉バス(100円/1乗車)運行
40	大口町	① 介護保険料の6段階 ② 保険料負担段階第2と第1境界層の減免
41	扶桑町	① 介護保険で自立と判定された方を対象に訪問介護、通所介護、短期保護実施 ② 保育に欠ける児童の保育所待機なし ③ 総合福祉センターの設置
42	七宝町	
43	美和町	
44	甚目寺町	① 乳幼児医療制度の充実(平成14年10月から小学校卒業まで医療費無料化) ② 甚目寺町虐待等防止ネットワーク協議会を設置して町全体で取り組んでいる→老人の虐待が多い ③ 母子家庭等を支援するため遺児の養育者に対して、国県制度のほかに町単独で手当を支給
45	大治町	① 乳児医療の対象者を未就学児まで拡大 ② 心身障害者(児)福祉タクシー料金助成事業 ③ 在宅介護支援センター
46	蟹江町	① 乳幼児医療費を小学校入学前まで拡大 ② 心身障害者扶助料(障害者手帳1～6級、療育手帳A～C該当者)支給 ③ 無料で温泉入浴施設開放(町内在住60歳以上、療養目的有)
47	十四山村	
48	飛島村	① 乳幼児医療費が15歳到達の年度まで無料
49	弥富町	① 乳幼児医療、12歳の年度末まで
50	阿久比町	
51	東浦町	
52	南知多町	
53	美浜町	
54	武豊町	① 福祉給付金の自動払い ② 就学前までの「乳幼児医療費助成」
55	一色町	

市町村名		我が街の優れた施策
56	吉良町	① 乳幼児医療費を小学校就学前児童まで拡大している ② 義務教育終了前の児童が3人以上いる世帯の保育料を、3人目は半額、4人目以降は無料としている ③ 民生委員・児童委員の補助的な役割を担う「民生協力員」を町独自に任命し、地域福祉の充実を図っている
57	幡豆町	① 家具転倒防止支援事業 ② 訪問介護員養成講座受講料助成事業 ③ 高齢者等移送サービス事業
58	幸田町	① 福祉巡回バスの無料輸送 ② 介護保険制度の軽減制度等の個人通知及び広報による周知徹底
59	額田町	
60	三好町	① 町公営による病院 ② 乳幼児医療助成制度が就学児前まで適応されている ③ 床ずれ予防用具の貸与に関して、補助制度を設けている
61	設楽町	① 移送サービス事業 ② 人間ドック助成 ③ 就学未満児医療費助成
62	東栄町	① 温泉を活用した水中運動教室を開催 ② 介護予防のためのミニディサービス、転倒予防教室など健康づくり事業の実施 ③ 就学未満児医療費助成(6歳未満)
63	豊根村	① 高齢者が地域でいきいきと生活し要介護状態にならないよう介護保険対象外の方を対象にした生きがい活動支援事業を実施している ② 筋力アップで生涯現役をスローガンに取り組む健康づくり事業 ③ 同一敷地内で整備された保健センター・診療所・高齢者支援ハウス・社会福祉協議会の連携による地域密着型のサービス
64	音羽町	① 介護保険料の第2段階の者のうち低所得者に対し町独自で第1段階相当額まで減免している
65	小坂井町	① 障害児レスパイト事業
66	御津町	町独自事業も実施しているが、他の自治体と比べ特に優れているものはございません
67	一宮町	① 介護予防として町内60歳以上の高齢者に「いかまい館」を無料で使用させている ② 自立高齢者の介護予防対策として「すこやか倶楽部」をはじめ、各種のいきがい講座を開催している ③ 基本健康診査を無料で実施、がん検診は受益者負担の原則を基本に低額で実施、妊婦検診は3回検診無料化
68	富山村	

医療・介護・福祉など社会保障充実に向けての基本姿勢について

- ・文書回答より作成
- ・要望に対して「未回答」が刈谷市、江南市、稲沢市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、東郷町、美和町、大治町、蟹江町、飛島村、弥富町、阿久比町、額田町、音羽町、小坂井町、御津町の18市町村。
- ・「文書回答無し」が豊橋市、豊田市、清須市、三好町の4市町。
- ・一宮町と富山村はアンケートのみで、文書回答の提出を依頼していない。

- 1、憲法第25条、第11条、第12条、第97条の趣旨を踏まえ、住民の基本的人権・生存権を自治体として保障してください。
- 2、憲法が規定する地方自治法の本旨に則って、行財政運営を進めてください。また、地方自治法第1条を踏まえて、「住民の福祉の増進」を行財政運営の基本に据えてください。

市町村名	文書回答の内容
1 名古屋市	憲法、地方自治法の趣旨に則り、行財政運営をすすめている。医療・介護・福祉など社会保障施策についても法の趣旨を踏まえ、持続的・安定的な制度の確立に努めている。
2 豊橋市	※文書回答無し
3 岡崎市	1、総合計画の「安心して暮らせる人に優しい街づくり」において、保健医療・社会福祉・地域福祉・社会保障の各項目で施策の基本方針・体系・展開を示す中、3年毎のローリング方式による実施計画のもと、基本的人権や生存権を念頭に各種施策を展開。 2、総合計画の基本計画に定めた施策を行財政計画において、その実効性について検討する中で具体化し、更に予算化することによって対応している。
4 一宮市	1、法の趣旨を踏まえ今後も自治体として各種社会保障施策の拡充に努める 2、行財政運営は住民の意志に基づいておこなわれており、住民福祉の増進は、新市建設計画の中の「新市基本方針」で、保健・医療・福祉の充実「健やかでいきいきと暮らせる街づくり」を掲げている。
5 瀬戸市	1、憲法の趣旨を踏まえ、今後も自治体としての責務を果たしていく 2、「住民の福祉の増進」は法の目的であり、その趣旨に沿った行財政運営を進めていきたい。
6 半田市	1、憲法に定めた基本的人権など国民の権利の保障は、国の責務として実施されなければならないことであると認識している。そのため国と愛知県や協力し、実現に向けた取り組みに努めていきたい。 2、憲法92条でいう地方公共団体の組織・運営の基本たる「地方自治の本旨」は国から独立した地方公共団体が、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政をおこなっていく「団体自治」と、そこで実現される行政に関しては住民自らが地域のことを考え、自らの手で参政・参加していく「住民自治」という2つの理念を目指している。本市の施策の基本コンセプトは「市民福祉の向上はかる」ことであり、市民が健康で安全、快適にらせるまちづくりをめざしている。
7 春日井市	1、今後も引き続き憲法を遵守していく。 2、逼迫した財政状況が続いているが、昨年度制定した第4次行政改革大綱に基づき、真に必要な住民サービスの低下を招くことなく、将来的にも持続可能な経営感覚を持った行財政運営をめざす。
8 豊川市	1、基本的なことであると考えている。 2、基本的なことであると考えている。
9 津島市	2、少子・高齢化の進行や経済の低成長に伴い、年金・医療・介護などの制度のあり方や財源の確保が国民的課題となっている中、社会保障施策の充実および効率的な行財政運営に取り組んでいきたい。

市町村名		文書回答の内容
10	碧南市	1、2ともご意見としてお聞きしますが、憲法を尊重し行政運営をおこなっており福祉の増進に努めている。
11	刈谷市	※回答無し
12	豊田市	※文書回答無し
13	安城市	1、自治体として日本国憲法を尊重している。 2、地方自治法の趣旨に沿って行財政運営をおこなっている。
14	西尾市	1、生存権及び基本的人権の擁護は、この社会において人間の尊厳にかかわる基本的原則であり、常に念頭において行政の様々な施策を進めていく。 2、地方自治体として当然のことと考える
15	蒲郡市	1、2の陳情については確かに聞き置きました。
16	犬山市	1、地方自治体が法を遵守し行政運営をおこなうことは当然のことと認識している 2、現在も「住民の福祉の増進」を基本として行財政運営をおこなっている。
17	常滑市	1、公共の福祉の中で基本的人権・生存権を尊重していく。 2、住民参加を推進し、住民のニーズを尊重して市民サービスの向上につとめる。
18	江南市	※回答無し
19	小牧市	1、憲法の精神を尊重し、効果的・効率的な施策の実施に努める。 2、第5次小牧市総合計画に基づき福祉部門においても民主的・能率的な行政の確保に努める。
20	稲沢市	※回答無し
21	新城市	1、行政運営の日常において、基本的な姿勢が憲法にそむくようなことはない信じて業務に当たっている。ただ、社会の変化の速度についていけないような現象もあり、こうした課題に行政として改善策を少しでも提案できるように努力する。 2、憲法と地方自治法の本旨を基本としてなされるのもであり、将来にわたって決して変わることもない。しかし地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、その最たるものとして国と地方の財源配分を含め、真の地方自治がおこなわれるべき環境整備としての「三位一体改革」がすすめられている。本市はこの改革が地方自治の自立と住民福祉の増進にとって有為となるよう市長会間を通じて国への働きかけを積極的におこなってきた。
22	東海市	1、憲法の規定に基づく基本的人権及び生存権の遵守は、当然のことと考える。 2、住民福祉増進のため、「市民と行政の協働・共創」の理念の下で市民参加によるまちづくりに努めている。そして「街づくり市民委員会」に多方面で活躍されている市民に集まっていたき、市に対して様々な提案を「街づくり指標」としていただいている。市では市民満足度向上のため、この提案を実施計画等に反映させ市民が求める行財政運営の基本にしている。
23	大府市	1、生活保護、障害者、高齢者など社会的弱者の方々の福祉増進を推進している。 2、児童、母子、障害者、高齢者の健康・医療・保険・手当など福祉を推進する行財政運営に努力する。
24	知多市	1、住民の基本的人権、生存権を尊重し、福祉施策に対応していきたいと考える。 2、行財政運営において、「住民の福祉増進」に努めていきたいと考える。
25	知立市	※回答無し
26	尾張旭市	※回答無し
27	高浜市	※回答無し
28	岩倉市	1、住民の皆さんの基本的人権、生存権の保障は、当然の基本的な柱として内包しているものであり、公平・公正な高齢者・障害者福祉行政を推進していく。 2、基本的な考えの下に、厳しい財政状況ではありますが、高齢者・障害者みなさんの福祉向上に努めていきたい。

市町村名		文書回答の内容
29	豊明市	※回答無し
30	日進市	1、保障している。 2、「住民の福祉の増進」は、行財政の基本の1つに捉えている。
31	田原市	1、憲法に従い、市民の人権を守り、安全で安心して生活できるよう努める。 2、田原市・渥美町まちづくり計画で施策として安全・安心できる生活環境、地域福祉の増進をめざしている。今後は継承して、新市建設計画の中で位置づけ住民の福祉の増進に努める。
32	愛西市	1、これからの憲法の基本理念を尊重した法律・条例の規定に基づき、社会保障施策を遂行する。 2、地方自治の本旨に則り、民主的にして健全な行財政運営の執行に努める。
33	清須市	※文書回答無し
34	東郷町	※回答無し
35	長久手町	1、憲法を遵守しておこなう。 2、意見として参考とさせていただく。
36	豊山町	1、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利。社会福祉・社会保障・公衆衛生の向上・増進に努める。 2、高齢化社会の中、介護サービス費の伸びと保険料の上昇をできる限り抑えるため介護保険事業計画の中で検討をしていく。
37	師勝町	2、今後とも引き続き「住民の福祉の増進」に努めていく。
38	西春町	1、現実に即した対応を行う。
39	春日町	2、現時点においても「福祉のまち」を提唱しており、弱者を守るという行政を進め、福祉の増進にできる限り努力していく。
40	大口町	1、趣旨にのっとりそのように努めている。 2、憲法で保障した地方自治の機能が基本と考える。
41	扶桑町	1、憲法の趣旨を踏まえ、住民の基本的な人権・生存権を自治体として保障するよう努力する。 2、憲法が規定する地方自治の趣旨に沿って行政運営に進める。また、地方自治として保障するよう努力する。
42	七宝町	1、憲法を遵守することは、国民として当然のことである。それを踏まえ、社会保障制度に関する各種法律に照らし合わせ、自治体として許容範囲内において推進する。 2、自治体として、住民福祉を最大の基本理念にをもち、合理的・有効的な行政運営を推進する。
43	美和町	※回答無し
44	甚目寺町	1、基本的な人権の尊重は、人類共通の普遍的な理念であり、日本国憲法の最も重要な理念でもある。甚目寺町では、総合計画や平成11年5月に「人権尊重の町」を宣言するなど、様々な施策を実施してきた。平成16年3月には、人権に関する計画として「私たちの町甚目寺の人権に関する行動計画」を策定。基本的な人権は町の重要な課題として認識しており、今後も引き続き最大限の努力をする。また健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権についても住民一人ひとりが安心・安定した生活を送ることができるよう医療・介護・福祉サービスまた生活自立に向けた援助を引き続き行ってまいります。 2、甚目寺町では、住民との協働による「最小の経費で最大の効果」を得るための効率的な行財政運営を目指し、「第2次行政改革大綱」の策定に向けて「甚目寺町行政改革推進本部」を平成17年9月6日に設置しました。
45	大治町	※回答無し
46	蟹江町	※回答無し

市町村名		文書回答の内容
47	十四山村	1、憲法25条など各種法律の趣旨を踏まえ、今後とも自治体運営に努める。 2、地方自治の本旨に沿って、行政運営を進める。地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っている。
48	飛島村	※回答無し
49	弥富町	※回答無し
50	阿久比町	※回答無し
51	東浦町	1、憲法に沿って保障していく。 2、憲法・法律に沿って運営していく。
52	南知多町	1、現行の福祉施策については引き続き厳しい財政状況だが、できる限り削減をしないよう考えていく。 2、「住民福祉の増進」を基本に据えて行財政運営をすすめる。
53	美浜町	法に基づいて実施。
54	武豊町	1、住民の基本的人権・生存権を保障することは地方公共団体として当然の責務。 2、憲法の趣旨に即した地方自治を本旨とする地方行政の運営、地方自治法に規定する地方公共団体の役割である「住民の福祉の増進」を町行政の基本に据えることは、いずれも論を待たないところである。
55	一色町	1、基本的人権・生存権を尊重して施策を実施していく。 2、住民の福祉の増進を行財政運営の基本としている。
56	吉良町	1、法を遵守する。 2、法に基づき住民の福祉の増進を図ることを基本とする。
57	幡豆町	1、遵守する。 2、推進する。
58	幸田町	1、日本国憲法に規定されている趣旨を踏まえ、社会保障施策を行っていく。 2、基本方針の中に、福祉・教育の充実を重要課題の1つとしていく。
59	額田町	※回答無し
60	三好町	※文書回答無し
61	設楽町	1、国の方針に従っていく。 2、県の指導の下、設楽町の規模に合った運営を進めていく。
62	東栄町	現実に即した対応をおこないたい。住民のニーズ・財政状況等を見据え判断していくが、住民のサービスについては、低下を防ぐことが大切。
63	豊根村	1、村民が健康で文化的な生活が営めるよう、社会福祉施策の充実に取り組む。 2、の財政の許す範囲で「住民の福祉の増進」のため福祉・医療・教育を基本に取り組んでいく
64	音羽町	※回答無し
65	小坂井町	※回答無し
66	御津町	※回答無し

介護保険料の低所得者単独減免実施市町村一覧

(厚労省3原則比較表)

(2005年10月)

※減免実施市町村数は、昨年の41から37に減ったが、実施市町村の割合は、47.1%から54.4%に増加している。
 ※一宮市の減免制度(2004年度)は預金・不動産等の制限がなく、申請も不要で、本人所得33万円までを対象にしているため、実績・実績金額とも多い優れた制度となっていたが、尾西市・木曾川町との合併を機に申請が必要となった。
 ※名古屋市の減免制度は、かなり広い対象としているが、預金・不動産の制限があるため、実際の対象者は見込み人数よりかなり下回っている。
 ※「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に立って、3原則を超えて実施している市町村。
 ※2004年度実績の「件数」欄を人数で回答している市町村もある。

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則

- ① 保険料の全額免除
- ② 資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
- ③ 保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

減免実施市町村数		37	3原則項目			申請不要	2004年度実績	
市町村名	減免対象となる所得段階区分等	預金や不動産の制限なし	全額免除	一般会計	件数		金額	
1	名古屋市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	1,880	16,788,660
3	岡崎市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	200	2,395,400
4	一宮市	第1・2段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	11,329	56,409,700
5	瀬戸市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	1	4,500
6	半田市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	一部○	一部○	×	6	46,100
8	豊川市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	64	505,017
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	6	35,200
10	碧南市	要保護者、生活困窮者(収入による制限あり)	×	×	×	×	38	656,265
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	13	200,278
14	西尾市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	6	88,200
15	蒲郡市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	186	1,455,196
16	犬山市	第2段階	×	×	×	×	0	0
18	江南市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	21	183,400
19	小牧市	第2段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	29	218,500
20	稲沢市	第1・2段階(収入による制限あり)	一部○	×	×	×	18	142,200
21	新城市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0
一	知多北部広域	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	83	1,158,200
25	知立市	第1段階	○	○	×	○	3	41,000
26	尾張旭市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	13	125,200
28	岩倉市	高齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	2	11,600
30	日進市	第1段階	○	×	×	×	3	40,320
31	田原市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	42	326,400
37	師勝町	第1・2段階	×	×	×	×	7	63,700
39	春日町	第1・2段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	0	0
40	大口町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	11	96,300
41	扶桑町	第1・2段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	4	65,200
46	蟹江町	第1段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	0	0
54	武豊町	第1・2段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	14	153,000
58	幸田町	第1・2段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	71	672,000
59	額田町	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	0	0
64	音羽町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	0	0
65	小坂井町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	37	282,384
66	御津町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	19	136,530
67	一宮町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	13	90,090

介護保険料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

(2005年10月現在)

1・名古屋市	根拠法規	名古屋市介護保険条例・名古屋市介護保険条例施行細則
	対象の所得段階区分	第2段階(施行細則)
	対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が、ア) 1人世帯の場合 98万円、イ) 2人世帯の場合 122万5千円、ウ) 3人世帯の場合 147万円、エ) 4人世帯の場合 178万円、オ) 5人世帯の場合 213万6千円、カ) 6人以上の場合 213万6千円に5人を超える世帯員1人につき34万円を加算した額、以下であること。(施行細則) ② 全世帯員が住民税非課税であること。(施行細則) ③ 全世帯員の預貯金が、①の世帯数に応じた合算額の3倍以下であること。(要綱) ④ 住居以外の不動産を有していないこと。(要綱) ⑤ 他の世帯から税法上の扶養を受けていないこと。(要綱)
	減免内容	第1段階の保険料に減額(年額28,379円を18,919円に減額)(施行細則)
	申請の有無・内容	納付期限までに「介護保険料減免申請書(低所得者減免用)」を区長に提出する。(条例・施行細則)
	財源	介護保険特別会計

3・岡崎市	根拠法規	岡崎市介護保険条例・岡崎市介護保険規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)(条例)
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(条例) ② 住民税課税者から生計の援助を受けていないものであること。(条例) ③ 資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難なものであること。(条例)→1)住居以外の不動産を有していないこと。2)全世帯の預貯金が1050万円以下であること。(内規)
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額(年額26,100円を13,050円に減額)(規則)
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階(条例)
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が60万円を超え120万円(世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(条例) ②～③(1)と同じ
		減免内容	第2段階保険料を3分の2相当額に減額(年額34,800円を23,200円に減額)(規則)
	(3)	対象の所得段階区分	第2段階(条例)
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(条例) ②～③(1)と同じ
		減免内容	第2段階保険料を3分の1相当額に減額(年額34,800円を11,600円に減額)(規則)
	申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出する。(条例、書類は規則)	
	財源	介護保険特別会計	

4・一宮市	根拠法規	一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)・第2段階(施行規則)
	対象者の条件	対象者本人の前年所得金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額(33万円)を超えないこと。(施行規則)
	減免内容	各保険料徴収段階の規定額の100分の20に相当する額を減免(施行規則) 第1段階(年額17,300円を13,840円に減免) 第2段階(年額25,900円を20,720円に減免)
	申請の有無	必要(条例・施行規則)→合併による手続き変更。
	財源	介護保険特別会計

5・瀬戸市	根拠法規など	瀬戸市介護保険条例・瀬戸市介護保険条例施行規則・ 瀬戸市介護保険料減免に係る要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	① 全世帯員が住民税非課税であること。（要綱） ② 全世帯員の実収入見込額（収入が確実に推定できない場合は、前3カ月の平均収入月額に12カ月を乗じた額）が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類、住宅扶助及び老齢加算または障害者加算を合算した額）（減免基準生活費）以下であること。（要綱） ③ 住民税を課税されている者に扶養されていないこと。（要綱） ④ 住居及び収入を得るための不動産以外の不動産を有していないこと。（要綱） ⑤ 全世帯員の預貯金の合算額が減免基準生活費の3倍以下であること。（要綱）
	減免内容	月割額で保険料の100分の25に相当する額を減免（要綱） （月額保険料2,254円を1690円に減額）≒第1段階の保険料に減額
	申請の有無・内容	納期期限の7日前までに「介護保険料申告書（減免・徴収猶予用）」「収入及び資産の調査に関する同意書」「収入申告書」「資産申告書」を市長に提出。（条例・施行規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

6・半田市	(1)	根拠法規など	半田市介護保険条例・半田市介護保険条例施行規則 半田市介護保険料助成に関する条例（以下、助成条例） 半田市介護保険料助成に関する条例施行規則（以下、助成規則）
		対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）（施行規則・助成条例）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が、60万円（世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額）以下であること。（施行規則・助成条例） ② 住民税課税者と生計を一にしていないこと。（施行規則・助成条例） ③ 住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと。（施行規則・助成条例） ④ 住居以外の不動産を有していないこと。（内規） ⑤ 全世帯の預貯金が1050万円（特別マル優に準ずる金額）以下であること。（内規）
		減免内容	① 申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の2分の1の額を減免する。（月額保険料にして1,783円を890円相当に減額）（施行細則） ② ①で減免を受けた後に納付した保険料（月額保険料にして890円相当額）を全額助成する。（助成条例）→「半田市介護保険料支給申請書」に領収書等を添付し市長に申請（償還払い）。（助成規則）
		申請の有無・内容	① 減免事由発生日から30日以内（条例）に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類（兼同意書）を市長に提出。（施行規則） ② 「半田市介護保険料助成申請書」により市長に申し込む。（助成規則）
		財源	① 条例に係る減免は「介護保険特別会計」 ② 助成条例に係る助成は「一般会計」
		根拠法規など	半田市介護保険条例・半田市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第2段階（施行規則・助成条例）	
	対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が、120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（施行規則） ② 住民税課税者と生計を一にしていないこと。（施行規則） ③ 住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと。（施行規則） ④ 住居以外の不動産を有していないこと。（内規） ⑤ 全世帯の預貯金が1050万円（特別マル優に準ずる金額）以下であること。（内規）	
	減免内容	申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の2分の1の額を減免する。（月額保険料にして1,783円を890円相当に減額）（施行細則）	
	申請の有無・内容	減免事由発生日から30日以内（条例）に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類（兼同意書）を市長に提出。（施行規則）	
	財源	介護保険特別会計	
	財源	介護保険特別会計	

8・豊川市	根拠法規など	豊川市介護保険条例・豊川市介護保険規則・ 豊川市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が、120万円（世帯員が2人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） ② 住民税課税者と生計を同じくせず、その被扶養者でもなく、その者から生活援助を受けていないこと。（要綱） ③ 健康保険の被扶養者となっていないこと。（要綱） ④ 全世帯員が住居用以外の土地または家屋を有していないこと。（要綱）
	減免内容	第2段階保険料から第1段階保険料を引いた額を減免する。（要綱） （月額保険料1,999円を1,333円に減額）≒第1段階の保険料に減額
	申請の有無・内容	年金証書その他の資産状況に関する調書、介護保険料本算定納入通知書、健康保険証等の写しを添えて市長に申請する。（規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

9・津島市	根拠法規など	津島市介護保険条例・介護保険法の規定による申請書等に関する規則・ 津島市介護保険料の減免に関する要領
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）（規則）
	対象者の条件	① 高齢福祉年金受給者（規則） ② 全世帯員が住民税非課税であること。（規則） ③ 住民税課税者に扶養されていないこと。（規則）→a.別居していても税の申告上、被扶養者になっていないこと。b.健康保険等の被扶養者になっていないこと。（要領） ④ 資産を活用してもなお生活が困窮している者。（規則）→a.住宅用以上の土地及び家屋を有していないこと。b.預貯金が350万円以下であること。（要領）
	減免内容	第1段階保険料の2分の1の額を減免する。（規則） （月額保険料1,280円を640円に減額）
	申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」（市が対象者に事前に郵送）、「介護保険料納入通知書又は決定通知書」「所得状況確認書」「健康保険証の写し」を市長に申請する。（条例・規則・要領）
	財源	介護保険特別会計

10・碧南市	根拠法規など	碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則	
	(1)	対象者の条件	第1号被保険者及びその属する世帯の世帯員の収入及び保有する資産を考慮し、当該世帯の生活が著しく困窮していると認めるとき。（条例） ① 第1号被保険者の当年収入金額が80万円（第1号被保険者以外の世帯員がいるときは、80万円に1人につき40万円を加算した額）以下であること。（施行細則） ② 保有する資産を活用しても生活が困窮していること。（施行細則）→a.預貯金が1人世帯の場合100万円以下、2人以上世帯の場合150万円以下であること。b.住居を用途とする土地及び家屋が200㎡未満であること。c.b以外の不動産を有していないこと。（内規）
		減免内容	納付すべき保険料額の8分の7の額を減免（施行規則） （第2段階の月額保険料の場合—2,040円を255円に減額）
	(2)	対象者の条件	要保護者（生活保護法第6条第2項）のものであって、保険料の減免を適用されたならば保護の必要としない状態になるもの。（条例）
		減免内容	納付すべき保険料額の8分の7の額を減免（施行規則） （第2段階の月額保険料の場合—2,040円を255円に減額）
	(3)	対象者の条件	保険料を徴収することが適当でないとして市長が認める場合（条例）→上記(1)(2)以外に、特別な理由がある場合（施行規則）→具体的には2003年4月の改正で減免対象の要件がかわり、それまで減免の対象となっていた人で改正によって適用しなくなった人を対象に経過措置としてみている。
		減免内容	必要と認める額を減免（施行規則）
	申請の有無・内容	納付期限までに「介護保険料減免申請書」を市長に申請する。（条例・施行規則）	
	財源	介護保険特別会計	

12・豊田市	根拠法規など	豊田市介護保険条例・豊田市介護保険規則	
	(1)	対象者の条件	障害者（地方税法第292条第1項第9項規定）である被保険者で、全世帯員の合計所得金額が500万円以下の者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の2の額を減免（規則） （第2段階の月額保険料の場合—2, 223円を1, 780円に減額）
	(2)	対象者の条件	全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額以下の者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の7.5の額を減免（規則） （第2段階の月額保険料の場合—2, 223円を558円に減額）
	(3)	対象者の条件	全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額の1.0倍以上1.2倍未満の者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の5の額を減免（規則） （第2段階の月額保険料の場合—2, 223円を1, 111円に減額）
	(4)	対象者の条件	債務返済のため自己の居住財産を譲渡した者で、保険料納付が困難な者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の5の額を減免（規則） （第2段階の月額保険料の場合—2, 223円を1, 111円に減額）
対象者の除外	上記(1)～(4)の対象者のうち、以下の該当する者は除外する。なお、他の世帯から扶養されているとき、又は生計を共にしている場合は同一世帯員としてみなす。（規則） ① 全世帯員の合計預貯金額が生活保護基準額の12倍以上あるとき。 ② 全世帯員の保有する固定資産を活用すれば、保険料納付ができるとき。→住宅や山林などすぐに活用できない不動産の場合は省く。（内規）		
申請の有無・内容	納付期限7日前までに指定様式で市長に申請する。（条例・規則・要綱）		
財源	介護保険特別会計		

14・西尾市	根拠法規	西尾市介護保険条例・西尾市介護保険規則・西尾市介護保険料減免要綱	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）（要綱）
		対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が60万円（世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額）以下であること。（要綱） ② 過去、介護保険料の滞納がないこと。（要綱） ③ 住民税課税者と生計を共にしていないこと。（要綱） ④ 住民税課税者に扶養又は援助を受けていないこと。（要綱） ⑤ 本人及び生計同一者が、居住用以外の土地又は家屋及び不動産・有価証券にかかわる収入がないこと。（要綱）
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額（月額保険料1, 400円を700円に減額）（要綱）
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
		対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が60万円（世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額）以下であること。（要綱） ②～⑤（1）と同じ
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額（月額保険料1, 400円を700円に減額）（要綱）
	(3)	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
		対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） ②～⑤（1）と同じ
		減免内容	第2段階保険料を第1段階相当額に減額（月額保険料2, 100円を1, 400円に減額）（要綱）
	申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」及び「収入及び資産状況等申出書」（前年収入・税金・社会保険料・医療費などの前年経費、資産の状況）を市長に提出する。（要綱）	
減免期間	申請の当該年度末まで（要綱）		
財源	介護保険特別会計		

15 ・ 蒲 郡 市	根拠法規	蒲都市介護保険条例・蒲都市介護保険規則
	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
	対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が120万円（世帯員が2人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（規則） ② 住民税課税者の扶養を受けていないこと。（規則） ③ 全世帯員が居住用以外の固定資産を有していないこと。（規則） ④ 全世帯員の預貯金合計額が1,000万円以下であること。（規則）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（規則） （月額保険料2,006円を1,337円に減額）
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（規則）
	財源	介護保険特別会計

16 ・ 犬 山 市	根拠法規など	犬山市介護保険条例・犬山市介護保険条例施行規則・ 犬山市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（生活保護法第8条に規定する世帯に属する場合）（要綱）
	対象者の条件	① 住民税課税者と生計を共にしていないこと。（要綱） ② 住民税課税者の扶養を受けていないこと。（要綱） ③ 医療保険各法の被扶養者になっていないこと。（要綱） ④ 本人及び生計同一者が居住用以外の固定資産を有していないこと。（要綱） ⑤ 本人及び生計同一者の預貯金合計額が100万円以下であること。（要綱）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） （月額保険料2,140円を1,427円に減額）
	減免期間	申請の当該年度末まで（要綱）
	申請の有無・内容	「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（条例・規則）
	財源	介護保険特別会計

18 ・ 江 南 市	根拠法規など	江南市介護保険条例・江南市介護保険条例施行規則・ 江南市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	① 本人の前年収入金額が42万円以下であること。（要綱） ② 全世帯員の前年収入合計額が120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に2人から1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） ③ 世帯全員が非課税であること。 ④ 住民税課税者から扶養もしくは援助を受けていないこと。 ⑤ 住民税課税者と生計を共にしていないこと。 ⑥ 全世帯員が居住用以外の土地や家屋を有していないこと。
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） （月額保険料2,192円を1,458円に減額）
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類（収入状況等申出書）を添付し市長に申請する。（条例・規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

19 ・ 小 牧 市	根拠法規など	小牧市介護保険条例・小牧市介護保険条例施行規則・ 小牧市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	所得段階区分第1段階に準じる者（住民税課税者の被扶養者及び生計同一を除く） もしくは「小牧市外国人高齢者給付金支給要綱」に基づく給付金の支給を受けている者
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） （月額保険料2,167円を1,442円に減額）
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（条例・規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

20・稲沢市	根拠法規など	稲沢市介護保険条例・稲沢市介護保険条例施行規則・ 稲沢市介護保険保険料の減免に関する要綱	
	①	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）（要綱）
		対象者の条件	全世帯員が固定資産を有しないこと
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額（月額保険料1,314円を657円に減額） （要綱）
	②	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
		対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が42万円（非課税収含む）以下であること。（要綱） ② 全世帯が固定資産を有しないこと（要綱） ③ 社会保険の被扶養者になっていないこと（要綱） ④ 継続的な仕送りを受けていない（要綱）
		減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（月額保険料1,971円を1,314円に減額）（要綱）
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・猶予申請書」「介護保険料開始通知書または納入通知書」「収入及び資産状況に関する調書及び調査同意書」「健康保険証の写し」を市長に提出する。（要綱）	
減免期間	申請の当該年度末まで（要綱）		
財源	介護保険特別会計		

21・新城市	根拠法規	新城市介護保険条例・新城市介護保険規則
	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
	対象者の条件	① 前年の世帯収入金額が生活保護基準以下であること。（規則） ② 住民税課税者に扶養されていないこと。（規則） ③ 社会保険の被扶養者でないこと。（規則） ④ 全世帯員が居住用の土地及び家屋以外の固定資産を活用してもなお保険料納付が困難であること。（規則） ⑤ 全世帯員の預貯金・手持ち合計額が生活保護基準（1カ月分）の12倍を超えないこと。（規則）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（規則） （月額保険料1,860円を1,240円に減額）
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類（収入状況等申出書）を添付し市長に申請する。（条例・規則）
	財源	介護保険特別会計

25・知立市	根拠法規	知立市介護保険条例
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）
	減免内容	全額免除
	申請の有無	不要
	財源	介護保険特別会計

26・尾張旭市	根拠法規	尾張旭市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	規定はないが、対象者の条件から第2段階。（第1段階は除く）
	対象者の条件	① 住民税非課税世帯で、収入が生活保護基準以下であること。 ② 住民税課税者と生計を共にしていないこと。 ③ 自宅以外に不動産を有しないこと。 ④ 社会保険、税などの被扶養者でないこと。
	減免内容	第1段階の保険料に減額（規則）。減免の期間は申請のあった月から当該年度内分を減免する。特別徴収者は償還払い。
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険料減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。
	財源	介護保険特別会計

知多北部広域連合	根拠法規	知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階(条例・規則)
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が66万円(2人以上世帯の場合は66万円に1人につき66万円を加算した額)以下であること。 ② 全世帯員の預貯合計額が200万円以下であること。 ③ 住民税課税者に扶養されていないこと。 ④ 社会保険の被扶養者でないこと。
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額(月額保険料1,495円を748円に減額)(規則)
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階(条例・規則)
		対象者の条件	①～④(1)と同じ
		減免内容	第2段階保険料を第1段階保険料に減額(月額保険料2,242円を748円に減額)(規則)
	(3)	対象の所得段階区分	第2段階(条例・規則)
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が98万円(2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額)以下であること。 ②～④(1)と同じ
		減免内容	第2段階保険料を3分の1(月額保険料2,242円を1,495円に減額)(規則)
申請の有無・内容	当該年度分について7月15日から3月31日の間に「介護保険料減免申請書」にて市長に申請する。減免は減免決定日の最初の納期日から行うが、当該年度の納期終了後に減額の決定がされた場合は償還払いとなる。(規則)		
財源	介護保険特別会計		

28 ・ 岩倉市	根拠法規	岩倉市介護保険条例・岩倉市介護保険料の減免に関する規則 岩倉市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第1段階(老齢福祉年金受給者)(要綱)
	対象者の条件	① 前年収入が42万円(遺族年金、障害年金等住民税非課税収入を含む)以下であること。(要綱) ② 社会保険の被扶養者でないこと。(要綱) ③ 継続的な仕送りを受けていないこと。(要綱) ④ 全世帯員が居住用の土地建物以外に固定資産を有していないこと。(要綱)
	減免内容	第1段階保険料を2分の1に減免(月額保険料1,450円を725円に減額)(要綱)。
	申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」に「収入及び資産状況に関する調書」と「健康保険証」の写しを添付し市長に申請する。
	財源	介護保険特別会計

30 ・ 日進市	根拠法規	日進市介護保険条例・日進市介護保険条例施行規則 日進市低所得者の介護保険料減免に関する要綱
	対象者	第1段階(生保除く)(要綱)
	減免内容	第1段階保険料を100分の80減免(月額保険料1,400円を280円に減額)(要綱)
	申請の有無・内容	「保険料減免・徴収猶予申告書」を市長に申請する。なお、既に保険料を支払っており、その支払がやむを得ないと認める場合、「保険料差額支給申請書」を市長に提出することにより、償還払いする。
	財源	介護保険特別会計

31 ・ 田原市	根拠法規	田原市介護保険条例・田原市介護保険条例施行規則 田原市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	① 世帯の前年収入合計額（遺族年金等の住民税非課税収入含む）が100万円（世帯員が2人以上の場合は、100万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） ② 住民税課税者と生計を一にしていないこと。（要綱） ③ 住民税課税者の被扶養者でないこと。（要綱） ④ 住民税課税者から生活援助を受けていないこと。（要綱） ⑤ 全世帯員が居住用以外の土地または家屋を有していないこと。（要綱）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） （月額保険料1,980円を1,320円に減額）。
	申請の有無・内容	「介護保険減免・徴収猶予申請書」に「年金証書その他収入及び資産状況に関する調書」「介護保険料本算定納入通知書」「健康保険証の写し」を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

37 ・ 師勝町	根拠法規	師勝町介護保険条例・師勝町介護保険条例施行規則 師勝町介護保険料の減免に関する要綱	
	①	対象の所得段階区分	第1段階（要綱）
		対象者の条件	① 住民税課税者と生計を一にしていない。（要綱） ② 住民税課税者の被扶養者ではない。（要綱） ③ 医療保険各法の被扶養者ではない。（要綱） ④ 全世帯員が居住及び生活に必要な範囲を超えた処分可能な土地、家屋等を所有していない。（要綱） ⑤ 全世帯員の預貯金、有価証券及び手持金の合計額が100万円以下である。（要綱）
		減免内容	第1段階保険料の2分の1を減額（要綱）（月額保険料1,508円を754円に減額）。
	②	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
		対象者の条件	①～⑤（1）と同じ
		減免内容	第2段階保険料の3分の1を減額（要綱）（月額保険料2,267円を1,512円に減額）。
	申請の有無・内容	普通徴収は納付期限の7日前、特別徴収は前々月の15日までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。（条例・規則）	
財源	介護保険特別会計		

39 ・ 春日町	根拠法規	春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険料の減免に関する要綱	
	①	対象の所得段階区分	第1段階（要綱）
		対象者の条件	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。（要綱）
		減免内容	第1段階保険料の2分の1を減免（月額保険料1,417円を709円に減額）（要綱）。 ※既に納付した保険料については減免の対象としない。
	②	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
		対象者の条件	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。
減免内容		第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（月額保険料2,125円を1,417円に減額）（要綱）。※既に納付した保険料については減免の対象としない。	
申請の有無・内容	申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。（規則・要綱）		
財源	介護保険特別会計		

41 ・ 扶桑町	根拠法規	扶桑町介護保険条例・扶桑町介護保険条例施行規則 扶桑町介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）、第2段階（要綱）
	対象者の条件	生活保護基準の相当する世帯に属していること。（要綱）
	減免内容	保険料の2分の1を減額（要綱） （月額保険料で第1段階は1,358円を679円、第2段階は2,042円を1,021円）
	申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

40 ・ 大口町	根拠法規	大口町介護保険条例・大口町介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
	対象者の条件	① 全世帯員の前年收入合計額が85万円（世帯員が2人以上の場合、85万円に1につき35万円を加算した額）以下であること。（規則） ② 全世帯員の現金、預貯金、有価証券の合計金額が300万円以下であること。 ③ 全世帯員が居住用以外の土地及び家屋がなく、かつ土地の総面積が500㎡以下であること。（規則）
	減免内容	第2段階保険料の4分の1を減額（規則）（月額保険料2,059円を1,545円に減額）。 ※申請した年度の保険料を減免対象とする。
	申請の有無・内容	「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

46 ・ 蟹江町	根拠法規	蟹江町介護保険条例・規則
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）
	対象者の条件	生活保護基準以下で、収入42万円以下でかつ固定資産や預金が基準以下のもの。
	減免内容	保険料の2分の1を減額（要綱）（月額保険料で1,350円を675円に減額）
	申請の有無・内容	申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

54 ・ 武豊町	根拠法規	武豊町介護保険条例・武豊町介護保険条例施行規則	
	①	対象の所得段階区分	第1段階（規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年收入合計額が120万円以下であること。
		減免内容	第1段階保険料の3分の1相当額を減額（月額保険料1,500円を1,000円に減額）（規則）
	②	対象の所得段階区分	第1段階（規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年收入合計額が60万円以下であること。
		減免内容	第1段階保険料の2分の1相当額を減額（月額保険料1,500円を750円に減額）（規則）
	③	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年收入合計額が60万円以下であること。
		減免内容	第2段階保険料の3分の2相当額を減額（月額保険料2,250円を750円に減額）（規則）
	申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」にて町長に申請する。（規則）	
財源	介護保険特別会計		

58 ・ 幸田町	根拠法規	幸田町介護保険条例・幸田町介護保険規則	
	①	対象の所得段階区分	第1段階・第2段階（規則）
		対象者の条件	前年の世帯収入が42万円（複数世帯の場合は84万円）以下（規則）
		減免内容	第1段階の場合、2分の1を減額（月額保険料1,400円を700円に減額） 第2段階の場合、3分の2を減額（月額保険料2,100円を700円に減額） ※いずれも申請後に到来する納付期に係る納付額から減免（規則）
	②	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
		対象者の条件	前年の世帯収入が94万円（複数世帯の場合は149万円）以下（規則）
		減免内容	第2段階保険料から3分の1を減額（月額保険料2,100円を1,400円に減額） ※申請後に到来する納付期に係る納付額から減免（規則）
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に「介護保険料軽減に係る収入等申告書」を添付し町長に申請。（条例・規則）	
財源	介護保険特別会計		

音羽町・一宮町・小坂井町・御津町	根拠法規	各町介護保険条例・各町介護保険条例施行規則・各町介護保険料の減免に関わる取扱要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が120万円（世帯員が2人以上の場合、120万円に1につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） ② 住民税課税者に扶養されておらず、また経済的支援を受けていないこと。（要綱） ③ 健康保険等の被扶養者となっていないこと。（要綱） ④ 全世帯員が居住用以外の土地及び家屋を有していないこと。（要綱）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階保険料に減免（要綱）
	申請の有無・内容	8月中（保険料本算定）までに「介護保険減免申請書」を町長に申請。対象者の条件については聞き取りにて調査する。
	財源	介護保険特別会計

※額田町は、「額田町介護保険料の減免に関する実施要綱」にて所得段階区分第1段階・第2段階のものに対する独自の減免制度を実施している（2004年度実績なし）が、2006年1月の岡崎市と編入合併により現行制度は廃止され岡崎市の条例・規則の適用となる。

介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧

(2005年10月現在)

※減免実施市町村数は、昨年の31から24に減ったため、実施市町村の割合は、35.6%から35.3%になった。
 ※訪問介護の減免制度(高齢者)－豊橋市・春日井市・豊田市・小牧市・尾張旭市・豊山町・音羽町・御津町は国の訪問介護特別対策(高齢者)廃止とともに独自の拡大部分も含め2005年3月末をもって廃止(障害者部分は継続している)。
 ※江南市は7月から、日進市は4月から、訪問介護の利用者負担の負担率を3%から5%に変更した。
 ※豊橋市は、高額介護サービス費の限度額を引き下げて、非常に多くの減免を実施している。
 ※半田市は、住民税非課税世帯の居宅・施設サービスの1/2を減免して、実績金額で最も多い減免を実施している。
 ※額田町は2006年1月に岡崎市に編入合併するため現行制度は廃止され、減免内容は岡崎市の内容となる。
 ※2004年度実績の「件数」欄を人数で回答している市町村もある。

減免実施市町村数		24	減免内容						給付方法	2004年度実績	
市町村名	対象者	預金や不動産の制限なし	訪問介護の利用者負担			居宅サービス利用料の助成割合	施設サービス利用料の助成割合	件数		金額	
			3%負担	5%負担	6%負担						
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基準額を設定し、「高額介護サービス費」限度額との差額を助成する実質的な利用料減免						償還	13,919	27,561,111	
3	岡崎市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	9	234,482
6	半田市	住民税非課税世帯	○	—	—	—	1/2	1/2	償還	1,875	40,115,474
10	碧南市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	1/2	1/2	償還	108	2,029,968
11	刈谷市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	169	5,799,959
13	安城市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	28	1,052,047
14	西尾市	第1段階	○	—	—	—	1/2	—	償還	107	2,165,338
		第2段階の要介護3～5					1/5	—			
18	江南市	所得税非課税世帯	○	—	○	—	—	—	現物	3,583	13,254,753
—	知多北部広域	第1・2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	3/4	3/4	償還(特別会計)	28	3,530,213
		第2段階(収入による制限あり)					1/2	1/2			
25	知立市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	○	—	—	—	1/2	—	償還	182	296,928
28	岩倉市	第1段階(高齢福祉年金受給者)	○	—	—	—	1/2	1/2	償還	0	0
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	○	—	○	—	—	—	償還	8	63,050
39	春日町	生活保護基準以下	○	—	—	—	1/2	1/2	現物	0	0
41	扶桑町	所得税額92,400円以下	○	—	—	○	—	—	現物	46	545,103
50	阿久比町	住民税非課税世帯	○	○	—	—	—	—	現物	53	1,757,106
54	武豊町	住民税非課税世帯	○	—	—	—	1/2	—	償還	224	9,146,147
		介護老人福祉施設の入所者(収入による制限あり)	○	—	—	—	—	1/2			
55	一色町	第1段階	○	—	—	—	1/2	1/2	償還	769	2,213,601
		第2段階	○	—	—	—	1/4	—			
56	吉良町	第1段階	○	—	—	—	1/2	—	償還	60	1,548,254
		第2段階	○	—	—	—	1/4	—			
57	幡豆町	第1段階	○	—	—	—	1/2	—	償還	33	507,599
		第2段階	○	—	—	—	1/4	—			
58	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	6	235,254
59	額田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	0	0

介護保険利用料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

(2005年10月現在)

2 ・ 豊橋市	事業名・根拠法規等	豊橋市在宅サービス利用促進事業実施要綱			
	対象サービス	高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費			
	対象者及び 軽減内容	介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス利用促進事業補助金」として交付する（世帯合算適用しない。）			
		① 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 8,000 円			
		② 住民税非課税世帯 8,000 円			
③ ①②を除く住民税非課税者 12,000 円 (解説)					
	保険料徴収所得区分	国基準	→	豊橋市基準	
	本人課税（第4段階以上）	37,200	→	37,200	
	本人非課税（第3段階）		→	12,000	
	世帯非課税（第2段階）	24,600	→	8,000	
	老齢福祉年金（第1段階）	15,000	→		
交付申請と支払い	高額介護サービス費等給付のお知らせの通知事務と併せ、上記の対象者に「在宅サービス利用促進事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス利用促進事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。（交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる）				
財源	一般会計				

3 ・ 岡崎市	事業名・根拠法規等	岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者対策事業実施要綱			
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額減免を受けている場合も含む）			
	助成金の額	利用者負担額の合計額の2分の1			
	助成金の支払	遅くとも翌々月の末日までに以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証 ・ 利用者負担に係る領収書 ・ 介護サービス利用票の写しなど			
	対象者	① 保険料徴収区分第1段階（生保除く） ② 住民税非課税世帯に属する者で（第2段階）あって、全世帯員の前年収入の合算額が、2人世帯で120万円（世帯員が2人以上の場合1人につき35万円を加算した額）以下のものうち、本人の収入額が60万円以下であること。			
		上記①②の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。 ・ 住居以外の不動産を有している者 ・ 一定基準額以上の預貯金がある者→預貯金額は1050万円以上（内規） ・ 健康保険法・地方税法上の扶養者が住民税課税者 ・ 世帯員に住民税未申告者がいるとき ・ 世帯員に介護保険料の滞納者がいるとき			
	資格の申請	「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証交付申請書」及び「収入状況等申出書」（世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付）を市長に提出。該当者には「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証」を交付。			
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで。			
財源	一般会計				

※額田町は、「額田町介護保険居宅サービス利用者負担額助成事業実施要綱」にて「居宅サービス（痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護除く）の利用者負担2分の1助成」を実施している（2004年度実績なし）が、2006年1月の岡崎市と編入合併により現行制度は廃止となる。

6 ・ 半 田 市	事業名・根拠法規等	半田市介護福祉助成に関する条例 半田市介護福祉助成に関する条例施行規則										
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）（条例）										
	助成金の額	介護サービス費の一部負担金の一部を以下の限度額内で助成する（条例）。 →「一部の助成額」は実際に支払った一部負担金額の2分の1とする。（内規） ※利用者が負担した一部負担金の額は高額介護サービス費及び高額居宅介護サービス費の支給適用があったものとみなして算定する。（施行規則）										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態区分</th> <th>介護福祉給付助成額（助成限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援</td> <td>3,075円以内（2分の1の額）</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>8,290円以内（2分の1の額）</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>9,740円以内（2分の1の額）</td> </tr> <tr> <td>要介護3・4・5</td> <td>12,300円以内</td> </tr> </tbody> </table>	要介護状態区分	介護福祉給付助成額（助成限度額）	要支援	3,075円以内（2分の1の額）	要介護1	8,290円以内（2分の1の額）	要介護2	9,740円以内（2分の1の額）	要介護3・4・5	12,300円以内
	要介護状態区分	介護福祉給付助成額（助成限度額）										
	要支援	3,075円以内（2分の1の額）										
	要介護1	8,290円以内（2分の1の額）										
	要介護2	9,740円以内（2分の1の額）										
要介護3・4・5	12,300円以内											
助成金の支払	① 受給者が「要支援」「要介護1」「要介護2」の場合（施行規則）は、「受給者証兼介護サービス費支払証明書」をサービス事業者に提示すれば、介護福祉給付助成額を差し引いた額をサービス事業者に支払うことで介護福祉給付助成を現物給付で受けることができる。（条例・施行細則） ② 受給者が「要介護3」「要介護4」「要介護5」の場合は、「介護サービス費支給申請書」に介護サービス費支払証明書または領収書を添付して市長に申請し、市長は申請月の翌月に助成額を支払う。（施行規則） →運用上実際は、①の適用は困難で②により償還払いしている。											
対象者	①住民税非課税世帯の者（条例） ②半田市市税条例及び半田市市税の減免に関する規則に該当する世帯の者（条例）（いずれも旧処置入所者、生保は除く）											
資格の申請	「受給者証兼介護サービス費支払証明書交付申請書」を市長に提出。該当者には「受給者証兼介護サービス費支払証明書」を交付する。※証の有効期限はなく、年に1度要件が該当しているかどうかは市で確認している。											
財源	一般会計											

10 ・ 碧 南 市	事業名・根拠法規等	碧南市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施規程
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（特例サービス費も含む）
	助成金の額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者
	資格の申請	「介護保険利用者負担額助成受給者証交付申請書」に碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額助成受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	年1回、保険料の本算定にあわせて更新を行う。
	財源	一般会計

11 ・ 刈谷市	事業名・根拠法規等	刈谷市介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護
	助成金の額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証 ・ 助成を受けようとする利用者負担額が分かる領収書 ・ 領収書の内訳が分かる書類 なお、訪問介護については、受給者証を事業者に提示し6%の利用者負担額を支払い、軽減額(5%)の残りの1%分を市長に申請し償還払いを受ける。(2005年3月で国の特別対策(高齢者の訪問介護特別対策部分)が廃止となるので、それに伴い、この取扱いもなくなる)
	対象者	①保険料徴収区分第1段階のもの(生保除く) ②住民税非課税世帯に属するもので、前年収入額から所得税等・社会保険料・医療費等の経費を控除した額が42万円以下のもの。 ③住民税非課税世帯に属するもので、全世帯員の前年収入合計額が103万円(世帯員が2人以上の場合は164万円)以下のもの
	資格の申請	「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証交付申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)。更新は6月中に上記方法にて行う。
	財源	一般会計

13 ・ 安城市	事業名・根拠法規等	安城市介護保険利用者負担軽減措置事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険利用者負担軽減交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額軽減受給者証 なお、訪問介護については、受給者証を事業者に提示し6%の利用者負担額を支払い、軽減額(5%)の残りの1%分を市長に申請し償還払いを受ける(2005年3月で国の特別対策(高齢者の訪問介護特別対策部分)が廃止となるので、それに伴い、この取扱いもなくなる)。
	対象者	① 住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者 ② 住民税非課税世帯に属する者で、生計同一者全員の前年収入合計額が103万円(生計同一者が2人以上の場合は164万円)以下のもの 上記①②の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生保 ・ 生計同一者に住民税課税者がいる ・ 生計同一者に住民税等の滞納者がいる ・ 生計同一者に不動産収入・配当収入がある ・ 国の特別対策(法施行時ホームヘルプ・社会福祉法人による軽減措置の適用者)
	資格の申請	「介護保険利用者負担軽減申請書」に対象者であることを証明できる書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する。
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)。
	財源	一般会計

14 ・ 西尾市	事業名・根拠法規等	西尾市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費含む）	
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類	
	(1)	対象者	第1段階（生保除く）
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成 （高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費の支給のあった場合は、上限額の2分の1の負担となる。）
	(2)	対象者	第2段階のうち要介護度3、要介護度4、要介護度5のもの
助成額		利用者負担額の5分の1を助成 （高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費の支給のあった場合は、上限額の5分の4の負担となる。）	
財源	一般会計		

18 ・ 江南市	事業名・根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の50%（利用者負担5%） ※3%から変更（2005年7月）
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの
	助成額の支払	現物給付（指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による）
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。
	財源	一般会計

知多北部広域連合	根拠法規	知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）、住宅改修費、福祉用具購入費（規則）	
	(1)	対象の所得段階	第1段階・第2段階（条例・規則）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が66万円（2人以上世帯の場合は66万円に1人につき66万円を加算した額）以下であること。 ② 全世帯員の預貯合計額が200万円以下であること。 ③ 住民税課税者に扶養されていないこと。 ④ 社会保険の被扶養者でないこと。
		減免内容	利用者負担額の4分の3を減額（規則）
	(2)	対象の所得段階	第2段階（条例・規則）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が98万円（2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額）以下であること。 ②～④（1）と同じ
		減免内容	利用者負担額の2分の1を減額（規則）
	申請の有無・減免内容	保険料減免制度と対象者が同じなので、「介護保険料減免申請書」の提出にて対象者が審査され、対象者は国保連合会で審査された介護給付等について広域連合で減免額を月単位に決定し償還払いする。申請は当該の年度中に行う。（規則）	
	財源	介護保険特別会計	

25 ・ 知立市	事業名・根拠法規等	知立市介護保険利用者負担額軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1を減額
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知立市介護保険利用者負担額軽減助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	以下のいずれかに該当するもの対象とする。 ① 第1段階の者 ② 住民税非課税世帯に属する者で、対象収入（前年収入から必要経費を控除した額）が42万円以下のもの ③ 住民税非課税世帯に属する者で、前年の全世帯員の収入合計額が164万円以下（1人世帯の場合103万円以下）のもの 上記の対象者のうち、以下に該当するものは対象から外す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生保 ・ 生計同一者が住民税課税者である ・ 世帯員に市町村民税未申告者又は介護保険料の滞納者がいるとき
	資格の申請	「知立市介護保険利用者負担額軽減対象認定申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「知立市介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで（4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで）。更新は毎年6月中に行う。
	財源	一般会計

28 ・ 岩倉市	事業名・根拠法規等	岩倉市高齢福祉年金受給者福祉助成金の支給に関する要綱
	対象サービス	福祉サービス
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成
	対象者	高齢福祉年金受給者であって、住民税非課税世帯に属するもの
	助成金の申請・請求	「高齢福祉年金受給者福祉助成申請書」にて市長に申請。該当者には「岩倉市高齢福祉年金受給者福祉助成金決定通知書」により通知され、その後、申請者は「請求書」を市長に提出し、助成金の交付を受ける。
	財源	一般会計

30 ・ 日進市	事業名・根拠法規等	日進市訪問介護利用者負担減額措置実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成（利用者負担5%） ※3%から変更（2005年4月）
	対象者	訪問介護利用者負担減額認定証の交付を受けているもの（2005年4月以降も継続）
	減額申請・請求	「訪問介護利用者負担減額申請書」に領収書など証拠書類を添付し市長に申請し、償還払いを受ける。
	財源	一般会計

41 ・ 扶桑町	事業名・根拠法規等	扶桑町訪問介護利用者負担減額事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の40%（利用者負担6%）
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税92,400円以下の者
	助成額の支払	現物給付
	資格の申請	「訪問介護利用者負担減額申請書」に町長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担減額認定証」を交付する。

39 ・ 春日町	事業名・根拠法規等	春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険利用者負担額の減額及び免除に関する要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）、住宅改修費、福祉用具購入費（要綱）
	軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
	対象者	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。（要綱）
	申請の有無・内容	申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。該当者には認定証を発行。（規則・要綱）
	減免額の支払方法	現物給付
	減免期間	申請のあった月から当該年度内分を減免の対象とする。
財源	一般会計	

50 ・ 阿久比町	事業名・根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の70%（利用者負担3%）
	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし、事業所と町が受領委任払い契約を結んでおり、受給者と事業所が委任契約を結んだ場合は、現物給付とする。
	対象者	住民税非課税世帯のもの（生保除く）
	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する。
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで。
財源	一般会計	

54 ・ 武豊町	(1)	事業名・根拠法規等	武豊町在宅福祉サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（特例サービス費も含む）、住宅改修費、福祉用具購入費
		軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
		助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし住宅改修・福祉用具購入・特例居宅（支援）サービス費は、「居宅介護（支援）福祉用具購入費等利用者負担減額申請書」にて提出。
		対象者	住民税非課税世帯のもの（生保除く）
		申請の有無・内容	「受給者証兼介護サービス費等支払証明書交付申請書」にて町長に申請し、該当者には「受給者証兼介護サービス等交付申請書」を交付する。
		減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで。なお、新規交付申請の場合は要介護認定の有効期間開始日まで遡及する。
	財源	一般会計	
	(2)	事業名・根拠法規等	武豊町指定介護福祉施設サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	介護福祉施設サービス（特例サービス費も含む・食事提供費は除く）
		軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
		助成額の支払	「施設介護サービス費等支給申請書（指定介護福祉施設サービス償還払い用）」に領収書及びサービス提供書を添付して申請し償還払い。ただし施設と町が受領委任払い契約を結び、受給者と施設が委任契約を結んだ場合は現物給付。
		対象者	介護老人福祉施設に入所する収入が年額68万円以下であるもの。
		申請の有無・内容	「指定介護福祉施設利用者負担額減額申請書（指定介護老人福祉施設入所者）」にて町長に申請する。
財源		一般会計	

55 ・ 一色町	事業名・根拠法規等	一色町介護保険利用者負担額助成事業実施要綱	
	(1)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」のもの
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）
		助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	(2)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの（生保除く）
		対象サービス	(1)の対象サービスと、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（特例サービス費含む）
助成額		利用者負担額の2分の1を助成	
助成の申請	「介護保険利用者負担額助成事業申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。		
財源	一般会計		

56 ・ 吉良町、 57 ・ 幡豆町	事業名・根拠法規等	吉良町介護保険低所得利用者負担額助成事業実施要綱 幡豆町介護保険介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）	
	(1)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの（生保除く）
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成
	(2)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」のもの
		助成額	利用者負担額の4分の1を助成
助成の申請	「介護保険低所得利用者負担額助成金支給申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。		
財源	一般会計		

58 ・ 幸田町	事業名・根拠法規等	幸田町介護保険利用者負担軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成
	助成額の支払	「介護保険利用者負担軽減金支給申請書」に利用者負担額が分かる領収書など書類を添付して町長に申請し、償還払いを受ける。
	対象者	以下のすべての条件に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯 ・世帯の前年収入が149万円（一人世帯の場合は94万円）以下 ・前年度及び前々年度において全世帯員に町民税等の滞納がないこと（分納など担当部局との間で調整が取れている場合は滞納とみなさない） ・生活保護を受けていない ・全世帯員が居住用の土地、家屋以外の固定資産がないこと
	資格の申請	「介護保険利用者負担軽減措置対象者資格認定申請書」「介護保険利用者負担軽減に係る収入等申告書」「収入額等を証する証書、預金通帳等の書類」「納税及び非課税等の証明書」「介護保険被保険者証」を毎年5月末日までに町長に申請する。
	資格有効期間	申請のあった年の6月から翌年5月まで
財源	一般会計	

高額介護サービス費の自動払い実施状況

(2005年10月1日現在)

※2005年10月改定により支払方法の簡素化の通知が出され、初回のみ申請により次回以降は自動的に申請した口座に支払われることになった。厚労省の通知内容は以下の通り。

厚労省通知(老介発第0908001号・平成17年9月8日)

「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について」

(4) 高額介護サービス費の支給に係る申請手続きの負担軽減の取扱いについて

ア 申請手続きの負担軽減

高額介護サービス費の支給対象となった場合における受給対象者の毎回の申請・受給に係る負担を軽減するため、

(ア)申請書の記載内容の工夫などにより、申請は初回のみでたりのようにする

(イ)申請時に利用者負担額の申告及び領収書の添付を求めない

(ウ)高額介護サービス費の受け取りについても、初回申請時に指定した口座に振り込むなど適切に対応されたいこと。

※昨年度から自動払いを実施している市町村はなかった。

※自動払いされるのは初回申請した月以降のサービス利用分が適用となる。利用者からの申請は、利用月の翌々月となる市町村が多い。利用者には振り込まれるのは、通常、申請月のさらに翌月以降となる。ただし、支払のシステムが整備されていない市町村は、整備されるまで数カ月振込みが遅れる。

※知多北部広域連合では、システム整備後の実施となるが、10月利用以降分の申請については領収書の添付なし受付をする。

※春日井市、東郷町、弥富町では、10月以降に申請すれば、2005年8月利用分以前で請求権のある過去2年間の未申請分についても自動払いとして遡及適応する。他の市町村では、遡及適応はしない。申請については毎回申請が必要だが、領収書などの添付を求めない市町村もある。

【実施状況】○:自動払いを実施(予定を含む)、△:検討中、×:未実施(実施予定なし)

市町村名	実施状況	初回申請開始月(サービス利用月分)
合計	実施	43 63.2%
	検討中	12 17.6%
	未実施	13 19.1%
	計	68 100.0%
1 名古屋市	○	2005/7
2 豊橋市	○	2005/8
3 岡崎市	○	2005/10
4 一宮市	○	2005/10
5 瀬戸市	△	
6 半田市	○	2005/7
7 春日井市	○	2005/8
8 豊川市	○	2005/10
9 津島市	○	2005/8
10 碧南市	○	2005/10
11 刈谷市	△	
12 豊田市	○	2005/10
13 安城市	○	2005/8
14 西尾市	×	
15 蒲郡市	○	2005/8
16 犬山市	△	
17 常滑市	○	2005/10
18 江南市	○	2005/10
19 小牧市	△	

市町村名	実施状況	初回申請開始月(サービス利用月分)
20 稲沢市	○	2005/11
21 新城市	○	2005/8
一 知多北部	○	2006/7
25 知立市	○	2005/10
26 尾張旭市	○	2005/8
27 高浜市	○	2005/10
28 岩倉市	○	2005/10
29 豊明市	△	
30 日進市	○	2005/10
31 田原市	×	
32 愛西市	○	2005/9
33 清須市	△	
34 東郷町	○	2005/8
35 長久手町	○	2005/8
36 豊山町	○	2005/10
37 師勝町	○	2005/10
38 西春町	○	2005/10
39 春日町	△	
40 大口町	○	2005/10
41 扶桑町	○	2005/10
42 七宝町	○	2005/10
43 美和町	△	
44 甚目寺町	○	2005/10

市町村名	実施状況	初回申請開始月(サービス利用月分)
45 大治町	△	
46 蟹江町	×	
47 十四山村	×	
48 飛島村	×	
49 弥富町	○	2005/8
50 阿久比町	○	2005/10
52 南知多町	×	
53 美浜町	×	
54 武豊町	○	2005/10
55 一色町	○	2005/7
56 吉良町	×	
57 幡豆町	○	2005/10
58 幸田町	△	
59 額田町	×	
60 三好町	△	
61 設楽町	×	
62 東栄町	×	
63 豊根村	×	
64 音羽町	○	2005/8
65 小坂井町	○	2005/10
66 御津町	○	2005/10
67 一宮町	△	
68 富山村	×	

地域包括支援センター設置力所数

(2005年10月1日現在)

※直営と回答があったのは17自治体、委託が47自治体、検討中が4自治体、未記入が4自治体であった。この内、東海市、大府市、知多市の3自治体は、直営と委託の併用と回答した。

	市町村名	直営	委託
1	名古屋市		29
2	豊橋市		9
3	岡崎市		10
4	一宮市		6
5	瀬戸市		7
6	半田市		1
7	春日井市		10
8	豊川市	検討中	検討中
9	津島市		未
10	碧南市	1	0
11	刈谷市		1
12	豊田市	検討中	検討中
13	安城市		1
14	西尾市		1
15	蒲郡市		5
16	犬山市	1	
17	常滑市		1
18	江南市		3
19	小牧市		6
20	稲沢市		6
21	新城市		1
22	東海市	2	6
23	大府市	1	1
24	知多市	1	1
25	知立市		1
26	尾張旭市	1	
27	高浜市	1	
28	岩倉市		
29	豊明市	1	0
30	日進市		3
31	田原市		2
32	愛西市	1	
33	清須市	検討中	検討中

	市町村名	直営	委託
34	東郷町		1
35	長久手町		1
36	豊山町	1	
37	師勝町		2
38	西春町		2
39	春日町	1	
40	大口町	検討中	検討中
41	扶桑町		
42	七宝町		1
43	美和町		1
44	甚目寺町	1	
45	大治町		1
46	蟹江町		1
47	十四山村	1	
48	飛島村	1	
49	弥富町		1
50	阿久比町		1
51	東浦町		1
52	南知多町		1
53	美浜町		1
54	武豊町		1
55	一色町		1
56	吉良町		1
57	幡豆町		1
58	幸田町		1
59	額田町		
60	三好町	1	
61	設楽町	1	
62	東栄町		1
63	豊根村		1
64	富山村	1	
65	音羽町		1
66	一宮町		2
67	小坂井町		1
68	御津町		1

特別養護老人ホームの待機者数の推移

(2005年10月1日現在)

59自治体から回答があり、合計の待機者数は15,708人と前年より1,787人減少した。2002年まで県健康福祉部高齢福祉課が自治体別の待機者数を公表していたが、以下の数字は自治体調査の数字である。愛知県の調査した市町村別の待機者数を公表させていく必要がある。

市町村名	03年10月1日現在	04年10月1日現在	05年10月1日現在	
愛知県合計	14,163	17,495	15,708	
1 名古屋市	4,874	5,827	5,827	
2 豊橋市	575	524	562	
3 岡崎市	900	1,134	1,047	
4	一宮市	-	-	392
	一宮市	673	1,922	-
	尾西市	61	61	-
	木曾川町		不明	-
5 瀬戸市	174	246	268	
6 半田市	240	305	251	
7 春日井市	89	230	250	
8 豊川市	294	291	241	
9 津島市	449	648	648	
10 碧南市	100	150	270	
11 刈谷市	24	47	37	
12	豊田市	-	-	683
	豊田市	494	587	-
	藤岡町	23	18	-
	小原村	18	不明	-
	足助町	20	20	-
	下山村	7	7	-
	旭町	6	20	-
稲武町	8	0	-	
13 安城市	110	120	133	
14 西尾市	231	300	139	
15 蒲郡市	310	483	259	
16 犬山市	180	151	222	
17 常滑市	228	276	212	
18 江南市	272	290	254	
19 小牧市	250	120	120	
20	稲沢市	-	-	531
	稲沢市	292	265	-
	祖父江町	103	128	-
	平和町		不明	-
21	新城市	-	-	67
	新城市	62	68	-
	鳳来町	65	55	-
	作手村	3	1	-
22 東海市	127	143	544	
23 大府市	146	130	167	
24 知多市	144	163	155	
25 知立市	100	90	74	
26 尾張旭市	78	78	37	
27 高浜市	92	115	94	
28 岩倉市	82	116	127	
29 豊明市	131	120	120	
30 日進市	96	122	99	

市町村名	03年10月1日現在	04年10月1日現在	05年10月1日現在	
31	田原市	-	-	212
	田原市	176	198	-
	渥美町	172	105	-
32	愛西市	-	-	44
	佐屋町	39	39	-
	立田村	23	20	-
	八開村	7	5	-
33	佐織町	不明	不明	-
	清須市	-	-	不明
	西枇杷島町	32	不明	-
	清洲町	20	21	-
34	新川町	18	37	-
	東郷町	5	63	54
35 長久手町	6	47	61	
36 豊山町	0	10	不明	
37 師勝町	17	80	80	
38 西春町	7	18	不明	
39 春日町	1	0	24	
40 大口町	1	26	不明	
41 扶桑町	3	49	59	
42 七宝町		不明	不明	
43 美和町		不明	不明	
44 甚目寺町	不明	不明	不明	
45 大治町	不明	不明	不明	
46 蟹江町		不明	98	
47 十四山村	4	0	0	
48 飛島村	0	0	0	
49 弥富町	188	201	141	
50 阿久比町	40	277	48	
51 東浦町	89	81	82	
52 南知多町	51	66	56	
53 美浜町	71	80	不明	
54 武豊町	135	156	111	
55 一色町	64	76	97	
56 吉良町	61	64	68	
57 幡豆町	57	74	94	
58 幸田町	59	90	137	
59 額田町	249	46	153	
60 三好町	71	121	49	
61	設楽町	24	28	50
	津具村	4	1	-
62 東栄町	36	40	43	
63 豊根村	2	0	12	
64 音羽町	8	68	5	
65 小坂井町	40	40	20	
66 御津町		不明	28	
67 一宮町		40	50	
68 富山村	2	不明	2	

介護老人保健施設の待機者数の推移

(2005年10月1日現在)

※43自治体から回答があり、合計の待機者数は2,638人と前年より417人減少した。
2002年まで県健康福祉部高齢福祉課自治体別の待機者数を公表していたが、
以下の数字は自治体調査の数字である。

市町村名	03年10月1日現在	04年10月1日現在	05年10月1日現在
愛知県合計	3,381	3,055	2,638
1 名古屋市	2,100	1,514	1,224
2 豊橋市	54	61	23
3 岡崎市	不明	不明	不明
4	一宮市	-	396
	一宮市	309	396
	尾西市	不明	80
	木曾川町		-
5 瀬戸市	125	133	31
6 半田市	164	87	130
7 春日井市	不明	不明	不明
8 豊川市	160	138	85
9 津島市	63	128	128
10 碧南市	不明	80	60
11 刈谷市			不明
12	豊田市	-	不明
	豊田市	不明	-
	藤岡町		-
	小原村	6	-
	足助町	0	0
	下山村		-
	旭町	0	0
稲武町	0	0	
13 安城市	40	40	36
14 西尾市	20	0	0
15 蒲郡市	76	137	140
16 犬山市	0	15	8
17 常滑市	30	23	5
18 江南市	50	48	66
19 小牧市	15	17	19
20	稲沢市	-	0
	稲沢市		12
	祖父江町	3	8
	平和町		不明
21	新城市	-	15
	新城市	29	31
	鳳来町	12	20
	作手村	3	1
22 東海市	25	28	36
23 大府市	19	15	6
24 知多市	24	11	9
25 知立市	0	5	0
26 尾張旭市	不明		不明
27 高浜市	45	不明	不明
28 岩倉市	9	27	7
29 豊明市		80	0
30 日進市	不明	68	39

市町村名	03年10月1日現在	04年10月1日現在	05年10月1日現在
31	田原市	-	5
	田原市	75	7
	渥美町		1
32	愛西市	-	不明
	佐屋町		-
	立田村	2	2
	八開村	1	1
33	佐織町	不明	不明
	清須市	-	-
	西枇杷島町		-
	清洲町		-
34 東郷町	6	12	45
35 長久手町	24	17	32
36 豊山町	2		
37 師勝町	25	25	20
38 西春町	15	不明	不明
39 春日町	不明	不明	不明
40 大口町			不明
41 扶桑町	5	5	12
42 七宝町			不明
43 美和町		不明	不明
44 甚目寺町	不明	不明	不明
45 大治町	不明	不明	不明
46 蟹江町			2
47 十四山村	0	0	0
48 飛島村	0	0	0
49 弥富町			不明
50 阿久比町	0	3	不明
51 東浦町	4	8	3
52 南知多町	該当施設なし		該当施設なし
53 美浜町	6		不明
54 武豊町	不明	14	20
55 一色町		21	12
56 吉良町		14	不明
57 幡豆町		9	12
58 幸田町	不明		不明
59 額田町		46	不明
60 三好町	10	10	4
61	設楽町		0
	津具村	0	0
62 東栄町	0		不明
63 豊根村	0	0	0
64 音羽町	0	0	0
65 小坂井町	10	10	4
66 御津町			4
67 一宮町			不明
68 富山村	1	0	0

介護保険の認定調査の方法

(2005年10月1日現在)

すべて自治体職員が実施しているのは9自治体、県外など遠隔地を除いて自治体職員が実施しているのは15自治体、数回に1回は自治体職員が実施しているのは11自治体であった。

市町村名		認定調査方法		
		全て職員が実施	9(◎印)	全て民間委託
1	名古屋市	新規申請にかかる調査は、市職員で実施		
2	豊橋市	社協に委託		
3	岡崎市	その他		
4	一宮市	新規認定調査については自治体職員が行っている		
5	瀬戸市	ほとんど自治体職員が行い、一部民間に委託		
6	半田市	原則自治体職員が行っているが、遠方の施設等は当該施設に委託		
7	春日井市	市外全部と市内一部は民間業者に委託、それ以外はすべて自治体職員が行っている		
8	豊川市	社協、民間業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施		
9	津島市	初回のみ自治体職員が実施		
10	◎碧南市	すべて自治体職員が実施		
11	刈谷市	遠隔地以外は自治体職員が実施		
12	豊田市	全体の9割は直営(非常勤特別職調査員、正規職員で実施。0.5割民間、0.5割社協に委託)		
13	安城市	遠隔地の施設入所者など一部当該施設に委託(14件のみ委託)以外は自治体職員が実施		
14	西尾市	市直営で実施、臨時職員対応(遠隔地は委託)		
15	蒲郡市	社協に委託		
16	犬山市	自治体職員が実施(遠隔地は除く)		
17	常滑市	居宅介護支援事業所・施設に委託し、できない分は保険者が実施		
18	江南市	自治体職員、委託の併用で実施		
19	小牧市	数回に1回は自治体職員が実施		
20	稲沢市	基本的に自治体職員で実施、遠方は委託		
21	新城市	社協、民間業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施		
22	東海市	社協等民間委託及び自治体職員が実施		
23	大府市	社協及び民間に委託の他自治体職員が実施		
24	知多市	知多北部広域連合で実施		
25	◎知立市	すべて自治体職員が実施		
26	尾張旭市	すべて自治体職員が実施、遠隔地などは委託		
27	高浜市	自治体職員及び社協、在宅介護支援センターに委託		
28	岩倉市	自治体職員が実施(県外は民間に委託)		
29	◎豊明市	すべて自治体職員が実施		
30	日進市	自治体職員及び居宅介護支援事業所(在宅介護支援センター併設)に委託して実施		
31	◎田原市	すべて自治体職員が実施		
32	愛西市	社協、民間業者に委託		
33	清須市	数回に1回は自治体職員が実施		

市町村名		認定調査方法
34	東郷町	ほとんど職員が実施、遠方は委託
35	長久手町	その他
36	豊山町	在宅は自治体職員が実施、施設は委託
37	師勝町	自治体職員が実施、遠方は委託
38	西春町	在宅新規は自治体職員が実施、新規は自治体職員または施設及び支援センターに委託
39	春日町	数回に1回は自治体職員が実施(2回に1回以上)
40	◎大口町	すべて自治体職員が実施
41	扶桑町	基本的に自治体職員が実施、遠方、他県の施設入所者は委託
42	七宝町	海部東部消防組合に委託
43	美和町	一部事務組合に委託
44	甚目寺町	認定調査事務局に委託
45	大治町	一部事務組合に委託
46	蟹江町	社協、民間業者に委託
47	十四山村	大半を居宅介護支援事業所(直営)に委託
48	◎飛島村	すべて自治体職員が実施
49	弥富町	社協に委託、社協以外は公的病院に委託
50	阿久比町	民間業者への委託と自治体職員で実施
51	東浦町	社協、民間事業者に委託及び自治体職員が実施
52	南知多町	自治体職員が実施、社協及び特養の調査員に委託
53	美浜町	社協、民間業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
54	武豊町	県内の山間部、県外については一部委託。その他は自治体職員が実施
55	◎一色町	すべて自治体職員が実施
56	吉良町	自治体職員が行うほか、社協、社会福祉法人に委託
57	幡豆町	社協、民間業者、社会福祉法人に委託
58	◎幸田町	すべて自治体職員が実施
59	額田町	数回に1回は自治体職員が実施
60	三好町	基本は自治体職員が実施、遠隔地は委託
61	設楽町	社協に委託、他に26施設に委託
62	東栄町	社協、民間業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
63	豊根村	社協に委託
64	音羽町	社協、民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
65	小坂井町	社協、民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
66	御津町	社協、民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
67	一宮町	数回に1回は自治体職員が実施
68	◎富山村	すべて自治体職員が実施

困難事例への対応と相談・措置対応件数

(2005年10月1日現在)

困難な事例に対して、相談、認定調査、サービス提供まで行っている自治体は21自治体だった。相談を実施している自治体での相談件数を今回初めて聞いたが、合計で630件だった。また、措置件数は49件と前年の13件より36件増えた。

市町村名	困難事例への対応				相談件数 (04年度)	措置件数 (04年度)
	相談	認定 調査	サービ ス提供	その他		
合計	58	31	21		630	49
1 名古屋市	○				310	6
2 豊橋市	○	○			26	0
3 岡崎市	○	○	○			9
4 一宮市	○	○	○			0
5 瀬戸市				行政をはじめケアマネージャーや介護支援センター等による地域ケア会議で対応		0
6 半田市	○	○	○			0
7 春日井市	○	○		相談、認定調査、関係機関や親族との調整	82	9
8 豊川市	○	○	○			0
9 津島市						
10 碧南市	○				10	0
11 刈谷市	○	○	○	ケースに応じて対応		2
12 豊田市	○	○	○			1
13 安城市	○				4	4
14 西尾市	○	○	○	同行訪問調整	4	0
15 蒲郡市	○				26	0
16 犬山市	○	○	○			0
17 常滑市				在宅介護支援センターを中心に関係機関が連携して対応している		7
18 江南市	○				9	0
19 小牧市	○			相談、調整、措置入所など		3
20 稲沢市	○				13	0
21 新城市	○				1	0
22 東海市				基幹型をはじめとする在宅介護支援センターを中心とした協力体制で対応		
23 大府市				在宅介護支援センターを中心とした協力体制で対応。ケース研究をしている。		0
24 知多市				在宅介護支援センターで対応		未集計
25 知立市	○				2	0
26 尾張旭市	○	○	○			3
27 高浜市	○	○	○			
28 岩倉市	○	○	○			0
29 豊明市	○	○	○		3	0
30 日進市	○	○				0
31 田原市	○				9	0
32 愛西市	○					0
33 清須市	○	○	○			0

市町村名		困難事例への対応				相談件数 (04年度)	措置件数 (04年度)
		相談	認定 調査	サービス 提供	その他		
34	東郷町	○				1	0
35	長久手町				町、社協、民間業者で行っている		0
36	豊山町	○	○	○			1
37	師勝町	○	○	○	困難事例として区分して扱っていないため、 件数の把握はしていない		把握して いない
38	西春町	○	○	○			0
39	春日町	○	○	○		2	
40	大口町	○	○				
41	扶桑町	○				10	0
42	七宝町	○				-	0
43	美和町	○					
44	甚目寺町	○				15	0
45	大治町				基幹型在宅介護支援センターを中心にして対 応		0
46	蟹江町					64	0
47	十四山村	○				11	0
48	飛島村	○				0	
49	弥富町	○	○	○			
50	阿久比町	○				2	
51	東浦町				在宅介護支援センターを中心とした協力体制 で対処。ケース研究をしている。		1
52	南知多町	○	○				0
53	美浜町	○					0
54	武豊町	○	○				0
55	一色町	○	○				0
56	吉良町	○				10	0
57	幡豆町	○	○				0
58	幸田町	○	○	○			
59	額田町	○				0	0
60	三好町	○	○				0
61	設楽町	○					0
62	東栄町	○	○	○			0
63	豊根村	○				0	0
64	音羽町	○	○				
65	小坂井町	○				6	2
66	御津町	○				8	1
67	一宮町	○				2	0
68	富山村	○	○	○			0

住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施

(2005年10月1日現在)

※住宅改修の受領委任払い制度は7自治体で実施され、実績の合計は343件と昨年より100件増えた。
また、名古屋市、江南市、稲沢市が実施予定である。
※福祉用具購入の受領委任払い制度は5自治体で実施され、実績の合計は476件と昨年より179件増えた。
また、稲沢市が実施予定である。

※◎：実施している市町村、○：実施予定の市町村、△：検討中の市町村

市町村名	住宅改修		福祉用具	
	実施状況	備考	実施状況	備考
合計	7市町	343件	5市町	476件
1 名古屋市	○	18年1月より	△	
2 豊橋市	△		△	
3 岡崎市				
4 一宮市				
5 瀬戸市				
6 半田市	△		△	
7 春日井市				
8 豊川市				
9 津島市	◎	188件	◎	207件
10 碧南市				
11 刈谷市				
12 豊田市	△		△	
13 安城市	△		△	
14 西尾市	◎	17年度より	◎	17年度より
15 蒲郡市	◎	0件		
16 犬山市	△		△	
17 常滑市				
18 江南市	○	18年度より		
19 小牧市				
20 稲沢市	○	18年度より	○	18年度より
21 新城市				
22 東海市	△		△	
23 大府市	△		△	
24 知多市				
25 知立市	◎	41件	◎	52件
26 尾張旭市	◎	50件	◎	96件
27 高浜市	◎	54件	◎	121件
28 岩倉市				
29 豊明市				
30 日進市	△		△	
31 田原市				
32 愛西市				
33 清須市				

市町村名	住宅改修		福祉用具	
	実施状況	備考	実施状況	備考
34 東郷町				
35 長久手町				
36 豊山町				
37 師勝町				
38 西春町				
39 春日町				
40 大口町	◎	10件		
41 扶桑町				
42 七宝町				
43 美和町				
44 甚目寺町				
45 大治町				
46 蟹江町				
47 十四山村				
48 飛島村				
49 弥富町				
50 阿久比町				
51 東浦町	△		△	
52 南知多町				
53 美浜町				
54 武豊町				
55 一色町				
56 吉良町				
57 幡豆町	△		△	
58 幸田町	△		△	
59 額田町				
60 三好町				
61 設楽町				
62 東栄町				
63 豊根村				
64 音羽町				
65 小坂井町				
66 御津町				
67 一宮町	△		△	
68 富山村				

食事(配食・会食)サービスの実施状況

(2005年10月1日現在)

◎印:配食方式・実施欄の◎印は、週7回実施している市町村(13自治体)

※配食方式では、前進はなかったが、自治体合併の関係で、未実施は七宝町と南知多町のみとなった。

※会食方式では、碧南市・豊明市・音羽町で新設実施された。

(新設および前進は、ゴチックで表示した。)

市町村名	配食方式				会食方式			
	実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担
合計	66	(毎日実施:13)	8,682		28		2,415	
1 名古屋市	◎	週7回を限度とし昼又は夕のどちらか1食	2,386	食事代(弁当代)+110円(身障、介護保険給付分は20円)	×			
2 豊橋市	○	市町村特別給付週5回昼福祉サービス週3回昼	430	市民税非課税世帯150円 課税世帯350円	×			
3 岡崎市	◎	毎日1食、昼、夕のいずれか	368	300円	×			
4 一宮市	○	週6回昼	605	200円	×			
5 瀬戸市	○	昼食・夕食含めて週6回まで	94	500円	×			
6 半田市	○	週5日(火曜～土曜)昼食のみ	157	300円	×			
7 春日井市	○	週3回昼(火・木・金)	398	300円	○	年間2回	年間108人	300円
8 豊川市	○	週5回まで、昼のみ	184	300円	×			
9 津島市	○	週5回・昼		250円～500円	×			
10 碧南市	◎	毎日か週3回の夕食	130	300円	○	延年30回(年5回昼・6地区)	25人/回	無料
11 刈谷市	○	一般食週3回(昼1回夕2回)治療食週5回(夕5回)	146	一般食300円 治療食350円	×			
12 豊田市	◎	週7回昼・夕のいずれか	620	300円	○	社協「ふれあい会食会」年間88回(市内11地区のコミュニティがそれぞれ実施)	229人	開催地区により異なるが、300円程度
13 安城市	○	週3回昼	393	一般食300円 特別食450円	○	各町内福祉委員会によるふれあい昼食会	高齢者同士又は三世代交流平均40～50人/回	無料、半数有料のケースは300円が多い
14 西尾市	○	週5回(月～金)昼	101	300円	×			
15 蒲郡市	○	週3回・昼	142	300円	×			
16 犬山市	○	必要に応じて週1～5回	35	400円	○	随時開催	25人	無料

市町村名		配食方式				会食方式			
		実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担
17	常滑市	○	週5回夕	47	500円	×			
18	江南市	○	週月～金 5回 昼夜選択別	91	300円	×			
19	小牧市	○	週3回昼	139	300円				
20	稲沢市	○	週5回昼	143	150円	×			
21	新城市	○	週3回昼食又は 夕食を選択(火・ 木・金)	108	200円	×			
22	東海市	◎	毎日昼	67	300円	○	年6回(奇数月 開催)	178人	100円
23	大府市	◎	最大で週7回、 夕食を配達	40	300円(減免 の場合150 円)	×			
24	知多市	◎		51	300円	×			
25	知立市	◎	週7回(昼食又 は夕食で)	75	330円	×			
26	尾張旭市	○	週3回昼		300円	×			
27	高浜市	◎	週7回/夕	92	300円、400 円	○	宅老所5カ所で 週11回	延べ518人 /月	100円 ～300円
28	岩倉市	○	週2回・昼食、週 5回・夕食	121	昼食:市民税 課税者170 円、非課税 者無料、夕 食:350円				
29	豊明市	○	昼・夕食 各週3 回	89	300円	○	年間6回(隔月)	23人	300円
30	日進市	◎	365日夕	101	250円(H17. 4以降300円)	○	225回(週1回 昼、月4回、6カ 所)	363人	600円
31	田原市	○	週4回昼	114	200円	×			
32	愛西市	○	週5回昼	61	400円	×			
33	清須市	○	週5回(月～金) 昼・夕食	H17.7.7よ り実施	400円	×			
34	東郷町	○	週3回夕	32	300円	×			
35	長久手町	○	週5日昼	50	200円	×			
36	豊山町	○	月～土曜日(祝 日年末年始を除 く)昼・夕	10	500円	○	①ふれあい食事 会年4回 ②い きいきサロン3施 設年4回 ③ゆう ゆうサロン月2回 (昼食)	①50人/ 回 ②10～20 人/回 ③5人/回	無料
37	師勝町	◎	アセスメントに基 づく年359食	43	400円	○	月20回(社協主 催)	50	300円
38	西春町	○	週5回昼・夕	67	400円	○	6回(社協実施)		無料
39	春日町	○	週5回(平日)夕	4	400円	○	月2回昼食		
40	大口町	◎	週7回昼	9	400円	×			
41	扶桑町	○	週6回夕食	19	400円	×	(但し社協で年1 回、閉じこもり防 止として宅老の 場を利用。昼食 をとるなどにより 対応)		
42	七宝町	×				○	月2回昼食	25	200円
43	美和町	○	週1回土曜昼食	18	300円	○	年1回 昼	21	無料
44	甚目寺町	○	週1回土曜	25	300円				
45	大治町	○	毎週土曜日 昼	11	300円	○	月1回水曜日昼	22	300円
46	蟹江町	○	週1回昼	63	200円	○	月1回昼食	38	200円

市町村名		配食方式				会食方式			
		実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担
47	十四山村	○	週1回昼	5	300円	×			
48	飛島村	○	週2回火・金昼	7	300円	○	年4回昼	16	無料
49	弥富町	○	毎週土曜日 昼	39	300円	○	総合福祉センター喫茶室の利用券を交付(1000円/月)	80	無料
50	阿久比町	○		85		×			
51	東浦町	◎	週1～7回夕(365日可能)	53	300円	○	但し社協がひとり暮らし老人に対し、年3回各地区6会場で実施		
52	南知多町	×				○	社協主催 年6回昼	210	100円
53	美浜町	○	週5回昼	27	300円	○	年9回(5カ所で年2回)	167	500円
54	武豊町	○	週5回昼	14		×			
55	一色町	○	週2回火・金夕	53	200円	×			
56	吉良町	○	週2回昼	29	200円	○	社協年11回昼	114	無料
57	幡豆町	○	週3回昼	12	330円	×			
58	幸田町	○	週2回夕	84	250円	○	年2回ボランティアが実施		
59	額田町	○	第2・第4木曜日の昼(月2回)	23	300円	×			
60	三好町	○	週2回まで 昼・夕		300円	×			
61	設楽町	○	2回/3週昼	32	200円	○	年3回	28	無料
62	東栄町	○	週1回昼(希望者には週2回昼)	65	200円	○	6回	10	無料
63	豊根村	○	年4回(5・9・11・1月)昼	80	300円	×			
64	音羽町	○	週4回(月・火・木・金)昼	17	200円	○	年3回独居老人を対象に昼食会を実施	34	無料
65	小坂井町	○	週2回昼	68	200円	×			
66	御津町	○	週2回昼(火・金)	35	200円	○	週2回昼(火・金)	6	200円
67	渥美町	○	週3回(月・水・金)昼	74	200円	×			
68	富山村	○	週2回(火・木)昼	1		×			

ゴミ出し援助の実施状況

(2005年10月1日現在)

※22市町村で実施され、新設実施は碧南市・西尾市・小牧市・美和町の4自治体。
利用者実数も、03年度実績と比較して、増加(1,808⇒2,606)している。
(新設した自治体の事業はゴチックで表示した。)

市町村名		実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者 実数 (04年度)
合計		22			2,606
1	名古屋市	○	なごやか収集	1人でごみや資源の排出が困難な65歳以上で要介護認定を受けている1人暮らし世帯の方、障害者の方で1人暮らし世帯の方	1,692
2	豊橋市	○	ふれあい収集	65歳以上でひとり暮らしの世帯、身体が不自由な方でひとり暮らしの世帯(15.2件/月)	182
3	岡崎市	○	さわやか収集	65歳以上で介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの世帯、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者でひとり暮らしの世帯	212
4	一宮市	○	ふれあい収集	要介護認定を受けている65歳以上の高齢者世帯のみ	97
5	瀬戸市	○	ふれあい収集	65歳以上で寝たきりや認知症などにより介護を必要とする要介護者や、自由な行動が困難な世帯(15/月)	180
6	半田市	×			
7	春日井市	○	さわやか収集	別紙のとおり<毎週水曜日収集実施>	100
8	豊川市	×			
9	津島市	○			
10	碧南市	○	軽度生活援助事業	ひとり暮らし老人・高齢者世帯に属するもので自分でごみ出しができないもの<05年度より>	0
11	刈谷市	×			
12	豊田市	×			
13	安城市	○	高齢者軽度生活援助事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の人で、前年所得が200万円以下の人(6件/月)	72
14	西尾市	○	にこやか収集	65歳以上独居老人、独居障害者<2005年16世帯>	16
15	蒲郡市	×			
16	犬山市	×			
17	常滑市	×			
18	江南市	×			
19	小牧市	○	こまやか収集	ひとり暮らしの高齢者、障害者の世帯<05年度より>	
20	稲沢市	×			
21	新城市	○	粗大ゴミ個別収集事業	市内在住の運搬手段を持っていない満65歳以上の無職の高齢者世帯で家族等身内のない世帯	7
22	東海市	○	ひとり暮らし高齢者訪問援助事業	介護保険の対象とならない程度で日常生活に支障のあるかた、住民税非課税のかた	8
23	大府市	×			
24	知多市	×			
25	知立市	×			
26	尾張旭市	×			

市町村名		実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者 実数 (04年度)
27	高浜市	○	①ふれあいサービス ②軽度生活援助 ③ホームヘルパー家事 援助	①福祉的支援を要する人 ②独居・高齢者のみの世帯 ③要支援以上の認定者	
28	岩倉市	×			
29	豊明市	×			
30	日進市	○	エコサポート事業	65歳以上の要介護認定者でひとり暮らし、障害 者手帳等交付者でひとり暮らしの方等	16
31	田原市	×			
32	愛西市	○	訪問介護員派遣事業	要介護認定で「非該当」と判断された要援護高齢 者	
33	清須市	×			
34	東郷町	×			
35	長久手町	×			
36	豊山町	×			
37	師勝町	×			
38	西春町	○	軽度生活支援事業	おおむね65歳以上で、日常生活を営む高齢者 に家事援助員を派遣する	
39	春日町	○	老人家庭等の粗大ごみ 収集	70歳以上のひとり暮らし、老人夫婦世帯、身体障 害者でひとり暮らし世帯で搬出困難な家庭	0
40	大口町	×			
41	扶桑町	×		ただし、組織的・定例的ではないが、必要に応じ 在宅介護支援センターを介しボランティアによる 援助は実施、随時民生委員にも協力依頼	
42	七宝町	×			
43	美和町	○	軽度生活援助事業	低所得者で65歳以上の独居・高齢者世帯	1
44	甚目寺町	○	ささえあいネットワー ク事業(ボランティア)	高齢者(ひとり暮らし等) <2~3件>	3
45	大治町	×			
46	蟹江町	×			
47	十四山村	×			
48	飛島村	×			
49	弥富町	×			
50	阿久比町	×			
51	東浦町	×			0
52	南知多町	×			
53	美浜町	×			
54	武豊町	○	訪問介護事業にて実施	訪問介護事業利用者	20
55	一色町	×			
56	吉良町	×			
57	幡豆町	×			
58	幸田町	○	軽度生活支援事業	65歳以上の独居、65歳以上高齢者世帯、独居 心身障害者・心身障害者のみの世帯	0
59	額田町	×			
60	三好町	×			
61	設楽町	×			
62	東栄町	×			
63	豊根村	×			
64	音羽町	×			
65	小坂井町	×			
66	御津町	×			
67	一宮町	×			
68	富山町	×			

介護手当の支給状況

(2005年10月1日現在)

※小牧市・一色町・三好町で、「ねたきり老人手当」などの名称で介護手当が新設された。

(新設された手当はゴチックで表示した。)

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
合計	37					14,608
1 名古屋市	×					
2 豊橋市	○	家族介護慰労金	過去一年間介護サービスを利用していない要介護認定者	①介護度要介護3以上 ②市民税非課税世帯	100,000円	6
3 岡崎市	×					
4 一宮市	○	ねたきり老人等見舞金	介護認定で要介護4・5の認定者	介護度4・5	60,000円	2,034
5 瀬戸市	○	介護福祉手当	40歳以上	介護保険の要介護認定で要支援又は要介護の認定を受けた方の内、世帯全員が市民税非課税の方	30,000円	836
6 半田市	×					
7 春日井市	○	リフレッシュ手当	要介護高齢者を在宅で介護している家族介護者	要支援または要介護の認定を受けている者を在宅で介護していること	18,000円	3,829
8 豊川市	×					
9 津島市	×					
10 碧南市	×					
11 刈谷市	×					
12 豊田市	○	家族介護慰労金	支給要件をみだし、介護した家族	介護保険法で定める要介護4および5、又はこれに相当する重度者で、市町村民税非課税世帯に属する在宅高齢者を介護サービスを受けずに1年以上にわたって介護した家族	100,000円	1
13 安城市	○	在宅ねたきり高齢者等介護人手当	65歳以上で3ヶ月ねたきりまたは認知症状態の人を介護している人	寝たきり高齢者等の本人所得200万以下	60,000円	303
14 西尾市	○	家族介護慰労金	過去一年間介護保険サービスを利用しない要介護者を在宅で介護している家族	介護度4・5の者 市民税非課税世帯	100,000円	0
15 蒲郡市	×					
16 犬山市	○	在宅要介護者介護手当	寝たきり又は認知症により常時の介護が必要な65歳以上の方を3ヶ月以上介護している	介護度・所得による制限はなし	60,000円	129
17 常滑市	×					
18 江南市	○	在宅ねたきり老人等介護慰労金		要介護3以上の方を在宅で介護している方	48,000円	473
19 小牧市	○	小牧市ねたきり老人介護者手当	65歳以上のねたきり老人等を介護している介護者	3ヶ月以上継続してねたきり又は認知症状態の方 所得制限	60,000円	359
20 稲沢市	×					

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
21 新城市	○	在宅ねたきり老人等介護手当	65歳以上の高齢者	3ヶ月以上継続して常時臨床もしくは、これに準ずる状態又は認知症の状態であって生活介護を受けていること	60,000円	95
22 東海市	○	要介護援助扶助費	65歳以上の高齢者	介護保険で要介護3・4・5に認定された方。所得が200万円以下の方	所得税課税者 37,200円 所得税非課税者 87,000円	2,276
23 大府市	○	心身障害者扶助料	要介護4・5で在宅者	要介護4・5	6,500円	160
24 知多市	○	ねたきり老人等福祉手当	要介護3以上に認定された65歳以上の方	申請月から喪失月まで支給。本人に住民税が課せられていないこと	48,000円	292
25 知立市	×					
26 尾張旭市	×					
27 高浜市	×					
28 岩倉市	○	岩倉市在宅ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を常時介護している者	市内に住所を有する65歳以上の老人又は20歳以上65歳未満で心身に障害がある者で常時ねたきり、これに準ずる状態又は認知症の状態が3カ月以上継続し、生活介護を受けている者を常時介護している者	60,000円 (5,000円/月 年2回支給)	127
29 豊明市	○	在宅ねたきり老人介護手当	在宅で3ヶ月以上ねたきり状態にある高齢者を常時介護している方	本市に居住し、ねたきり老人等と同一世帯であること	60,000円	74
30 日進市	○	家族介護慰労事業	要介護3以上の者が1年間介護サービスを受けなかった場合に支給		100,000円	0
31 田原市	×					
32 愛西市	○	家族介護慰労事業	要介護高齢者の家族	要介護4又は5の住民税非課税世帯で、1年間以上サービスを受けていない	99,600円	0
33 清須市	×					
34 東郷町	○	家族介護慰労金	要介護度3・4・5の認定を受けた被保険者を同居する居宅で介護する家族介護者	生計中心者が申請時に所得税非課税であること 要介護認定を受けた被保険者が、介護給付を1年間受給していないこと	120,000円	1
35 長久手町	×					
36 豊山町	○	家族介護用品支給(紙おむつ、尿とりパット、清拭用品)	要介護・要支援者	なし	H17年度から要介護1 20,000円 要介護2・3 45,000円 要介護4・5 75,000円	87

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数	
37	師勝町	○	師勝町在宅寝たきり老人等介護者支援金	在宅で要介護4又は5の者を在宅で介護している家族介護者	要介護者又4・5、それに相当すると判断された方を介護している家族介護者	96,000円	110
38	西春町	×	(西春社会福祉協議会実施)在宅ねたきり老人介護者手当支給事業	要介護4・5の認定者の介護をしている者	所得制限なし	60,000円	690
39	春日町	○	春日町ねたきり老人等介護者手当	要介護4・5の65歳以上の方を自宅において介護されている方	本町に2年以上居住している要介護4・5の65歳以上の方(所得制限なし)	180,000円	19
40	大口町	×					
41	扶桑町	○	ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等の介護者	在宅でねたきり老人等(介護度2以上)の介護者、所得制限なし	60,000円	1,709
42	七宝町	×					
43	美和町	×					
44	甚目寺町	×					
45	大治町	○	在宅ねたきり老人介護者手当・家族介護慰労手当	65歳以上で在宅で常時介護している者(同一世帯であること)	・3ヶ月以上ねたきり又は認知症の状態(本人所得が200万円以下) ・要介護4・5で非課税世帯で過去1年間サービスを利用していない	36,000円(7人) 100,000円(0人)	7
46	蟹江町	○	家族介護者支援手当	要介護3以上の人を在宅で介護している家族	要介護3以上で1年間在宅・施設サービスを利用しなかった者を在宅で介護している三親等内(所得制限なし)	(要介護3) 50,000円 (要介護4・5) 100,000円	4
47	十四山村	×					
48	飛島村	○	在宅ねたきり老人見舞金	65歳以上で介護保険、要介護4及び5に該当する者	所得制限なし	50,000円	20
49	弥富町	×					
50	阿久比町	×					
51	東浦町	○	東浦町要介護老人介護者手当	本市に住所を有し、在宅で要介護老人を介護している者	介護度4・5、介護期間なし、所得制限なし	18,266円	262
52	南知多町	×					
53	美浜町	○	美浜町家族介護慰労金	要介護4以上で1年間介護保険サービスを受けていない町民税非課税世帯に属する65歳以上の者		100,000円	0
54	武豊町	×					
55	一色町	○	一色町ねたきり老人等福祉手当	65歳以上で3ヶ月以上、常時臥床若しくは、これに準ずる状態の方	前年の本人所得が200万円以下の方	60,000円	107
56	吉良町	○	吉良町ねたきり老人等福祉手当支給要綱	①吉良町に住所を有する者 ②65歳以上である者 ③生活保護を受けている者 ④右記の状態が3ヶ月以上継続していること	前年の本人所得が200万円以下	60,000円	72
57	幡豆町	○					

市町村名		実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
58	幸田町	○	幸田町家族・在宅介護手当	要介護者と同一世帯にある要介護者本人以外の親族	要介護3以上、老人福祉施設・介護保険施設に入所していないこと	60,000円	137
59	額田町	×					
60	三好町	○	ねたきり老人手当	被介護者又は介護者	町内に引き続き1年以上居住し、1年以上住所を有する要介護3～5	24,000円	137
61	設楽町	×					
62	東栄町	×					
63	豊根村	×					
64	音羽町	○	音羽町在宅老人等介護者手当	要介護3以上	要介護3以上の方を在宅で介護している方に支給する	(要介護3) 90,000円 (要介護4) 120,000円 (要介護5) 150,000円	66
65	小坂井町	○	小坂井町在宅ねたきり老人等介護者手当	おおむね65歳以上で、寝たきりの方などを在宅で介護されている方	65歳以上、ねたきりや認知症の状態が3ヶ月以上継続し在宅で介護していること	120,000円	71
66	御津町	○	御津町在宅ねたきり高齢者等介護者手当	要介護3以上、同居していること	要介護3以上、介護期間なし、所得制限なし	84,000円	52
67	一宮町	○	一宮町在宅ねたきり高齢者等介護者手当給付金	在宅ねたきり高齢者、同居する主たる介護者	町内に在住し満65歳以上 要介護4又は5と認定された者	10,000円	63
68	富山村	×					

住宅改修の独自助成制度

(2005年10月1日現在)

※「介護保険への上乗せ」は26市町村で実施され、西尾市・岩倉市・三好町で増加した。

※「介護保険利用者以外の助成制度」は21市町村で実施され、一宮市・日進市・東浦町で増加した。

市町村名	実施	介護保険に上乗せ	助成額	利用者数 (2004年度実績)	介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者数 (2004年度実績)
合計	36	26		1,664	21			538
1 名古屋市	×							
2 豊橋市	○	○	10万円	301	×			
3 岡崎市	○	○	一受給世帯 に対し上限30万円	260				
4 一宮市	○	×			○	要支援、要介護状態に該当しない70歳以上のひとり暮らし及び高齢者	54,000円(05年度より)	
5 瀬戸市	×	×						
6 半田市	○	×			○	75歳以上で介護保険の要介護認定者のいない市民税非課税世帯で、市民税課税者に扶養されていない方	施工費用の9割(上限3万円)	3
7 春日井市	○	×			○	住宅改修の必要があると認められた高齢者の住宅	20万円	410
8 豊川市	×	×			×			
9 津島市	×	×			×			
10 碧南市	○	○	所得税課税世帯10万円 所得税非課税世帯30万円	31	×			
11 刈谷市	○	○	12万円	229	×			
12 豊田市	○	○	40万円	304	×			
13 安城市	○	○	10万円限度	54	×			
14 西尾市	○	○	10万円限度として9割を助成(17年度より)		×			
15 蒲郡市	×	×			×			
16 犬山市	○	×			○	概ね65歳以上の方の生活場所において「リフォームヘルプ事業」により承認された工事	限度額15万円	8
17 常滑市	×	×			×			
18 江南市	○	○	介護保険を含めて30万円	23	○	生計中心者の所得が14万円以下で支給が必要な高齢者	121,500円	1
19 小牧市	○	○	9万円	3	○	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方	18万円	1
20 稲沢市	×	×			×			
21 新城市	×	×			×			
22 東海市	○	○	10万円以内 (住民非課税40万円以内)	51	×			

市町村名		実施	介護保険に上乗せ	助成額	利用者数 (2004年度実績)	介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者数 (2004年度実績)
23	大府市	○	○	40万円(住民税課税世帯は20万円)	47				
24	知多市	○	○	40万円	22	×			
25	知立市	○	○	10万円	52	×			
26	尾張旭市	×	×			×			
27	高浜市	○	○	10万円(要支援・要介護1~3) 30万円(要介護4・5)	43	○	65歳以上の高齢者	10万円	46
28	岩倉市	○	○	住宅改善に要する経費から介護保険の居宅介護住宅改修費の額を控除した額で工事費の2分の1限度額50万円	1				
29	豊明市	○	○	10万円	59	×			
30	日進市	○	○	20万円の9割(限度額)	19	○	身体障害者(下肢,体幹,視覚の3級以上)	20万円の9割(限度額)	5
31	田原市	○	○	30万円	31	×			
32	愛西市	×	×			×			
33	清須市	○				○	65歳以上の低所得者対象 経費60万円と工事額と少ない方の1/2を補助	30万円(限度額)<17.7.7より実施>	
34	東郷町	×	×			×			
35	長久手町	○	○	上限30万円	8	○	65歳以上。前年住民税非課税で対象の建物に居住していること	かかった費用の2/3	2
36	豊山町	○	○	30万円		○		50万円	
37	師勝町	○	○	限度額70万円(ただし対象者の全世帯の町民税所得割が10万円以上の場合は2分の1)	8	○	身体障害者手帳1~3級 の下肢障害、体幹障害 及び視覚障害の方	限度額70万円(ただし対象者の全世帯の町民税所得割が10万円以上の場合は2分の1)	1
38	西春町	○	○	30万円	16	○	身体障害者手帳1~3級 (下肢、体幹、視覚障害) の方	50万円	
39	春日町	○	×			○	身障1・2級に該当する下肢障害、体幹、視覚障害の方 65歳以上の低所得者で寝たきりの方	30万円(上限)	2
40	大口町	○	×		5				
41	扶桑町	○	×			○	介護保険対象外で、日常生活に使用のある高齢者(所得制限あり)	限度額40万円	0
42	七宝町	×	×			×			
43	美和町	○	×			○			
44	甚目寺町	○	○	12万円	26	○	障害者1~3級の下肢、体幹、視覚障害のある65歳未満	30万円	1

市町村名		実施	介護保険に上乗せ	助成額	利用者数 (2004年度実績)	介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者数 (2004年度実績)
45	大治町	×	×			×			
46	蟹江町	×	×			×			
47	十四山村	×	×			×			
48	飛島村	×	×			×			
49	弥富町	×	×			×			
50	阿久比町	×	×			×			
51	東浦町	○	○	40万円を限度とする、ただし対象者の属する世帯員のうち住民税を課税されているものがある場合については20万円を限度とする	56	○	町内在住で在宅の身障手帳の交付を受けている者で、町の身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱の対象となるもの	40万円を限度とする、ただし対象者の属する世帯員のうち住民税を課税されているものがある場合については20万円を限度とする	0
52	南知多町	×	×			×			
53	美浜町	×	×			×			
54	武豊町	○	×			○	次の何れかに該当する者 ・身体障害者手帳の下肢、体幹及び視覚障害者の1～3級 ・介護保険の要介護または要支援認定者	30万円以内	53
55	一色町	×	×			×			
56	吉良町	×	×			×			
57	幡豆町								
58	幸田町	×	×			○	下肢、体幹、運動機能障害3級以上の児者、視覚2級以上の児者、特殊便器の取替えは上肢2級以上	上限20万円	5
59	額田町	○	○	介護保険制度の上限額20万円を超えた費用の1/2補助(上限30万円)	15	×			
60	三好町	○	○	30万円(対象経費限度額を150万、補助率1/5)	5	○	1～3級の下肢、体幹、視覚障害者のいる世帯	30万円(対象経費限度額を150万、補助率1/5)	
61	設楽町	×	×			×			
62	東栄町	×	×			×			
63	豊根村	×	×			×			
64	音羽町	×	×			×			
65	小坂井町	×	×			×			
66	御津町	×	×			×			
67	一宮町	×	×			×			
67	富山村	×	×			×			

巡回バス・福祉バス実施状況

(2005年10月1日現在)

※今回はじめて、巡回バス・福祉バスの実施状況を聞いた。
 ※実施は、39市町村(57%)であり、うち無料は16市町村であった。
 ※名古屋市は、65歳以上の高齢者に敬老パスを発行している。
 (利用料 非課税者:年1,000円、課税者:年5,000円)

市町村名	実施	利用料	備考
1 名古屋市			敬老パスを実施
2 豊橋市			
3 岡崎市			
4 一宮市	○	無料	
5 瀬戸市			
6 半田市			
7 春日井市	○	高齢者200円	障害者は無料
8 豊川市			
9 津島市	○	100円	
10 碧南市	○	無料	
11 刈谷市	○	無料	
12 豊田市	○	100円	
13 安城市	○	100円	
14 西尾市			
15 蒲郡市			
16 犬山市	○	無料	
17 常滑市	○	無料	
18 江南市			
19 小牧市	○	200円	子ども100円
20 稲沢市			
21 新城市			
22 東海市	○		
23 大府市	○	100円	
24 知多市	○	200円	
25 知立市	○	100円	
26 尾張旭市	○	100円	
27 高浜市	○	100円	
28 岩倉市			
29 豊明市	○	100円	
30 日進市	○	100円	
31 田原市	○	100円	
32 愛西市	○	無料	佐屋・佐織地区
33 清須市			

市町村名	実施	利用料	備考
34 東郷町	○	100円	65歳以上は無料
35 長久手町	○	無料	
36 豊山町	○	200円	
37 師勝町	○	無料	
38 西春町	○	100円	
39 春日町	○	100円	
40 大口町	○	100円	
41 扶桑町			
42 七宝町	○	無料	
43 美和町			
44 甚目寺町			
45 大治町	○	無料	
46 蟹江町	○	無料	
47 十四山村	○	無料	
48 飛島村	○	無料	
49 弥富町	○	無料	
50 阿久比町			
51 東浦町	○	100円	
52 南知多町			
53 美浜町	○	無料	
54 武豊町			
55 一色町			
56 吉良町			
57 幡豆町			
58 幸田町	○	無料	
59 額田町			
60 三好町	○	100円	
61 設楽町			
62 東栄町			
63 豊根村			
64 音羽町	○	100円	
65 小坂井町			
66 御津町	○	100円	福祉乗合タクシー

宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業へ助成実施状況

(2005年10月1日現在)

※今回はじめて、高齢者のたまり場事業への助成実施状況を聞いた。

※実施は、14市町村(21%)であった。

市町村名	助成	助成額	助成力所
1 名古屋市			
2 豊橋市			
3 岡崎市			
4 一宮市	○	年36万円	6カ所
5 瀬戸市			
6 半田市	○	年84万円	1カ所
7 春日井市			
8 豊川市			
9 津島市			
10 碧南市			
11 刈谷市	○	年9万6千円	35カ所
12 豊田市			
13 安城市	○	年4万2千円	81カ所
14 西尾市	○	年15万円	6カ所
15 蒲郡市			
16 犬山市			
17 常滑市			
18 江南市			
19 小牧市			
20 稲沢市			
21 新城市			
22 東海市			
23 大府市			
24 知多市	○	31万6千円	2カ所
25 知立市	○	20万円	
26 尾張旭市			
27 高浜市			
28 岩倉市			
29 豊明市			
30 日進市	○	年200万円	1カ所
31 田原市			
32 愛西市			
33 清須市			

市町村名	助成	助成額	助成力所
34 東郷町			
35 長久手町			
36 豊山町			
37 師勝町			
38 西春町			
39 春日町	○	年6万円	3カ所
40 大口町			
41 扶桑町			
42 七宝町			
43 美和町			
44 甚目寺町			
45 大治町			
46 蟹江町			
47 十四山村			
48 飛島村			
49 弥富町			
50 阿久比町	○	113万円	4カ所
51 東浦町			
52 南知多町			
53 美浜町			
54 武豊町			
55 一色町			
56 吉良町	○	269万8千円	1カ所
57 幡豆町			
58 幸田町	○	年5万円	22カ所
59 額田町			
60 三好町			
61 設楽町			
62 東栄町			
63 豊根村			
64 音羽町			
65 小坂井町	○	3万6千円	5カ所
66 御津町	○	年2万円	3カ所

介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数

(2005年10月1日現在)

※年々増加しているが、04年度実績は合併に伴いデータの無い自治体があるため、03年度より少なくなっている。

市町村名	02年度	03年度	04年度	
1 名古屋市	207	201	229	
2 豊橋市	1	16	10	
3 岡崎市	16	32	9	
4 一宮市	—	—	239	
	一宮市	218	213	—
	尾西市	159	365	—
	木曾川町	78	86	—
5 瀬戸市	53	37	14	
6 半田市	15	12	207	
7 春日井市	130	152	162	
8 豊川市	4	20	19	
9 津島市	146	792	971	
10 碧南市	15	27	35	
11 刈谷市	—	133	145	
12 豊田市	—	—	23	
	豊田市	18	27	—
	藤岡町	1	—	—
	小原村	0	0	—
	足助町	27	—	—
	下山村	8	32	—
	旭町	29	128	—
稲武町	—	42	—	
13 安城市	19	26	36	
14 西尾市	20	48	69	
15 蒲郡市	61	88	110	
16 犬山市	180	199	161	
17 常滑市	12	17	21	
18 江南市	351	116	103	
19 小牧市	163	291	296	
20 稲沢市	—	—	493	
	稲沢市	80	402	—
	祖父江町	381	444	—
	平和町	363	306	—
21 新城市	—	—	2	
	新城市	1	0	—
	鳳来町	0	0	—
	作手村	0	0	—
22 東海市	13	16	24	
23 大府市	5	8	17	
24 知多市	3	7	9	
25 知立市	—	65	56	
26 尾張旭市	18	27	15	
27 高浜市	29	47	32	
28 岩倉市	215	301	267	
29 豊明市	20	35	46	
30 日進市	69	73	79	
31 田原市	—	—	22	
	田原市	11	20	—
	渥美町	7	—	—

市町村名	02年度	03年度	04年度	
32 愛西市	—	—	10	
	佐屋町	4	3	—
	立田村	1	17	—
	八開村	1	1	—
33 清須市	—	—	92	
	西枇杷島町	8	10	—
	清洲町	14	24	—
	新川町	31	32	—
34 東郷町	13	—	13	
35 長久手町	47	58	63	
36 豊山町	12	6	21	
37 師勝町	37	35	35	
38 西春町	26	68	49	
39 春日町	2	2	9	
40 大口町	110	27	19	
41 扶桑町	—	302	576	
42 七宝町	0	0	0	
43 美和町	—	0	0	
44 甚目寺町	2	1	0	
45 大治町	0	0	0	
46 蟹江町	4	3	4	
47 十四山村	1	0	0	
48 飛島村	—	—	0	
49 弥富町	58	41	3	
50 阿久比町	11	—	41	
51 東浦町	9	7	2	
52 南知多町	3	8	22	
53 美浜町	26	—	48	
54 武豊町	88	106	69	
55 一色町	12	6	2	
56 吉良町	3	5	3	
57 幡豆町	2	5	4	
58 幸田町	14	155	165	
59 額田町	—	10	8	
60 三好町	36	25	19	
61 設楽町	—	—	0	
	設楽町	0	0	—
	津具村	3	0	—
62 東栄町	0	0	0	
63 豊根村	0	0	47	
64 音羽町	20	3	4	
65 小坂井町	20	31	32	
66 御津町	3	4	11	
67 一宮町	1	—	—	
68 富山村	0	0	0	
合計	3,769	5,848	5,292	

税制改正に伴う国保料(税)、介護保険料の軽減対策

(2005年10月1日現在)

※文書回答無しが4自治体(豊橋市・豊田市・清須市・三好町)、
未記入が4自治体(稲沢市・愛西市・春日町・額田町)あった。

市町村名	陳情書への文章回答
1 名古屋市	政令指定都市国保・年金主管課長会として7月に国に対して要望した
2 豊橋市	文書回答なし
3 岡崎市	介護保険料の段階があがったものについて18年から2年間緩和を検討
4 一宮市	厚生労働省の検討の経過を見守っていききたい
5 瀬戸市	介護は国が検討、国保の対策は予定していない
6 半田市	考えていない
7 春日井市	考えていない
8 豊川市	国保は勉強します。介護は国の緩和措置に基づき実施
9 津島市	独自は考えていない。国にそって実施を検討
10 碧南市	17年から国保の軽減6割を7割、4割を5割、あらたに2割を実施した
11 刈谷市	介護は国の主旨にそって、国保は、県・近隣市町村と協調していききたい
12 豊田市	文書回答なし
13 安城市	厚生労働省、県から指針が示されれば検討していききたい
14 西尾市	国保は、国・県から特別な対策が出されれば検討、介護は国の方針に基づき実施
15 蒲郡市	国保の財政状況が厳しく、応分の負担をお願いせざるを得ません。
16 犬山市	国保は応分の負担をお願いするしかありません。介護は詳細が判明し次第対応する。
17 常滑市	国保は税制改正の趣旨を理解し検討。介護は市独自の軽減は考えていない。
18 江南市	市独自の負担増を軽減する対応は困難です。
19 小牧市	国の政策であり、国保税の軽減措置は考えていません
20 稲沢市	未記入
21 新城市	低所得者対策等について全国市長会においても国へ要望している
22 東海市	国は緩和策を講じる必要性について検討を進める意向で動いていると聞いている
23 大府市	同上 介護については、広域にて独自減免を実施しています。
24 知多市	厚生労働省が激変緩和阻止を要望していると聞いており、その動向で判断
25 知立市	税制改正等を考慮した介護保険料の設定に努めていきます。
26 尾張旭市	厚生労働省など今後の行方を見守っていききたい
27 高浜市	市独自の軽減対策は、現在のところ考えていない
28 岩倉市	国の指針が示された場合、他市町村の状況も踏まえて遅滞なく検討し的確な対応をする
29 豊明市	国保の財政状況運営が厳しい状況のため、軽減措置は考えていません。
30 日進市	本市としては検討しておりません
31 田原市	国や市町村は膨大な財政赤字を背負っている。運営の財源は税か保険料で負担せざるを得ない
32 愛西市	未記入
33 清須市	文書回答なし

市町村名	陳情書への文章回答
34 東郷町	世帯の所得に応じた負担であることから理解をお願いします
35 長久手町	現段階では考えていません(国保)
36 豊山町	国の方針にしたがう。したがって特に対策を練っていません。
37 師勝町	厳しい財政状況のため、現行法に基づき対応
38 西春町	現段階では予定はありません
39 春日町	未記入
40 大口町	介護は2年間の激変緩和装置が検討されている。国保は考えていない
41 扶桑町	介護は、急激な上昇にならないよう配慮、国保はいまのところ考えていない
42 七宝町	国の方向を見ながら考える
43 美和町	医療費に見合う財源を税に求めるのが原則、町独自では対策を考えていない
44 甚目寺町	現在のところ考えていません
45 大治町	財政的な問題もあり、現在のところ考えていません
46 蟹江町	現行通り行います。
47 十四山村	本来属する保険料段階に意向できるよう保険料負担率を段階的に引き上げることとしている
48 飛島村	国の制度に従っていく予定
49 弥富町	国が示す第3期保険料設定に基づき、保険料設定を考えており減変緩和措置が図られる
50 阿久比町	現段階では考えていない
51 東浦町	国保として緊急対策は行うつもりはありません
52 南知多町	現在、実施する考えはありません
53 美浜町	法に基づいておこないます
54 武豊町	国保税は、今後引き上げの必要があります。介護保険制度にそった緩和措置をおこなう
55 一色町	実施予定なし
56 吉良町	県下の動向、財政事情を勘案して検討
57 幡豆町	町独自での実施は予定していない
58 幸田町	厚生労働省の動向を見極めて(住民児童課)国の指針を判断材料として総合的に検討(介護)
59 額田町	未記入
60 三好町	文書回答なし
61 設楽町	国の基準を原則とする。財政的に厳しい中町独自での実現は難しい
62 東栄町	実施する予定なし
63 豊根村	保険税の上昇と医療費の支出とを考慮し税率を見直していきます。
64 音羽町	近隣市町と調整しながら実施したい
65 小坂井町	国に基づいて実施
66 御津町	十分協議したい

福祉給付金の拡大状況と自動払いの実施状況

(2005年10月現在)

【自動払い】◎:04年10月以降新たに実施(予定を含む)、○:実施中、△:検討中・今後検討、空欄:未実施
 【対象者の拡大】○:年齢を拡大(拡大内容は別表)、△:年齢は県基準だがその他の要件を拡大、空欄:県基準通り

・自動払いは、新たに実施した市町村を含め、37市町村(54.4%)が実施し、県内市町村の半数を超えた。

市町村名	自動払い		対象者の拡大
	実施状況	実施年月(診療月)	
1 名古屋市	現物給付		○
2 豊橋市	○	2004/1	
3 岡崎市	○	2003/1	△
4 一宮市	○	2003/8	△
5 瀬戸市	○	2004/5	○
6 半田市	◎	2004/11	○
7 春日井市	○	2003/4	△
8 豊川市	○	2003/8	
9 津島市	○	2004/7	○
10 碧南市	○	2003/8	○
11 刈谷市	○	2003/8	△
12 豊田市	○	2004/3	△
13 安城市	○	2003/8	△
14 西尾市	◎	2004/12	○
15 蒲郡市	◎	2006/4	
16 犬山市	◎	2006/3	
17 常滑市	◎	2005/10	
18 江南市	△		
19 小牧市	△		
20 稲沢市	○	2004/2	
21 新城市	◎	2005/6	△
22 東海市	◎	2004/11	
23 大府市	○	2002/10	
24 知多市	○	2002/10	
25 知立市	○	2004/3	
26 尾張旭市	○	2004/5	△
27 高浜市	△		△
28 岩倉市	○	2004/3	
29 豊明市	○	2004/8	△
30 日進市	○	2004/4	△
31 田原市	○	2002/10	△食事療養費を拡大
32 愛西市	△		△
33 清須市			△食事療養費を拡大

市町村名	自動払い		対象者の拡大
	実施状況	実施年月(診療月)	
34 東郷町	◎	2005/4	
35 長久手町	◎	2005/9	△
36 豊山町	△		○
37 師勝町			○
38 西春町	○	2004/4	○
39 春日町			○
40 大口町	△		△
41 扶桑町			△
42 七宝町			
43 美和町	△		
44 甚目寺町			
45 大治町	△		
46 蟹江町			△食事療養費の1/2助成
47 十四山村			
48 飛島村			△福祉医療拡大分
49 弥富町			
50 阿久比町	△		
51 東浦町	◎	2006/7	
52 南知多町			
53 美浜町			
54 武豊町	○	2004/4	
55 一色町	◎	2004/10	
56 吉良町	△		
57 幡豆町			○
58 幸田町	△		
59 額田町			
60 三好町	◎	2005/4	△
61 設楽町			
62 東栄町			
63 豊根村			△食事療養費の1/2助成
64 音羽町	◎	2005/8	
65 小坂井町	◎	2005/9	
66 御津町	◎	2005/8	
67 一宮町	合併後	2006/2	
68 富山村			
合計	○:37、△:11	◎:11、△:21	

年齢を拡大している市町村一覧

※◎を含む

1 名古屋市	70歳 (※ひとり暮らし高齢者を除くため、県制度よりも対象者が少なくなっている)
5 瀬戸市	65歳(3カ月以上寝たきり、所得制限無し)
6 半田市	60歳(6カ月以上寝たきり、本人所得500万円未満)
9 津島市	68歳～70歳未満(本人・配偶者・扶養義務者の固定資産税の合計額が7万円未満で市民税所得割が非課税)
10 碧南市	65歳(3カ月以上寝たきり)
14 西尾市	65歳(6カ月以上寝たきり、市民税非課税世帯)
36 豊山町	70歳 (※2年後には県基準となる事が決まっている)
37 師勝町	70歳 (※2年後には県基準となる事が決まっている)
38 西春町	70歳 (※2年後には県基準となる事が決まっている)
39 春日町	69歳(非課税世帯)
57 幡豆町	65歳(精神障害1, 2級)

健診・検診実施状況一覧

(2005年10月1日現在)

「肺がん」はレントゲン撮影、「子宮がん」は子宮頸部検査、「乳がん」はマンモグラフィ検査についての調査をまとめた。

基本健診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診は、すべての市町村で集団健診もしくは、個別医療機関委託で受診できる。

前立腺がんが未実施の市町村は、名古屋市・岡崎市・一宮市・瀬戸市・豊川市・西尾市・常滑市・稲沢市・尾張旭市・南知多町・美浜町・東栄町の12市町。

歯周疾患検診が未実施なのは、武豊町のみ。

自己負担無料は、「国保加入者のみ無料」の自治体も無料とカウントした。また、個別医療機関委託では連続して6月以上受診できるものを「通年」扱いとした。

	個別医療機関委託			集団健診	
	実施	自己負担無料	実施通年	実施	自己負担無料
基本健診	49 (72%)	30 (44%)	13 (19%)	52 (76%)	30 (44%)
胃がん	42 (62%)	3 (4%)	16 (24%)	60 (88%)	2 (3%)
大腸がん	43 (63%)	4 (6%)	15 (22%)	57 (84%)	2 (3%)
肺がん	36 (53%)	5 (7%)	14 (21%)	60 (88%)	47 (69%)
子宮がん	47 (69%)	2 (3%)	20 (29%)	53 (78%)	1 (1%)
乳がん	13 (19%)	1 (1%)	5 (7%)	61 (90%)	2 (3%)
前立腺がん	30 (44%)	1 (1%)	10 (15%)	44 (65%)	1 (1%)
歯周疾患	36 (53%)	23 (34%)	16 (24%)	41 (60%)	35 (51%)

がん検診・歯周疾患検診(個別医療機関委託)の実施状況

(2005年10月1日現在)

※「子宮がん」は「子宮頸部検査」、「乳がん」は「マンモグラフィ検査」についての一覧
 ※「実施」欄は○が実施、×が未実施
 ※「負担」欄は○が無料、▲はその他の費用と合算しており検診単体での費用は計算できない
 ※「期間」欄は連続して6月以上受診できるものを○とした

市町村名	がん検診																		歯周疾患検診		
	胃がん			大腸がん			肺がん			子宮がん			乳がん			前立腺がん			歯周疾患検診		
	実 施	負 担	期 間																		
合計	42	3	16	43	4	15	36	5	14	47	2	20	13	1	5	30	1	10	36	23	16
1 名古屋市	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	×			○	○	○
2 豊橋市	○		○	○		○	○	○	○		○	×			○		○		○	○	○
3 岡崎市	×			○	○		×			○	○	×			×				×		
4 一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			×				○	○	○
5 瀬戸市	○			○			○			○			○			×			○		
6 半田市	×			○	○		×			×			×			×			○		
7 春日井市	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○		○		○	○	○
8 豊川市	○	▲	○	○	▲	○	○		○	○		○			×				○		○
9 津島市	○			○			○			○			×			○			○		
10 碧南市	○			○			○			○		○	×			○			○	○	○
11 刈谷市	○			×			×			○		○	×			○			○	○	
12 豊田市	○		○	○		○	○		○	○		○	×			○		○	○	○	○
13 安城市	○		○	○		○	○		○	○		○		○	○		○		○		○
14 西尾市	×			×			×			×			×			×			×		
15 蒲郡市	○		○	○		○	○		○	○		×			○	▲	○		○	○	○
16 犬山市	○			○			○			○			×			○			○	○	○
17 常滑市	×			○			×			○		○	×			×			×		
18 江南市	○			○			○			○			×			×			○	○	
19 小牧市	×			×			○	○		○		○	×			○		○	×		
20 稲沢市	○			○			○	○		○			×			×			×		
21 新城市	○		○	×			×			○		○	×			×			×		
22 東海市	○			○			×			○			○			○			○		
23 大府市	×			×			×			×			×			×			×		
24 知多市	×			×			×			×			×			×			×		
25 知立市	○			○			○	○	○	○		○	×			○			○	○	○
26 尾張旭市	○			○	▲		○			○			○			×			○		
27 高浜市	○		○	○		○	○	▲		○		○		○	○	▲	○		○	○	○
28 岩倉市	×			×			×			○			×			×			×		
29 豊明市	○			○			○			○			×			○			○	○	
30 日進市	○			○			×			○			○			○			○		○
31 田原市	○	○	○	○	○	○	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32 愛西市	○			○			○			○			×			○			×		
33 清須市	×			×			×			○			×			×			○	○	

市町村名		がん検診															歯周疾患検診					
		胃がん			大腸がん			肺がん			子宮がん			乳がん						前立腺がん		
		実 施	負 担	期 間				実 施	負 担	期 間												
34	東郷町	○			○			○	○		○			○			○			×		
35	長久手町	○		○	○		○	▲	○	○			×			○		○	○			○
36	豊山町	×			×			×		○			×			×			×			
37	師勝町	×			×			×		×			×			×			×			
38	西春町	×			×			×		○			×			×			×			
39	春日町	×			×			×		×			×			×			×			
40	大口町	○		○	○		○		○	○		○	×			×			○			
41	扶桑町	○		○	○		○	▲	○	×			×			×			○	○	○	
42	七宝町	○			○			○		○			×			○			×			
43	美和町	○			○			○		○			×			○			×			
44	甚目寺町	○			○			○		○			×			○			×			
45	大治町	○			○			○		○			×			○			×			
46	蟹江町	○			○			○		○			×			○			×			
47	十四山村	○			○			○		○			×			○			×			
48	飛島村	○			○			○		○			○			○			○	○		
49	弥富町	○			○			○		○			○			○			×			
50	阿久比町	×			×			×		×			×			×			×			
51	東浦町	○		○	×			×		×			×			×			○	○		
52	南知多町	×			×			×		×			×			×			×			
53	美浜町	×			×			×		×			×			×			×			
54	武豊町	×			×			×		×			×			×			×			
55	一色町	×			×			×		×			×			×			×			
56	吉良町	○	▲		○	▲		○	▲		○	▲		×		○	▲		×			
57	幡豆町	○	▲		○	▲		○	▲		○	▲		×		○	▲		×			
58	幸田町	×			×			×		○		○	×			×			○	○		
59	額田町	×			×			×		×			×			×			○			
60	三好町	○		○	○		○		○	○		○	×			○		○	○			○
61	設楽町	×			×			×		×			×			×			○	○	○	
62	東栄町	×			○		○	○		×			×			×			○	▲		
63	豊根村	×			×			×		×			×			×			×			
64	音羽町	×			×			×		×			×			×			○	○	○	
65	小坂井町	○			○			×		○			×			×			○	○	○	
66	御津町	×			×			×		×			×			×			○	○		
67	一宮町	○			○			×		×			×			×			×			
68	富山村	×			×			×		×			×			×			×			

がん検診・歯周疾患検診（集団検診）の実施状況

(2005年10月1日現在)

※「子宮がん」は「子宮頸部検査」、「乳がん」は「マンモグラフィ検査」についての一覧
 ※「実施」欄は○が実施、×が未実施
 ※「負担」欄は○が無料、▲はその他の費用と合算しており検診単体での費用は計算できない

市町村名	がん検診												歯周疾患検診	
	胃がん		大腸がん		肺がん		子宮がん		乳がん		前立腺がん		実 施	負 担
	実 施	負 担												
合計	60	2	57	2	51	13	53	1	61	2	44	1	41	35
1 名古屋市	○		○		○		×		×		×		○	○
2 豊橋市	○		○				○		○		○		×	
3 岡崎市	○		○	○	○	○	○		○		×		○	○
4 一宮市	×		×		×		×		○	○	×		×	
5 瀬戸市	×		○		×		×		×		×		○	
6 半田市	○		○		○	○	○		○		○		×	
7 春日井市	○	○	×		×		○		○		×		○	○
8 豊川市	○	▲	○	▲	○		×		○		×		○	
9 津島市	○		○		×		×		○		×		×	
10 碧南市	○	▲	○	▲	×		○	▲	○	▲	○	▲	○	○
11 刈谷市	○	▲	○		○		○		○		○		×	
12 豊田市	○		○		×		○		○		○		×	
13 安城市	○	▲	○	▲	○		○		○		○	▲	×	
14 西尾市	○		○		○		○		○		×		○	○
15 蒲郡市	○		×		×		○		○		×		×	
16 犬山市	○		○		○		○		○		×		○	○
17 常滑市	○		×		×		×		○		×		○	○
18 江南市	○		×		×		○		○		○		×	
19 小牧市	○		○		○		○		○		×		○	○
20 稲沢市	○		○		○		×		○		×		○	○
21 新城市	○		○		○		○		○		○	▲	○	▲
22 東海市	○		×		○	○	○		×		×		×	
23 大府市	○		○		○		○		○		○		○	○
24 知多市	○		○		○	○	○		○		○		○	○
25 知立市	○		○		○		○		○		○		○	○
26 尾張旭市	×		○		×		×		×		×		×	
27 高浜市	×		×		○		×		×		×		×	
28 岩倉市	○		○		○		×		○		○		○	○
29 豊明市	○		○		○		○		○		○		○	○
30 日進市	○		○		○	○	○		○		○	○	×	
31 田原市	×		×		×		×		×		×		×	
32 愛西市	○		○		○		○		○		○		○	○
33 清須市	○		○		○		○		○		○		○	○

市町村名		がん検診										歯周疾患 検診			
		胃がん		大腸がん		肺がん		子宮がん		乳がん				前立腺がん	
		実 施	負 担	実 施	負 担	実 施	負 担								
34	東郷町	○		○		○		○		○		×		○	
35	長久手町	○	▲	○		○		○		○		○		×	
36	豊山町	○		○		○		×		○		○		○	○
37	師勝町	○		○		○		○		○		○		○	○
38	西春町	○		○		○	○	○		○		○		○	
39	春日町	○		○		○		○		○		○		○	○
40	大口町	○		○		○		○		○		○		×	
41	扶桑町	○		○		×		○		○		○		×	
42	七宝町	○		○		○	▲	○		○		○		○	○
43	美和町	○		○		○		○		○		○		○	○
44	甚目寺町	○		○		○	▲	○		○		○		○	○
45	大治町	○		○		○		○		○		○		○	○
46	蟹江町	○		○		○		○		○		○		○	○
47	十四山村	×		×		○		×		○		×		○	○
48	飛島村	○	▲	○	▲	○	▲	○		○		○		○	○
49	弥富町	×		○		○		×		×		×		○	
50	阿久比町	○		○		×		○		○		○		○	○
51	東浦町	○		○		○	○	○		○		○		×	
52	南知多町	○		○		×		○		○		×		○	○
53	美浜町	○		○		○	○	○		○		×		○	○
54	武豊町	○		○		○		○		○		○		×	
55	一色町	○		○		○	○	○		○		○		○	○
56	吉良町	○		○		○	○	○		○		○		○	○
57	幡豆町	○		○		○		○		○		○		○	○
58	幸田町	○		○		○		○		○		○		○	○
59	額田町	○		○		○		○		○		○		×	
60	三好町	×		×		×		○		○		×		×	
61	設楽町	○		○		○		○		○		○		×	
62	東栄町	○		×		×		○		○		×		×	
63	豊根村	○		○		○		○		○		○		○	○
64	音羽町	○		○		○	○	○		○		○		×	
65	小坂井町	○		○		○		×		○		○		×	
66	御津町	○		○		○		○		○		○		×	
67	一宮町	○		○		○	○	○		○		○		○	○
68	富山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	

基本健康診査実施状況

(2005年10月1日現在)

※基本的にすべての市町村で、個別医療機関委託もしくは集団健診のどちらかで受診ができる。
 ※自己負担欄の▲はその他の費用と合算しており、健診・検診単体での費用は計算できない。
 ※自己負担は「市町村国保加入者のみ無料」でも「無料」としている。
 ※実施期間は、連続して6月以上受けられる場合を通年とした。

市町村名	個別医療機関委託			集団健診		
	実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
合計	49	無料:30	通年:13	52	無料:30	
1 名古屋市	○	1,000	通年	○	1,000	通年
2 豊橋市	○	1,000	5~1月	○	1,000	52
3 岡崎市	○	無料	7~9月	○	無料	86
4 一宮市	○	1,000	5~10月	×		
5 瀬戸市	○	2,000	6~7、 9~10月	×		
6 半田市	○	無料	6~7月	×		
7 春日井市	○	無料	通年	○	無料	10
8 豊川市	○	3,000	4~2月	○	1,300	84
9 津島市	○	1,800	8~11月	×		
10 碧南市	○	1,000	8~11月	○	無料	126
11 刈谷市	○	無料	7~10月	○	▲	15
12 豊田市	○	無料	6~12月	○	無料	53
13 安城市	○	1,000	5~2月	○	8,000	185
14 西尾市	×			○	無料	29
15 蒲郡市	○	2,700	通年	×		
16 犬山市	○	無料	6~10月	○	900	5
17 常滑市	×			○	1,000	34
18 江南市	○	無料	7~10月	×		
19 小牧市	○	無料	6~2月	×		
20 稲沢市	○	無料	5~7月	○	無料	12
21 新城市	○	1,000	6~10月	○	▲	1
22 東海市	○	無料	7~11月	×		
23 大府市	×			○	無料	80
24 知多市	×			○	無料	111
25 知立市	○	1,800	5ヵ月	○	500	19
26 尾張旭市	○	2,000	6~7、 9~10月	×		
27 高浜市	○	800	7~9月	×		
28 岩倉市	×			○	無料	27
29 豊明市	○	2,600	9~11月	○	無料	18
30 日進市	○	1,300	9~11月	○	700	34
31 田原市	○	無料	6~11月	×		
32 愛西市	○	無料	6~9月	○	無料	5
33 清須市	×			○	800	42

市町村名	個別医療機関委託			集団健診		
	実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
34 東郷町	○	1,200	8~12月	○	900	12
35 長久手町	○	無料	6~11月	○	無料	4
36 豊山町	○	有料	9月	○	1,300	23
37 師勝町	×			○	2,400	17
38 西春町	×			○	4,200	30
39 春日町	×			○	1,300	11
40 大口町	○	無料	8~10月	×		
41 扶桑町	○	無料	8~10月	×		
42 七宝町	○	無料	6~9月	○	無料	5
43 美和町	○	無料	6~9月	○	無料	6
44 甚目寺町	○	無料	6~9月	○	無料	18
45 大治町	○	無料	6~9月	○	無料	15
46 蟹江町	○	無料	6~9月	○	1,300	7
47 十四山村	○	無料	6~9月	×		
48 飛島村	○	無料	6~9月	○	▲	8
49 弥富町	○	無料	6~9月	○	1,300	13
50 阿久比町	×			○	無料	17
51 東浦町	○	無料	5~7、 9~10月	×		
52 南知多町	×			○	無料	25
53 美浜町	×			○	無料	20
54 武豊町	○	無料	6~7月	○	無料	18
55 一色町	×			○	無料	29
56 吉良町	○	▲	4~5月	○	無料	30
57 幡豆町	○	▲	7月	○	無料	18
58 幸田町	×			○	無料	23
59 額田町	×			○	▲	30
60 三好町	○	無料	6~12月	○	無料	2
61 設楽町	×			○	1,500	9
62 東栄町	×			○	1,400	22
63 豊根村	×			○	無料	4
64 音羽町	○	無料	10~11月	○	無料	1
65 小坂井町	○	無料	6~7、 10月	○	無料	10
66 御津町	○	無料	5~10月	○	無料	14
67 一宮町	○	無料	6~10月	×		
68 富山村	×			○	無料	1

子宮がん検診実施状況

(2005年10月1日現在)

※子宮がん検診は、子宮頸部の検診を対象とした。
 ※すべての市町村で、個別医療機関委託もしくは集団検診で受けることができる。
 ※毎年実施している市町村は53あった。
 ※自己負担欄の▲はその他の費用と合算しており、検診単体での費用は計算できない。
 ※実施期間は連続して6月以上受けられる場合を通年とした。

市町村名	毎年実施	個別医療機関委託			集団検診		
		実施	負担	期間	実施	負担	回数
合計	53	47	無料:2	通年:20	53	無料:1	
1 名古屋市	×	○	1,700	通年	×		
2 豊橋市	○	○	1,000	5~1月	○	1,000	
3 岡崎市	×	○	1,700	6~12月	○	800	39
4 一宮市	○	○	無料	5~10月	×		
5 瀬戸市	○	○	1,300	6~7、 9~10月	×		
6 半田市	○	×			○	1,000	60
7 春日井市	○	○	1,300	通年	○	1,300	48
8 豊川市	×	○	2,200	4~2月	×		
9 津島市	×	○	1,500	8~11月	×		
10 碧南市	○	○	1,000	通年	○	▲	22
11 刈谷市	○	○	1,000	4~2月	○	700	3
12 豊田市	×	○	1,900	6~12月	○	800	28
13 安城市	○	○	1,000	4~3月	○	1,000	20
14 西尾市	○	×			○	1,500	20
15 蒲郡市	×	○	1,800	通年	○	1,800	3
16 犬山市	○	○	1,700	6~10月	○	600	5
17 常滑市	○	○	1,700	4~12月	×		
18 江南市	○	○	1,550	7~10月	○	750	3
19 小牧市	×	○	1,250	5~2月	○	750	7
20 稲沢市	○	○	1,000	5~7月	×		
21 新城市	○	○	500	6~12月	○	500	7
22 東海市	○	○	700	7~11月	○	700	10
23 大府市	○	×			○	1,000	34
24 知多市	○	×			○	あり	32
25 知立市	○	○	1,100	10カ月	○	500	8
26 尾張旭市	○	○	1,300	6~7、 9~10月	×		
27 高浜市	○	○	1,200	通年	×		
28 岩倉市	○	○	1,600	6~10月	×		
29 豊明市	○	○	2,000	9~11月	○	1,000	15
30 日進市	○	○	1,900	9~11月	○	1,000	40
31 田原市	○	○	無料	6~11月	×		
32 愛西市	○	○	1,700	6~9月	○	400	13
33 清須市	○	○	1,700	限定	○	600	18

市町村名	毎年実施	個別医療機関委託			集団検診		
		実施	負担	期間	実施	負担	回数
34 東郷町	×	○	1,300	8~12月	○	800	4
35 長久手町	×	○	1,700	10~2月	○	700	10
36 豊山町	○	○	1,300	誕生月	×		
37 師勝町	○	×			○	1,000	10
38 西春町	○	○	1,700	3カ月	○	600	7
39 春日町	○	×			○	800	8
40 大口町	○	○	1,000	6~2月	○	500	4
41 扶桑町	○	×			○	700	8
42 七宝町	○	○	1,700	6~9月	○	600	4
43 美和町	×	○	1,700	6~9月	○	600	6
44 甚目寺町	○	○	1,700	6~9月	○	600	10
45 大治町	○	○	1,700	6~9月	○	600	6
46 蟹江町	×	○	1,700	6~9月	○	1,100	7
47 十四山村	○	○	2,500	6~9月	×		
48 飛島村	○	○	1,700	6~9月	○	600	5
49 弥富町	○	○	1,700	6~9月	×		
50 阿久比町	○	×			○	700	13
51 東浦町	○	×			○	700	15
52 南知多町	○	×			○	1,000	9
53 美浜町	○	×			○	1,000	8
54 武豊町	○	×			○	900	19
55 一色町	○	×			○	1,000	8
56 吉良町	○	○	▲	4~5月	○	1,000	5
57 幡豆町	○	○	▲	7月	○	900	5
58 幸田町	○	○	1,000	6~12月	○	500	13
59 額田町	○	×			○	1,600	4
60 三好町	○	○	1,900	6~12月	○	800	4
61 設楽町	○	×			○	1,300	3
62 東栄町	×	×			○	1,800	2
63 豊根村	○	×			○	1/3	2
64 音羽町	×	×			○	1,000	2
65 小坂井町	×	○	1,500	6~7、 10月	×	800	2
66 御津町	○	×			○	600	5
67 一宮町	×	×			○	600	5
68 富山村	○	×			○	無料	1

前立腺がん検診実施状況

(2005年10月1日現在)

※網がかけてある、名古屋市・岡崎市・一宮市・瀬戸市・豊川市・西尾市・常滑市・稲沢市・尾張旭市・南知多町・美浜町・東栄町はの12市町は前立腺がん検診自体が未実施である。
 ※自己負担欄の▲はその他の費用と合算しており、検診単体での費用は計算できない。
 ※実施期間は連続して6月以上受けられる場合を通年とした。

		個別医療機関委託			集団健診		
		実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
合計		30	無料:1	通年:10	44	無料:1	
1	名古屋市	×			×		
2	豊橋市	○	300	5~1月	○	300	
3	岡崎市	×			×		
4	一宮市	×			×		
5	瀬戸市	×			×		
6	半田市	×			○	1,100	4
7	春日井市	○	600	通年	×		
8	豊川市	×			×		
9	津島市	○	1,200	8~11月	×		
10	碧南市	○	1,000	8~11月	○	▲	126
11	刈谷市	○	1,000	7~11月	○	500	15
12	豊田市	○	800	6~12月	○	800	53
13	安城市	○	500	5~2月	○	▲	185
14	西尾市	×			×		
15	蒲郡市	○	▲	通年	×		
16	犬山市	○	1,000	6~10月	×		
17	常滑市	×			×		
18	江南市	×			○	520	3
19	小牧市	○	1,500	6~2月	×		
20	稲沢市	×			×		
21	新城市	×			○	▲	1
22	東海市	○	500	7~11月	×		
23	大府市	×			○	500	10
24	知多市	×			○	あり	5
25	知立市	○	700	5カ月	○	400	19
26	尾張旭市	×			×		
27	高浜市	○	▲	通年	×		
28	岩倉市	×			○	200	27
29	豊明市	○	600	9~11月	○	500	15
30	日進市	○	350	9~11月	○	無料	5
31	田原市	○	無料	6~11月	×		
32	愛西市	○	1,500	6~9月	○	600	23
33	清須市	×			○	有料	34

		個別医療機関委託			集団健診		
		実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
34	東郷町	○	700	8~12月	×		
35	長久手町	○	600	6~11月	○	300	34
36	豊山町	×			○	400	23
37	師勝町	×			○	500	12
38	西春町	×			○	1,000	32
39	春日町	×			○	700	11
40	大口町	×			○	300	2
41	扶桑町	×			○	500	3
42	七宝町	○	1,500	6~9月	○	500	5
43	美和町	○	1,500	6~9月	○	500	6
44	甚目寺町	○	1,500	6~9月	○	500	18
45	大治町	○	1,500	6~9月	○	500	15
46	蟹江町	○	1,500	6~9月	○	1,500	7
47	十四山村	○	1,500	6~9月	×		
48	飛島村	○	1,500	6~9月	○	600	8
49	弥富町	○	1,500	6~9月	×		
50	阿久比町	×			○	600	8
51	東浦町	×			○	500	16
52	南知多町	×			×		
53	美浜町	×			×		
54	武豊町	×			○	600	2
55	一色町	×			○	500	29
56	吉良町	○	▲	4~5月	○	500	30
57	幡豆町	○	▲	7月	○	500	18
58	幸田町	×			○	500	3
59	額田町	×			○	500	8
60	三好町	○	800	6~12月	×		
61	設楽町	×			○	700	7
62	東栄町	×			×		
63	豊根村	×			○	1/3	4
64	音羽町	×			○	500	2
65	小坂井町	×			○	1,000	2
66	御津町	×			○	500	7
67	一宮町	×			○	500	1
68	富山村	×			○	500	1

歯周疾患検診実施状況

(2005年10月1日現在)

※老健法に定める年齢(40・50・60・70歳)を対象年齢に含むのは55市町村、含まないのは瀬戸市・津島市・東海市・十四山村・南知多町・東栄町・小坂井町・御津町・一宮町の9市町村。
 ※歯周疾患検診自体が未実施なのは武豊町と富山村である。
 ※網掛けは2004年から制度改善があった市町村。

市町村名	対象年齢	個別医療機関委託			集団健診		
		実施	負担	期間	実施	負担	期間
		36	無料 23	通年 16	41	無料 35	
1 名古屋市	個:40,50,60,70	○	無料	通年	○	無料	通年
2 豊橋市	個:40,45,50,55,60,65,70	○	無料	5~3月	×		
3 岡崎市	個:40,50,60,70(県報告のみ)	×			○	無料	86
4 一宮市	個:40,50,60,70	○	無料	5~10月	×		
5 瀬戸市	個:40,50 集:20歳以上	○	1,500	6~7、 9~10月	○	500	24
6 半田市	個:40,50,60,70	○	800	9~10月	×		
7 春日井市	個:40,50 集:60,70	○	無料	通年	○	無料	4
8 豊川市	個:40,50,60,70 集:30歳以上	○	600	4~2月	○	600	12
9 津島市	個:40~70未満(過去2年受診なし)	○	1,000	8~9月	×		
10 碧南市	個:30,40,45,50,55,60,65,70,75 集:成人	○	無料	通年	○	無料	18
11 刈谷市	個:40,45,50,55,60,65,70,75	○	無料	7~10月	×		
12 豊田市	個:40,50,60,70	○	無料	4~3月	×		
13 安城市	個:40,50,60,70	○	500	7~1月	×		
14 西尾市	集:40歳以上	×			○	無料	44
15 蒲郡市	個:40,45,50,55,60,70	○	無料	6~3月	×		
16 犬山市	個:40,45,50,60,70 集:制限なし	○	無料	通年	○	無料	4
17 常滑市	集:30,35,40,45,50,60,70	×			○	無料	36
18 江南市	個:40,50,60,70	○	無料	7~10月	×		
19 小牧市	集:20歳以上	×			○	無料	7
20 稲沢市	集:40,50 集:制限なし	×			○	無料	20
21 新城市	集:20歳以上	×			○	▲	1
22 東海市	個:40,50,60	○	700	7~11月	×		
23 大府市	集:40歳以上	×			○	無料	16
24 知多市	集:40~70歳代	×			○	無料	17
25 知立市	40,50,60,70,75,80	○	無料	7カ月	○	無料	6
26 尾張旭市	個:40,45,50,55,60,65,70	○	560	6~7、 9~10月	×		
27 高浜市	個:40,45,50,55,60,65,70	○	無料	7~9月	×		
28 岩倉市	集:30歳以上	×			○	無料	27
29 豊明市	個:30,40,50,60,70 集:16歳以上	○	無料	9~11月	○	無料	11
30 日進市	個別:30,35,40,45,50,55,60,65,70,75	○	500	通年	×		
31 田原市	35,40,45,50,55,60,70	○	無料	6~8月	×		
32 愛西市	20歳以上	×			○	無料	3
33 清須市	個:40,45,50,55 集:40歳以上基本健診受診者	○	無料	3カ月	○	無料	34

市町村名	対象年齢	個別医療機関委託			集団健診		
		実施	負担	期間	実施	負担	期間
34 東郷町	集: 30,40,50,60,70	×			○	100	4
35 長久手町	個: 40,50,60,70	○	800	8~12月	×		
36 豊山町	集: 30歳以上	×			○	無料	23
37 師勝町	集: 30歳以上	×			○	無料	26
38 西春町	集団:	×			○	300	13
39 春日町	集: 制限なし	×			○	無料	5
40 大口町	個: 40,50,60,70	○	500	8~10月	×		
41 扶桑町	個: 40,50,60,70	○	無料	通年	×		
42 七宝町	集: 40歳以上	×			○	無料	5
43 美和町	集: 40歳以上	×			○	無料	6
44 甚目寺町	集: 40歳以上	×			○	無料	18
45 大治町	集: 15歳以上	×			○	無料	15
46 蟹江町	集: 40,50,60,70	×			○	無料	5
47 十四山村	個: 70 集: 40,50	×			○	無料	1
48 飛島村	個: 40歳以上 集: 30歳以上	○	無料	6~9月	○	無料	8
49 弥富町	集: 30歳以上	×			○	700	8
50 阿久比町	集: 基本検診受診者で希望者	×			○	無料	4
51 東浦町	40,45,50,55,60,65,70	○	無料	9~11月	×		
52 南知多町	40,50,60	×			○	無料	1
53 美浜町	制限なし	×			○	無料	4
54 武豊町		×			×		
55 一色町	16歳以上	×			○	無料	4
56 吉良町	16歳以上	×			○	無料	9
57 幡豆町	18歳以上	×			○	無料	3
58 幸田町	集: 40,50,60,70	○	無料	6~10月	○	無料	19
59 額田町	個: 40,50,60,70	○	100	6~8月	×		
60 三好町	個: 40,45,50,55,60,70	○	1,000	6~12月	×		
61 設楽町	個: 35,40,50,60,70	○	無料	6~3月	×		
62 東栄町	40,50,60	○	▲	6~9月	×		
63 豊根村	集: 18歳以上	×			○	無料	4
64 音羽町	個: 40,50,60,70	○	無料	通年	×		
65 小坂井町	個: 40,50	○	無料	6~12月	×		
66 御津町	個: 40,50	○	無料	6~10月	×		
67 一宮町	集: 40	×			○	無料	1
68 富山村		×			×		

乳幼児医療費助成制度の拡大状況

(2005年10月1日現在)

※★印は愛知県制度と同じ内容。県制度は、4歳未満児(4歳になる月の月末)まで無料。
 ※▼印:名古屋市の所得制限は、0歳児以外の全対象者に適用されるため県が無料としている対象者でも無料の対象から除かれる場合がある。
 ※高浜市は拡大分について、県内で唯一1割の自己負担を導入。現行制度で中学校卒業まで実施を検討中。
 ※入院・通院とも県基準に留まっている市町村は美浜町のみ。
 ※2004年11月以降拡大した市町村(予定含む・「合併後」は除く)は瀬戸市、半田市、春日井市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町の19市町。

市町村名	通院	入院
県基準拡大自治体数	62 (91%)	67 (99%)
「6歳未満」以上の自治体数	59 (87%)	66 (97%)
1 名古屋市	義務教育就学前(0歳を除き、所得制限あり▼)	義務教育就学前(0歳を除き、所得制限あり▼)
2 豊橋市	義務教育就学前	義務教育就学前
3 岡崎市	義務教育就学前	義務教育就学前
4 一宮市	義務教育就学前	義務教育就学前
5 瀬戸市	★ [2006年4月より義務教育就学前実施]	義務教育就学前(4歳以上は償還払い) [2006年4月より現物給付で実施]
6 半田市	義務教育就学前(2005年10月実施)	義務教育就学前(2005年10月実施)
7 春日井市	義務教育就学前(2005年10月実施)	義務教育就学前(2005年10月実施)
8 豊川市	義務教育就学前	義務教育就学前
9 津島市	5歳未満	義務教育就学前(5歳以上は償還払い)
10 碧南市	義務教育就学前	義務教育就学前
11 刈谷市	義務教育就学前	義務教育就学前
12 豊田市	義務教育就学前	義務教育就学前
13 安城市	義務教育就学前	義務教育就学前
14 西尾市	義務教育就学前	義務教育就学前
15 蒲郡市	6歳未満	6歳未満
16 犬山市	★	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
17 常滑市	義務教育就学前(2005年10月実施)	義務教育就学前(2005年10月実施)
18 江南市	★	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
19 小牧市	6歳未満(2005年4月実施)	6歳未満(2005年4月実施)
20 稲沢市	5歳年度末まで(2005年4月実施)	義務教育就学前(6歳は償還払い・2005年4月実施)
21 新城市	義務教育就学前	義務教育就学前
22 東海市	義務教育就学前(2005年4月実施)	義務教育就学前(2005年4月実施)
23 大府市	義務教育就学前(2005年4月実施)	義務教育就学前(2005年4月実施)
24 知多市	義務教育就学前(2005年10月実施)	義務教育就学前(2005年10月実施)
25 知立市	義務教育就学前(2005年4月実施)	義務教育就学前(2005年4月実施)
26 尾張旭市	★ [義務教育就学前(2006年4月実施予定)]	義務教育就学前(4歳以上は償還払い) [2006年4月から現物給付実施予定]
27 高浜市	義務教育就学前(4歳以上は1割負担・2割を償還払い)	義務教育就学前(4歳以上は1割負担・2割を償還払い)
28 岩倉市	★(第2子以降は義務教育就学前) (2005年4月実施)	義務教育就学前(第1子は4歳以上は償還払い) (2005年4月実施)
29 豊明市	義務教育就学前(2005年4月実施)	義務教育就学前(2005年4月実施)
30 日進市	義務教育就学前	義務教育就学前
31 田原市	義務教育就学前	義務教育就学前
32 愛西市	義務教育就学前(2005年4月合併)	義務教育就学前(2005年4月合併)

市町村名		通院	入院
33	清須市	義務教育就学前(2005年7月合併)	義務教育就学前(2005年7月合併)
34	東郷町	義務教育就学前	義務教育就学前
35	長久手町	義務教育就学前	義務教育就学前
36	豊山町	義務教育就学前	義務教育就学前
37	師勝町	義務教育就学前	義務教育就学前
38	西春町	義務教育就学前	義務教育就学前
39	春日町	義務教育就学前	義務教育就学前
40	大口町	★	7歳未満(4歳以上は償還払い)
41	扶桑町	★	7歳未満(4歳以上は償還払い)
42	七宝町	義務教育就学前	義務教育就学前
43	美和町	義務教育就学前	義務教育就学前
44	甚目寺町	小学校卒業まで	小学校卒業まで
45	大治町	義務教育就学前	義務教育就学前
46	蟹江町	義務教育就学前	義務教育就学前
47	十四山村	義務教育就学前 [小学校卒業まで(2006年4月合併後)]	義務教育就学前 [小学校卒業まで(2006年4月合併後)]
48	飛島村	中学校卒業まで	中学校卒業まで
49	弥富町	小学校卒業まで	小学校卒業まで
50	阿久比町	義務教育就学前(2005年7月実施)	義務教育就学前(2005年7月実施)
51	東浦町	義務教育就学前(2005年4月実施)	義務教育就学前(2005年4月実施)
52	南知多町	★	★[義務教育就学前(4歳以上は償還払い) 2006年4月1日より実施]
53	美浜町	★	★
54	武豊町	義務教育就学前(2005年10月実施)	義務教育就学前(2005年10月実施)
55	一色町	義務教育就学前	義務教育就学前
56	吉良町	義務教育就学前	義務教育就学前
57	幡豆町	義務教育就学前	義務教育就学前
58	幸田町	義務教育就学前	義務教育就学前
59	額田町	★ [義務教育就学前(2006年1月合併後)]	義務教育就学前(4歳以上は償還払い) [義務教育就学前(2006年1月合併後)]
60	三好町	義務教育就学前	義務教育就学前
61	設楽町	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)
62	東栄町	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)
63	豊根村	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)
64	音羽町	小学校1年生まで	小学校1年生まで
65	小坂井町	5歳未満	5歳未満
66	御津町	義務教育就学前	義務教育就学前
67	一宮町	義務教育就学前	義務教育就学前
68	富山村	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)

妊婦健診の拡大状況

(2005年10月1日現在)

※母子保健法に基づく妊産婦健診として前半期と後半期の計2回が無料となる。ただし、98年に一般財源化されその後は市町村事業として継続されている。実施回数が空欄の自治体は2回のみ実施。

※「その他拡大・文書回答」欄は、文書回答の記述から抜粋した。

※今回、新たに大府市が3回に拡大し、拡大自治体数は11市町村となった。

市町村名	実施回数	その他拡大・文書回答
拡大自治体数	11	
1 名古屋市		
2 豊橋市		
3 岡崎市		感染症・妊娠中毒症予防のための検査を実施
4 一宮市		現行制度継続、生保世帯の妊産婦は11回追加
5 瀬戸市		
6 半田市		35歳以上は超音波健診も実施、梅毒血清反応検査を追加実施
7 春日井市		県外受診者も助成、妊産婦歯科健診1回実施
8 豊川市		
9 津島市		県外受診者も助成対象、歯科検診の実施
10 碧南市		
11 刈谷市		来年度県外受診も助成対象にしたい
12 豊田市		
13 安城市		
14 西尾市		
15 蒲郡市		
16 犬山市		県外受診は償還払い
17 常滑市		
18 江南市		
19 小牧市		
20 稲沢市		県外受診も対象とした
21 新城市	3回	
22 東海市	7回	5回の追加及び、医療費無料化を市単独事業として実施
23 大府市	3回	2005年4月から実施
24 知多市		
25 知立市		
26 尾張旭市	3回	母子保健法の規定による妊娠届出をした日から出産後1月以内の者を対象に、入院医療費を償還払いで助成。所得制限無し。
27 高浜市		妊産婦健診拡充・医療費無料化よりも母子保健事業を充実させている
28 岩倉市		
29 豊明市		妊産婦歯科検診(1人1回)を個別医療機関で通年実施
30 日進市		歯科検診1回無料で追加
31 田原市		
32 愛西市		
33 清須市		

市町村名	実施回数	その他拡大・文書回答
34 東郷町		
35 長久手町		
36 豊山町		
37 師勝町	3回	
38 西春町		
39 春日町		
40 大口町		
41 扶桑町		
42 七宝町		
43 美和町		母親教室を年20回実施
44 菟目寺町		歯科検診(1回)追加
45 大治町		
46 蟹江町		
47 十四山村		
48 飛島村		
49 弥富町		県外受診は償還払い
50 阿久比町		
51 東浦町		
52 南知多町		
53 美浜町		
54 武豊町		
55 一色町		
56 吉良町		
57 幡豆町		
58 幸田町		妊娠中、産後1年以内の各1回歯科検診を実施
59 額田町		
60 三好町		
61 設楽町	5回	
62 東栄町	5回	
63 豊根村	5回	
64 音羽町	4回	2004年度から4回に拡大
65 小坂井町		
66 御津町		
67 一宮町	3回	2006年2月に豊川市と合併
68 富山村	5回	2005年11月27日に豊根村と合併

国保資格証明書等の交付状況一覧

(愛知県医務国保課提供資料より作成)

※空欄は実績無し。

※半田市は2004年は世帯数、2005年は件数となっている。

※大府市と日進市は2004年が件数、2005年が世帯数となっている。

※2005年10月1日現在の市町村名で作成した。ただし、一宮市は一宮市・尾西市・木曾川町の、豊田市は豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町の、稲沢市は稲沢市・祖父江町・平和町の、新城市は新城市・鳳来町・作手村の、田原市は田原市・渥美町の、愛西市は佐屋町・立田村・八開村・佐織町の、清須市は西枇杷島町・清洲町・新川町の、設楽町は設楽町・津具村のそれぞれの合算である。

市町村名	世帯数 (A)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2004/6/1	2005/6/1		2004/6/1	2005/6/1		2004/6/1	2005/6/1	
		件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
全体合計	1,378,481	221,865	232,456	16.9%	40,512	56,203	24.2%	2,579	2,322	1.00%
市合計	1,241,157	200,441	210,109	16.9%	36,749	50,007	23.8%	2,411	2,132	1.01%
町村合計	137,324	21,424	22,347	16.3%	3,763	6,196	27.7%	168	190	0.85%
発行市町村割合	-	97.7%	98.6%	-	90.8%	95.9%	-	39.1%	50.0%	-
1 名古屋市	439,877	75,816	76,874	17.5%	16,577	22,734	29.6%	9	15	0.02%
2 豊橋市	61,983	11,056	11,473	18.5%	2,917	4,174	36.4%	329	366	3.19%
3 岡崎市	110,712	9,905	10,929	9.9%	1,234	1,927	17.6%	708	452	4.14%
4 一宮市	67,708	15,512	13,065	19.3%	1,719	3,011	23.0%	73	60	0.46%
5 瀬戸市	22,972	3,608	3,651	15.9%	867	1,358	37.2%		12	0.33%
6 半田市	20,037	6,067	11,425	57.0%	146	373	3.3%	92	103	0.90%
7 春日井市	52,680	9,588	9,664	18.3%	637	1,805	18.7%	40	29	0.30%
8 豊川市	20,396	3,198	3,357	16.5%	760	1,037	30.9%	182	134	3.99%
9 津島市	11,916	1,893	1,821	15.3%	158	568	31.2%	3	3	0.16%
10 碧南市	11,114	2,069	2,625	23.6%	292	471	17.9%	62	73	2.78%
11 刈谷市	20,203	5,039	5,159	25.5%	502	1,379	26.7%			
12 豊田市	58,390	7,480	7,201	12.3%	2,159	1,527	21.2%	277	198	2.75%
13 安城市	50,886	3,099	4,310	8.5%	2,092	2,083	48.3%	57	62	1.44%
14 西尾市	16,508	2,060	2,182	13.2%	752	764	35.0%	300	320	14.67%
15 蒲郡市	15,365	3,060	3,241	21.1%	366	738	22.8%	27	34	1.05%
16 犬山市	12,842	2,301	2,344	18.3%	149	143	6.1%		2	0.09%
17 常滑市	9,771	1,339	1,417	14.5%	51	42	3.0%			0.00%
18 江南市	17,363	2,475	2,458	14.2%	133	339	13.8%	17	4	0.16%
19 小牧市	24,727	不明	6,532	26.4%	351	344	5.3%			
20 稲沢市	47,840	3,836	4,205	8.8%	507	574	13.7%			
21 新城市	9,676	774	815	8.4%	79	75	9.2%	4	6	0.74%
22 東海市	17,847	4,916	5,049	28.3%	689	1,360	26.9%	198	247	4.89%
23 大府市	13,043	5,224	1,990	15.3%	1,490	578	29.0%			
24 知多市	14,047	2,698	2,854	20.3%	379	364	12.8%			
25 知立市	9,824	2,573	2,767	28.2%	292	488	17.6%	25		
26 尾張旭市	12,964	1,566	1,632	12.6%	216	250	15.3%			
27 高浜市	6,423	1,110	1,587	24.7%	454	400	25.2%	8	4	0.25%
28 岩倉市	8,570	2,294	2,294	26.8%	167	152	6.6%		8	0.35%
29 豊明市	11,349	2,442	1,880	16.6%	76	48	2.6%			
30 日進市	11,092	1,971	852	7.7%	193	253	29.7%			
31 田原市	11,376	927	838	7.4%	60	233	27.8%			
32 愛西市	11,498	2,330	2,054	17.9%	93	170	8.3%			
33 清須市	10,158	2,215	1,564	15.4%	192	245	15.7%			

市町村名	世帯数 (A)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2004/6/1	2005/6/1		2004/6/1	2005/6/1		2004/6/1	2005/6/1	
		件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
34 東郷町	5,902	748	1,428	24.2%	110	251	17.6%			
35 長久手町	5,872	1,287	1,293	22.0%	228	365	28.2%			
36 豊山町	2,690	462	234	8.7%	124	216	92.3%		13	5.56%
37 師勝町	8,210	1,594	1,624	19.8%	255	460	28.3%			
38 西春町	6,147	1,184	1,186	19.3%	376	570	48.1%	23	21	1.77%
39 春日町	1,402	305	338	24.1%	98	79	23.4%			
40 大口町	3,232	539	561	17.4%	50	82	14.6%	8	12	2.14%
41 扶桑町	5,660	528	584	10.3%	116	193	33.0%			
42 七宝町	4,330	786	553	12.8%	74	154	27.8%			
43 美和町	4,368	504	501	11.5%	28	171	34.1%			
44 甚目寺町	6,890	2,275	2,219	32.2%	489	617	27.8%			
45 大治町	5,011	956	987	19.7%	386	722	73.2%			
46 蟹江町	6,527	909	996	15.3%	343	374	37.6%			
47 十四山村	908	48	55	6.1%	9	19	34.5%			
48 飛島村	721	62	40	5.5%	7	9	22.5%			
49 弥富町	6,055	1,065	1,133	18.7%	117	169	14.9%			
50 阿久比町	4,036	484	532	13.2%	110	117	22.0%	16	4	0.75%
51 東浦町	7,833	1,497	1,497	19.1%	54	175	11.7%			
52 南知多町	4,419	538	590	13.4%	60	62	10.5%	51	62	10.51%
53 美浜町	4,089	563	610	14.9%	48	99	16.2%	10	2	0.33%
54 武豊町	6,832	1,381	1,424	20.8%	301	445	31.3%	5	1	0.07%
55 一色町	4,070	350	204	5.0%	46	81	39.7%	19	29	14.22%
56 吉良町	3,552	289	195	5.5%	41	43	22.1%	17	24	12.31%
57 幡豆町	2,282	157	180	7.9%	28	33	18.3%	2	5	2.78%
58 幸田町	5,052	543	553	10.9%	107	245	44.3%	1	1	0.18%
59 額田町	1,683	170	176	10.5%		41	23.3%			
60 三好町	6,276	1,058	1,456	23.2%		213	14.6%			
61 設楽町	1,639	39	38	2.3%	9	6	15.8%		2	5.26%
62 東栄町	1,246	47	42	3.4%	10	6	14.3%	4	2	4.76%
63 豊根村	339	63	37	10.9%						
64 音羽町	1,309	77	85	6.5%	4	5	5.9%	5	5	5.88%
65 小坂井町	3,673	516	547	14.9%	102	143	26.1%			
66 御津町	2,352	153	162	6.9%	19	6	3.7%	1	2	1.23%
67 一宮町	2,660	247	287	10.8%	14	25	8.7%	6	5	1.74%
68 富山村	57									

資格証明書の発行に当たって

(2005年10月1日現在)

※資格証明書発行枚数は2005年6月1日現在の数字である。
 ※愛知県は、「資格証明書を発行する場合は、面談して実態を把握してからにすべき」と指導しているが、アンケート結果では「面接なしの発行もある」と答えた自治体が15ある。
 ※交付に当たって配慮している点として、「福祉医療対象者を除外」しているのが30自治体ある。

市町村名	2005年 資格証明書 発行数	面接の有無			交付除外など配慮			
		必ず面談	面談なしも	その他	国の 基準	独自	福祉 医療 除外	その除外
合計	2,322	20	15		19	15	30	
1 名古屋市	15							
2 豊橋市	366		○		○		○	
3 岡崎市	452	○			○		○	
4 一宮市	60			訪問、面接		○	○	低所得者
5 瀬戸市	12		○			○	○	
6 半田市	103		○				○	
7 春日井市	29		○		○		○	
8 豊川市	134		○			○	○	
9 津島市	3	○					○	
10 碧南市	73	○				○	○	病弱者
11 刈谷市								
12 豊田市	198		○			○	○	
13 安城市	62			誠意のない人	○		○	病弱者
14 西尾市	320	○				○	○	病弱者、乳児医療
15 蒲郡市	34		○		○		○	病弱者
16 犬山市	2		○		○		○	病弱者
17 常滑市								
18 江南市	4	○						災害など
19 小牧市		○				○		病弱者
20 稲沢市								
21 新城市	6	○			○		○	病弱者
22 東海市	247			交付30日前に 送達		○		施設入所者
23 大府市								
24 知多市								
25 知立市		○				○		
26 尾張旭市								
27 高浜市	4	○			○		○	病弱者
28 岩倉市	8		○		○			
29 豊明市								
30 日進市								
31 田原市								
32 愛西市								
33 清須市								

市町村名	2005年 資格証明書 発行数	面接の有無			交付除外など配慮			
		必ず面談	面談なしも	その他	国の 基準	独自	福祉 医療 除外	その除外
34	東郷町							
35	長久手町							
36	豊山町	13	○		○		○	病弱者
37	師勝町							
38	西春町	21	○			○		生計状況
39	春日町							
40	大口町	12		○	○			所在不明の場合
41	扶桑町							
42	七宝町							
43	美和町							
44	甚目寺町							
45	大治町							
46	蟹江町							
47	十四山村							
48	飛島村							
49	弥富町							
50	阿久比町	4	○		○		○	病弱者
51	東浦町		○			○	○	病弱者
52	南知多町	62		○	○		○	病弱者
53	美浜町	2	○			○	○	病弱者
54	武豊町	1	○		○		○	病弱者
55	一色町	29		○	○		○	病弱者
56	吉良町	24		○	○		○	病弱者
57	幡豆町	5	○			○	○	病弱者
58	幸田町	1		○		○	○	老人、子供、低所得
59	額田町							
60	三好町							
61	設楽町	2	○				○	病弱者、分納
62	東栄町	2	○		○			病弱者
63	豊根村							
64	音羽町	5	○		○		○	病弱者
65	小坂井町			○	○		○	病弱者
66	御津町	2	○			○	○	病弱者、分納
67	一宮町	5						
68	富山村							

国保の短期保険証の実態

(2005年10月1日現在)

※世帯数・滞納世帯数・短期保険証件数は2005年6月1日現在の数字である。
 ※「○に短」などのなんらかの記載をしているのは、蟹江町・飛島村・弥富町・阿久比町・南知多町・幡豆町・三好町・音羽町・小坂井町・一宮町の10町村。

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示
全体合計	232,169	56,178	1,316	242	7,054	38	34	19,305	1,868	465	
市合計	210,109	50,007	1,028	236	5,511	36	34	17,099	1,475	34	
町村合計	22,060	6,171	288	6	1,543	2		2,206	393	431	
1 名古屋市	76,874	22,734									
2 豊橋市	11,473	4,174						4,174			
3 岡崎市	10,929	1,927						1,927			
4 一宮市	13,065	3,011			1,556			452	6		
5 瀬戸市	3,651	1,358	509		380			318	151		
6 半田市	11,425	373			373						
7 春日井市	9,664	1,805	427	233	242	36	34	23	7	34	
8 豊川市	3,357	1,037						1,063			
9 津島市	1,821	568	2	3	7			556			
10 碧南市	2,625	471						353			
11 刈谷市	5,159	1,379			23			188	976		
12 豊田市	7,201	1,527	77		892			506			
13 安城市	4,310	2,083						2,366			2/1現在
14 西尾市	2,182	764						764			
15 蒲郡市	3,241	738						692			
16 犬山市	2,344	143						152			
17 常滑市	1,417	42						52			
18 江南市	2,458	339						328			
19 小牧市	6,532	344						368			
20 稲沢市	4,205	574			155			82	335		
21 新城市	815	75						55			
22 東海市	5,049	1,360			1,323						
23 大府市	1,990	578	9					578			
24 知多市	2,854	364						364			
25 知立市	2,767	488						654			
26 尾張旭市	1,632	250			401						
27 高浜市	1,587	400						194			9/1現在
28 岩倉市	2,294	152						216			
29 豊明市	1,880	48						269			
30 日進市	852	253						253			
31 田原市	838	233						152			
32 愛西市	2,054	170			159						
33 清須市	1,564	245	4								

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示
34 東郷町	1,428	251			180						
35 長久手町	1,293	365								301	10/18現何種類も
36 豊山町	234	216			170						
37 師勝町	1,624	460			455						区分
38 西春町	1,186	570			280						区分
39 春日町	338	79			71						
40 大口町	561	82	1		3			6			
41 扶桑町	584	193						156			9/1現在
42 七宝町	553	154	137								
43 美和町	501	171	86	4				88			
44 甚目寺町	2,219	617						581			
45 大治町	987	722						366			
46 蟹江町	996	374	14		194			42	18		短
47 十四山村	55	19			13						
48 飛島村	40	9	6	2				2			短
49 弥富町	1,133	169	3		59			119			二重線で訂正
50 阿久比町	532	117	37		23			67			短
51 東浦町	1,497	175						180			
52 南知多町	590	62						62			短
53 美浜町	610	99						99			
54 武豊町	1,424	445							268		
55 一色町	204	81			2			78			
56 吉良町	195	43						42			
57 幡豆町	180	33						33			短期の印
58 幸田町	553	245			66			49		130	その他未更新
59 額田町	176	41						46			
60 三好町	1,456	213			4			31	107		短
61 設楽町	38	6	4			2					
62 東栄町	42	6						3			
63 豊根村	37										
64 音羽町	85	5			5						短期
65 小坂井町	547	143						147			短期の印
66 御津町	162	6			18			9			
67 一宮町	287	25						25			短
68 富山村											

国保の滞納者差押え状況

(2005年10月1日現在)

※滞納世帯数・短期保険証件数・資格証明書件数は2005年6月1日現在の数字である。
 ※差押え件数・金額の調査は、今回はじめて行った。
 ※愛知県合計で2,040件、約14億円におよんだ。

	世帯数	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2004年度実績		
					差押件数	金額	1件あたり金額
全体合計	1,378,481	232,456	56,203	2,322	2,040	1,375,906,191	674,464
市合計	1,241,157	210,109	50,007	2,132	1,769	1,225,879,776	692,979
町村合計	137,324	22,347	6,196	190	271	150,026,415	553,603
1 名古屋市	439,877	76,874	22,734	15	32	6,864,695	214,522
2 豊橋市	61,983	11,473	4,174	366	163	101,724,696	624,078
3 岡崎市	110,712	10,929	1,927	452	2	675,500	337,750
4 一宮市	67,708	13,065	3,011	60	304	202,893,880	667,414
5 瀬戸市	22,972	3,651	1,358	12	0		
6 半田市	20,037	11,425	373	103	18	28,943,310	1,607,962
7 春日井市	52,680	9,664	1,805	29	100	101,766,000	1,017,660
8 豊川市	20,396	3,357	1,037	134	35	13,812,000	394,629
9 津島市	11,916	1,821	568	3	65	41,174,515	633,454
10 碧南市	11,114	2,625	471	73	35	1,079,000	30,829
11 刈谷市	20,203	5,159	1,379		53	5,389,151	101,682
12 豊田市	58,390	7,201	1,527	198	0		
13 安城市	50,886	4,310	2,083	62	252	295,992,133	1,174,572
14 西尾市	16,508	2,182	764	320	49	26,717,201	545,249
15 蒲郡市	15,365	3,241	738	34	6	3,732,614	622,102
16 犬山市	12,842	2,344	143	2	2	3,442,400	1,721,200
17 常滑市	9,771	1,417	42		4	1,109,800	277,450
18 江南市	17,363	2,458	339	4	0		
19 小牧市	24,727	6,532	344		24	5,841,000	243,375
20 稲沢市	47,840	4,205	574		41	30,873,581	753,014
21 新城市	9,676	815	75	6	9	3,980,200	442,244
22 東海市	17,847	5,049	1,360	247	314	209,036,628	665,722
23 大府市	13,043	1,990	578		11	10,181,000	925,545
24 知多市	14,047	2,854	364		42	21,333,811	507,948
25 知立市	9,824	2,767	488		39	28,972,261	742,878
26 尾張旭市	12,964	1,632	250		17	5,137,400	302,200
27 高浜市	6,423	1,587	400	4	1	228,500	228,500
28 岩倉市	8,570	2,294	152	8	1	2,292,200	2,292,200
29 豊明市	11,349	1,880	48		146	66,517,000	455,596
30 日進市	11,092	852	253		2	2,382,700	1,191,350
31 田原市	11,376	838	233		0		
32 愛西市	11,498	2,054	170		2	3,786,600	1,893,300
33 清須市	10,158	1,564	245		0		

	世帯数	滞納 世帯数	短期 保険証 件数	資格 証明書 件数	2004年度実績			
					差押件数	金額	1件あたり金額	
34	東郷町	5,902	1,428	251		0		
35	長久手町	5,872	1,293	365		2	2,817,000	1,408,500
36	豊山町	2,690	234	216	13	0		
37	師勝町	8,210	1,624	460		44	41,881,115	951,844
38	西春町	6,147	1,186	570	21		8,008,510	---
39	春日町	1,402	338	79				
40	大口町	3,232	561	82	12	0		
41	扶桑町	5,660	584	193		25	3,884,300	155,372
42	七宝町	4,330	553	154		8	16,151,400	2,018,925
43	美和町	4,368	501	171				
44	甚目寺町	6,890	2,219	617		1	933,900	933,900
45	大治町	5,011	987	722		70	33,075,074	472,501
46	蟹江町	6,527	996	374		32	1,367,505	42,735
47	十四山村	908	55	19		10	370,038	37,004
48	飛島村	721	40	9		0		
49	弥富町	6,055	1,133	169		12	5,603,000	466,917
50	阿久比町	4,036	532	117	4	0		
51	東浦町	7,833	1,497	175		0		
52	南知多町	4,419	590	62	62	1	24,400	24,400
53	美浜町	4,089	610	99	2	0		
54	武豊町	6,832	1,424	445	1	0		
55	一色町	4,070	204	81	29	0		
56	吉良町	3,552	195	43	24	1	184,100	184,100
57	幡豆町	2,282	180	33	5	7	6,200,493	885,785
58	幸田町	5,052	553	245	1	43	20,451,000	475,605
59	額田町	1,683	176	41		0		
60	三好町	6,276	1,456	213		11	8,236,020	748,729
61	設楽町	1,639	38	6	2	0		
62	東栄町	1,246	42	6	2	0		
63	豊根村	339	37			0		
64	音羽町	1,309	85	5	5			
65	小坂井町	3,673	547	143		0		
66	御津町	2,352	162	6	2	2	702,260	351,130
67	一宮町	2,660	287	25	5	0		
68	富山村	57				2	136,300	68,150

国保の保険料(税)減免実施状況(2004年度)

(愛知県医務国保課資料より)

- 「条例有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に○を記入すること。
- 1で○を記入した保険者については、「減免事由」の中で該当するものに○を記入すること。
(複数回答可)
 - 「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被った場合に減免するもの。
 - 「病気」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が病気、負傷又は盗難にあつて著しく負担能力が無くなった場合に減免するもの。
 - 「収入減」とは、例えば失業等により前年に比べ、著しく負担能力が無くなった場合に減免するもの。
 - 「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合に減免するもの。
 - 「生保」とは、生活保護基準該当世帯について減免するもの。
 - 「特別事情」とは、例えば「その他特別の事情により」というように、具体的な項目ではなく、市町村長の判断により減免できる規定。
 - 「その他」とは、上記(1)～(6)以外の事由により減免するもの。
- 「免除規定有無」には、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に○を記入すること。
- 「減免基準」には、2(4)に該当する場合にその基準を記入するとともに、2(4)(5)に該当する場合にその減免割合を記入すること。また、2(7)に該当する場合には、その減免事由を記入すること。
- 「失業者に対する減免」には、2(3)、(6)又は(7)に該当する規定に基づき、失業者に対する減免を行うことができる場合に○を記入すること。

市町村名	条例有無	減免事由							免除規定有無	減免基準	失業者の減免	2004年度実績	
		災害	病気	収入減	低所得	生保	特別事情	その他				世帯数	減免総額 (千円)
合計	87	87	38	59	17	41	58	50	47	38	224,599	2,922,268	
1 名古屋市	○	○		○	○				○	○	137,398	1,871,627	
2 豊橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14,287	168,022	
3 岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,321	69,065	
4 一宮市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	33,046	511,431	
5 瀬戸市	○	○	○	○				○	○	○	53	1,400	
6 半田市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	76	2,404	
7 春日井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9,575	69,616	
8 豊川市	○	○		○	○			○	○	○	6,351	43,634	
9 津島市	○	○		○	○				○	○	2,587	33,570	

市町村名	条例有無	減免事由							免除規定有無	減免基準	失業者の減免	2004年度実績	
		災害	病氣	収入減	低所得	生保	特別事情	その他				減免	減免総額
												世帯数	(千円)
10 碧南市	○	○	○	○		○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、高齢者、障害者、母子寡婦、給付制限、市民税又は固定資産税の減免を受けた場合)	○	798	3,609	
11 刈谷市	○	○		○		○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦)	○	76	1,064	
12 豊田市	○	○	○	○		○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦、給付制限)	○	174	3,273	
13 安城市	○	○	○	○			○	○	その他(事業の休廃止等、固定資産税減免)	○	90	773	
14 西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(前年中の所得が300万以下で当該年に総所得金額の見込額が前年中の10分の5以下に減少すると認められる場合:所得割額の5割)、生保(全額)、その他(事業の休廃止等、所得割又は固定資産税の減免を受けた場合)	○	963	5,625	
15 蒲都市	○	○	○	○		○	○	○	住民税非課税かつ固定資産税額が10万円未満で次に該当する世帯①6割または4割軽減世帯②所得割が課税されない世帯③1人35万円以下の給与所得者で20歳未満のものを有する世帯)、生保(全額)、その他(事業の休廃止等、給付制限、災害等による固定資産税減免等)	○	1,755	5,856	
16 犬山市	○	○	○	○		○	○	○	生保(全額)、その他(雇用保険の受給者)	○	56	1,569	
17 常滑市	○	○	○		○	○	○	○	低所得(市県民税非課税世帯均等割額と平等割額の2割)、生保(全額)、その他(勤労学生)		889	11,097	
18 江南市	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(総所得金額0円の者:均等割額と平等割額の1割)、生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦)		3,022	19,775	
19 尾西市	○	○	○	○	○			○	低所得(総所得金額200万円以下の障害者又は18歳未満の扶養親族を有する寡婦若しくは寡夫:所得割額の5割)、生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦)		828	10,488	
20 小牧市	○	○	○	○		○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、高齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)	○	341	15,293	
21 稲沢市	○	○	○	○		○		○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、高齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)		1,693	22,944	
22 新城市	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(所得税軽減世帯:1割)、生保(全額)、その他(事業の休廃止等、障害者、給付制限)	○	1,027	2,914	
23 東海市	○	○									7	276	
24 大府市	○	○	○	○				○	部落所有資産(不動産)に係る地域代表名義登録者の資産割課税の減免	○	7	749	

市町村名	条例有無	減免事由						免除規定有無	減免基準	失業者の減免	2004年度実績		
		災害	病気	収入減	低所得	生保	特別事情				その他	世帯数	減免総額 (千円)
25 知多市	○	○		○		○	○		○	8	181		
26 知立市	○	○		○		○	○		○	86	1,203		
27 尾張旭市	○	○	○				○	○		20	1,238		
28 高浜市	○	○	○	○		○	○	○		26	598		
29 岩倉市	○	○	○	○			○	○		4	226		
30 豊明市	○	○	○	○		○	○	○	○	8	388		
31 東郷町	○	○				○				1	10		
32 日進市	○	○	○	○			○			13	382		
33 長久手町	○	○	○	○			○	○	○	7	152		
34 西枇杷島町	○	○					○			0	0		
35 豊山町	○	○	○						○	5	449		
36 師勝町	○	○	○	○	○		○	○		1,952	9,931		
37 西春町	○	○		○	○					936	3,751		
38 春日町	○	○	○	○			○		○	0	0		
39 清洲町	○	○					○			0	0		
40 新川町	○	○					○			0	0		
41 大口町	○	○	○	○		○	○		○	12	201		
42 扶桑町	○	○	○	○		○	○	○	○	23	1,000		
43 木曾川町	○	○	○	○		○	○	○		362	2,951		
44 祖父江町	○	○		○	○	○	○	○	○	8	450		
45 平和町	○	○	○	○		○	○	○	○	0	0		
46 七宝町	○	○								0	0		
47 美和町	○	○								0	0		
48 甚目寺町	○	○	○							0	0		
49 大治町	○	○					○			0	0		
50 蟹江町	○	○						○		649	6,937		
51 十四山村	○	○	○				○		○	0	0		
52 飛島村	○	○	○				○		○	0	0		
53 弥富町	○	○	○		○	○	○	○	○	812	7,624		
54 佐屋町	○	○	○	○	○	○	○	○		475	2,891		
55 立田村	○	○					○			0	0		

市町村名	条例有無	減免事由						免除規定有無	減免基準	失業者の減免	2004年度実績		
		災害	病氣	収入減	低所得	生保	特別事情				その他	減免	減免総額
												世帯数	(千円)
56	八開村	○	○								0	0	
57	佐織町	○	○				○				0	0	
58	阿久比町	○	○	○							0	0	
59	東浦町	○	○	○			○	○	生保(全額)		6	141	
60	南知多町	○	○	○			○	○	生保(全額)、その他(給付制限、固定資産税減免)		14	381	
61	美浜町	○	○	○							1	26	
62	武豊町	○	○	○			○	○	生保(全額)、その他(給付制限、障害者、勤労学生を有する世帯)	○	5	138	
63	一色町	○	○	○			○	○	生保(全額)、その他(固定資産税減免、町民税所得割額減免)	○	0	0	
64	吉良町	○	○	○			○	○	その他(固定資産税減免、所得割額減免)	○	4	57	
65	幡豆町	○	○	○			○	○	その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦、固定資産税減免)	○	3	136	
66	幸田町	○	○	○			○	○	その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦、給付制限、固定資産税減免)	○	7	47	
67	額田町	○	○	○	○	○	○	○	生保(全額)、低所得(前年総所得300万以下)、その他(障害者、母子寡婦、固定資産税減免)		0	0	
68	三好町	○	○	○			○	○	生保(全額)	○	2	65	
69	藤岡町	○	○				○				0	0	
70	小原村	○	○	○			○	○	生保(全額)、その他(財産の盗難等)		0	0	
71	足助町	○	○								0	0	
72	下山村	○	○	○							0	0	
73	旭町	○	○				○				0	0	
74	設楽町	○	○								0	0	
75	東栄町	○	○								0	0	
76	豊根村	○	○								0	0	
77	富山村	○	○				○				0	0	
78	津具村	○	○				○				0	0	
79	稲武町	○	○	○	○					○	0	0	
80	鳳来町	○	○								0	0	
81	作手村	○	○				○				0	0	
82	音羽町	○	○	○			○		その他(総所得が125万円以下で軽減がかからない世帯:世帯・均等割・平等割を一割減)		34	209	
83	一宮町	○	○	○			○				0	0	
84	小坂井町	○	○	○			○	○	生保(全額)、その他(固定資産税減免、所得割額減免)	○	4	369	
85	御津町	○	○				○				0	0	
86	田原市	○	○				○	○	生保(全額)、均等割、平等割のみを課税される者(1割、2割減免)		690	4,017	
88	渥美町	○	○	○			○	○	生保(全額)		2	45	

国保の医療費一部負担減免制度の実施状況

(2005年10月1日現在)

※規定を設けているのが23自治体(34.8%)、未整備が43自治体(65.2%)
 ※規定整備は義務づけられているにもかかわらず、「『できる』規定であり、国保財政が厳しいので踏み切れない」(蒲郡市)「非常に厳しい財政状況にあり、新たな規定を設けることは困難」(師勝町)、「規定を設けることは考えていない」(西春町)、「予定がない」(一色町)などの回答もある。
 ※減免実績が2市18件しかない。広島市1900件、神戸市500件と比べて極めて少ないのが特徴。
 ◎印:新たに実施した自治体(9市町村)

市町村名	実施	減免対象者	2004年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
愛知県合計	23		18	2,939,955	未実施 43
1 名古屋市	○	災害による死亡・障害者、災害等による損害	14	2,929,932	医療費通知裏面に記載、広報なごや、国保のてびきなどでPR
2 豊橋市	◎		0	0	文書回答なし
3 岡崎市	○	生活のための扶助受給者	0	0	他市の状況を見ながら検討
4 一宮市	○	災害、収入減などの生活困難者など	4	10,023	災害理由は2000年から、経済的理由等は2003年から実施
5 瀬戸市	○	災害、干ばつ、失業などの収入減	0	0	特別なPRは考えていない
6 半田市	○	災害など、前年所得10分の5以下減	0	0	2000年12月に要綱を定め実施、広報紙などで周知
7 春日井市	◎		0	0	2005年4月から実施
8 豊川市	○		0	0	制度は規定している
9 津島市					海部管内で調査・研究中
10 碧南市					近隣市の状況を調査検討
11 刈谷市	○	災害、事業の廃止・休止	0	0	減免制度の拡充財源は他の加入者の負担増となるので、制度はあるが、安易に適用すべきでない
12 豊田市					文書回答なし
13 安城市	◎		0	0	要綱で実施、広報紙で周知
14 西尾市	◎		0	0	2005年4月に要綱を制定、広報で周知
15 蒲郡市					「できる」規定であり、国保財政が厳しいため、踏み切れない。規定整備を努力する
16 犬山市					規定の設置は考えていない
17 常滑市					周辺自治体を参考に検討
18 江南市	○	災害による死亡・障害者、事業の休廃止	0	0	広報紙などで周知に努める
19 小牧市					現時点では考えていない
20 稲沢市	○	災害による死亡・障害者、事業の休廃止	0	0	近隣市町村及び他の医療制度との均衡を図り、詳細な基準を明確化する。周知方法は今後検討
21 新城市					検討していく
22 東海市					知多北部3市1町で検討中
23 大府市					客観的な基準を検討し、2006年4月から運用開始予定
24 知多市					取扱要項を検討中

市町村名	実施	減免対象者	2004年度実績		実施予定や その他コメント	
			件数	金額		
25	知立市	◎	生活保護基準130%以下	0	0	実施している
26	尾張旭市					他市の状況を調査し、整備を研究する
27	高浜市	◎		0	0	2005年4月に要綱を制定、納税通知書にチラシを同封、広報紙に掲載
28	岩倉市					規定を検討中
29	豊明市	◎	災害、事業・業務の休廃止	0	0	2005年度から実施、制度PRに努めていく
30	日進市					現在は考えていない
31	田原市					他市町村の動向を見つつ、慎重に検討する
32	愛西市					他市町村の状況を調査、勉強中
33	清須市					文書回答なし
34	東郷町					近隣市町の状況を参考に検討する
35	長久手町					努力します
36	豊山町					減免規定は設けていない
37	師勝町					非常に厳しい財政状況にあり、新たな規定を設けることは困難
38	西春町					考えていません
39	春日町					現在のところ考えていませんが、今後実状等把握し検討する
40	大口町	○	被災者、自然災害、事業・業務の休廃止による所得減少者	0	0	現行の法解釈に基づき要項を定めている。拡充は考えていない。
41	扶桑町					今後研究したい。
42	七宝町	○	災害による支払い困難者	0	0	町条例で規定を定め、被保険者の実状に合わせて対処
43	美和町	○	災害による死亡・障害、事業の休廃止	0	0	広報などで周知に図る
44	甚目寺町					要項の策定に向け、他市町村と合同で検討する
45	大治町	○	災害による死亡・障害、事業の休廃止	0	0	拡充は考えていない。周知方法は検討する
46	蟹江町					海部管内で研究中
47	十四山村					海部管内で統一した要項を調整中
48	飛島村					他町村の動向をふまえ、今後の検討課題
49	弥富町					海部管内で要項を研究中
50	阿久比町					法に従い対応する
51	東浦町	◎	法に定める特別な事情のある生活困難な者	0	0	町独自の拡充は考えていない。2006年4月から要綱施行予定。チラシ・広報などで周知をする
52	南知多町	○	法令の範囲内で、国保規則6条で規定			減免制度を拡充すると国保財政の健全性を損なう恐れが十分予想されるので、現行法令の範囲内で対応する。申請制度なので、チラシなどをおくことは考えていない
53	美浜町					検討する

市町村名	実施	減免対象者	2004年度実績		実施予定や その他コメント	
			件数	金額		
54	武豊町	◎	個々に判断	0	0	適切に対処する
55	一色町					実施予定なし
56	吉良町					県下の動向を勘案し検討
57	幡豆町					近隣市町村と検討する。拡充は難しい
58	幸田町					他市町村の動向を見て検討
59	額田町					実施していない
60	三好町					文書回答なし
61	設楽町					検討する
62	東栄町					拡充・規定の設置予定なし。国保法にもとづき実施
63	豊根村					財政面を考慮した場合無理である
64	音羽町					新たな減免制度の新設は困難
65	小坂井町					新たな減免制度の創設は困難
66	御津町					前向きに検討する(文書回答を口頭で訂正)

国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況

(2005年10月1日現在)

※実施は2005年10月1日現在、実績は2004年度実績による。

※◎印の自治体は2004年度新たに制度を実施した市町村。

※△:大府市は要綱で制度を規定していないが、運用の中で受領委任払い制度を実施している。

参考-群馬・新潟・静岡・和歌山各県は、高額療養費受領委任払い制度を県単位で実施している。

市町村名	高額療養費		出産育児一時金	
	実施	実績(件)	実施	実績(件)
愛知県合計	17	25,260	50	1,575
1 名古屋市	○	22,044	○	745
2 豊橋市			○	111
3 岡崎市			○	39
4 一宮市	○	142	◎	
5 瀬戸市	○	827	○	19
6 半田市	◎			
7 春日井市	○	434	○	38
8 豊川市			○	27
9 津島市			○	1
10 碧南市	○	76	○	21
11 刈谷市			○	21
12 豊田市			○	68
13 安城市			○	47
14 西尾市			○	28
15 蒲郡市			○	39
16 犬山市			○	108
17 常滑市			○	13
18 江南市	◎		○	13
19 小牧市				
20 稲沢市	○	872	○	22
21 新城市			○	2
22 東海市	○	205	○	16
23 大府市			△	12
24 知多市	○	118	○	34
25 知立市	○	45	○	26
26 尾張旭市	○	214	○	8
27 高浜市				
28 岩倉市	○	40		
29 豊明市	○	243	○	9
30 日進市	◎		○	3
31 田原市			○	2
32 愛西市			○	12
33 清須市				

市町村名	高額療養費		出産育児一時金	
	実施	実績(件)	実施	実績(件)
34 東郷町	◎		○	9
35 長久手町			○	1
36 豊山町				
37 師勝町				
38 西春町				
39 春日町				
40 大口町			○	2
41 扶桑町				
42 七宝町			○	6
43 美和町			○	1
44 甚目寺町			○	14
45 大治町			○	3
46 蟹江町			○	8
47 十四山村			○	0
48 飛島村			○	0
49 弥富町			○	6
50 阿久比町			○	0
51 東浦町			○	8
52 南知多町			○	1
53 美浜町				
54 武豊町			○	10
55 一色町			○	1
56 吉良町			○	4
57 幡豆町			○	2
58 幸田町	○	0	○	4
59 額田町			○	0
60 三好町			○	11
61 設楽町			○	0
62 東栄町				
63 豊根村				
64 音羽町				
65 小坂井町				
66 御津町				
67 一宮町				
68 富山村				

国保・傷病手当・出産手当（試算金額）

（2005年10月1日現在）

※今回はじめて、傷病手当金と出産手当金を実施した場合の試算金額を尋ねた。

※傷病手当金の計算式は次の通り

年間入院日数×（所得算定の基礎となった被保険者／総被保険者）×最低賃金の6割

※出産手当金の計算式は次の通り

2004年度出産育児一時金の支給件数×98日×最低賃金の6割

市町村名	傷病手当	出産手当
合計	12,411,299,802	2,669,354,609
1 名古屋市	7,954,821,135	1,090,448,352
2 豊橋市	200,000,000	220,000,000
3 岡崎市		
4 一宮市		
5 瀬戸市	107,000,000	58,000,000
6 半田市	310,597,988	59,541,664
7 春日井市	559,417,000	185,443,000
8 豊川市		
9 津島市	83,338,000	47,229,000
10 碧南市	80,000,000	51,000,000
11 刈谷市	98,108,787	
12 豊田市	179,481,000	178,625,000
13 安城市	224,445,162	82,840,576
14 西尾市	202,801,141	69,896,736
15 蒲郡市	83,595,079	44,661,657
16 犬山市	70,056,074	33,011,000
17 常滑市	17,227,875	3,236,352
18 江南市		
19 小牧市		
20 稲沢市		
21 新城市	27,340,794	13,171,004
22 東海市	810,000,000	60,000,000
23 大府市	364,260,195	34,603,800
24 知多市	78,446,000	44,420,000
25 知立市		4,654,510
26 尾張旭市	170,851,272	32,039,885
27 高浜市		
28 岩倉市	43,000,000	29,000,000
29 豊明市	149,031,612	32,363,520
30 日進市		
31 田原市		
32 愛西市		
33 清洲市		38,385,000

市町村名	傷病手当	出産手当
34 東郷町		
35 長久手町		20,062,952
36 豊山町		
37 師勝町		31,803,156
38 西春町		
39 春日町		
40 大口町	6,310,540	1,254,086
41 扶桑町	23,912,196	
42 七宝町	7,612,731	1,566,256
43 美和町	1,673,570	1,537,267
44 甚目寺町	4,413,480	3,647,460
45 大治町	84,922,315	28,915,488
46 蟹江町	22,075,925	16,826,992
47 十四山村		
48 飛島村		320,342
49 弥富町		
50 阿久比町		
51 東浦町	44,866,382	24,596,275
52 南知多町		
53 美浜町	65,345,202	11,566,195
54 武豊町	51,628,731	19,092,164
55 一色町	1,352,622	2,386,810
56 吉良町	22,224,572	14,735,751
57 幡豆町	26,829,135	6,796,339
58 幸田町	61,432,490	16,181,760
59 額田町	2,052,294	2,589,081
60 三好町		22,933,000
61 設楽町		
62 東栄町	654,000	202,000
63 豊根村	4,636,570	323,635
64 富山村		
65 音羽町	8,559,837	1,940,400
66 一宮町	78,345,857	11,649,456
67 小坂井町	70,109,239	9,060,688
68 御津町	8,523,000	6,796,000

障害者施策について

(2005年10月1日現在)

アンケートの回答は、前年と同様の結果となっている。相談窓口が設置しない市町村があるのは問題。だれが相談に乗っているのか明らかにする必要がある。支給時間の上限は、公式には設けていない市町村がほとんどだが、実際には上限を設けているのが現状である。

中高生への児童デイサービスの実施は、厚労省通知の読み方では実施できるが、実情は実施していない。これは、家族の声が市町村に届いていない現れといえる。

移動介護の通所・通園・通学への利用の改善はされていない。

市町村名	相談窓口 の設置	専門 相談員 の配置	在宅の支給 時間の上限	中高生への児童 デイサービスの 実施	移動介護の通所・通園 ・通学への利用
合計	54	16	3	11	4
1 名古屋市	○	×	設けていない	×	○
2 豊橋市	○	○	設けていない	×	○
3 岡崎市	○	○	設けていない	×	×
4 一宮市	×	○	設けていない	×	×
5 瀬戸市	×		設けていない	×	×
6 半田市	○		設けていない	×	×
7 春日井市	○		設けていない	×	×
8 豊川市	○	○	設けていない	×	×
9 津島市	○		設けていない	×	×
10 碧南市	○		設けていない	×	×
11 刈谷市	○		設けていない	×	×
12 豊田市	○	○	設けていない	×	×
13 安城市	○	○	設けていない	×	×
14 西尾市	○	×	設けていない	×	×
15 蒲郡市	○	×	設けていない	×	×
16 犬山市	○		設けていない	×	×
17 常滑市	○		設けていない	×	×
18 江南市	○	○	設けていない	×	×
19 小牧市	○	○	いる	×	×一部可能
20 稲沢市	○	×	設けていない	×	×
21 新城市	○		設けていない	×	○
22 東海市(広域含)	○		設けていない	×	×
23 大府市	○	○	設けていない	×	×
24 知多市	○		設けていない	○	×
25 知立市	×		設けていない	×	×
26 尾張旭市	○		設けていない	×	×
27 高浜市	○		設けていない	○	○
28 岩倉市	○		設けていない	×	△一部事情によっては利用できる
29 豊明市	○		設けていない	×	×
30 日進市	○	○	設けていない	○	×
31 田原市	×		設けていない	×	×
32 愛西市	○	○	設けていない	○	×
33 清須市	×	×	設けていない	×	×

	市町村名	相談窓口 の設置	専門 相談員 の配置	在宅の支給 時間の上限	中高生への児童 デイサービスの 実施	移動介護の通所・通園 ・通学への利用
34	東郷町	○		設けていない	×	×
35	長久手町	○	×	設けていない	○	×
36	豊山町	○	○	設けていない	○	×
37	師勝町	○	○	設けていない	○	×
38	西春町	○	○	設けていない	○	×
39	春日町	×		設けていない	×	×
40	大口町	○	×	設けていない	×	×
41	扶桑町	○		設けていない	×	×
42	七宝町	○	×	設けていない	×	×
43	美和町	×		設けていない	×	×
44	甚目寺町	○	×	設けていない	×	×
45	大治町	×		設けていない	×	×
46	蟹江町	○		設けていない	×	×
47	十四山村	○	×	設けていない	×	×
48	飛島村	無記入				
49	弥富町	○	×	設けていない	×	×
50	阿久比町	×		設けていない	○	×
51	東浦町	○	○	設けていない	×	×
52	南知多町	×		設けていない	×	×
53	美浜町	○		設けていない	○	×
54	武豊町	×		設けていない	×	×
55	一色町	○		設けていない	×	×
56	吉良町	○		設けていない	×	×
57	幡豆町	×		いる	×今後検討	×
58	幸田町	○		設けていない	×	×
59	額田町	○		設けていない	×	×
60	三好町	○	○	設けていない	×	×
61	設楽町	○		設けていない	×	×
62	東栄町	○		いる	×	×
63	豊根村	○	×	設けていない	×	×
64	音羽町	○		設けていない	×	×
65	小坂井町	○	×	設けていない	×	×
66	御津町	○		設けていない	○	×
67	一宮町	○		設けていない	×	×
68	富山村	×		設けていない	×	×

障害者施策についての文書回答の特徴

(2005年10月1日現在)

障害者自立支援法を意識した回答も出ているが、自立支援法についての情報提供が県から行われていない現れではないかと考える。

「財政が厳しい」とする回答の多くは町村。こうした中でも、「地域生活を守るために努力する」との回答が寄せられている。しかし、財政力のある市からは、「守る」との立場は表明されていない。

精神障害の方の通院費助成、入院医療費の助成を多くの市町村が行っている。

障害者自立支援法によって、応益負担をどうするか、自立支援医療の負担——特に精神医療への1割負担を市町村がどう扱うかが問題になる。

※空欄は回答無し。豊橋市・豊田市・清須市・三好町は文書回答無し。

市町村名		文書回答で特徴的な事項
1	名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療費助成制度の精神障害者手帳1級所持者への適用は、国や県において助成制度がない状況下において、他の指定都市と比べましても手厚い制度であると考えています。 ・障害者自立支援法による応益負担について 全国一律の制度の中で国の責任において十分な低所得対策が行われるべきものと考えている。
2	豊橋市	文書回答なし
3	岡崎市	・市単独で小学生を対象にしたサマースクールを実施。しかし、中高生に拡大する考えは無い。
4	一宮市	精神障害1・2級の入院医療費2分の1を助成。
5	瀬戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の規定を遵守しながら、必要不可欠な施策については実施すべきと認識。 ・支援費制度では、中・高校生の児童デイサービスは認められていません。そのため、市費独自で、市内の法人に委託して行っている。
6	半田市	・18年4月からファミリーサポート事業を実施。
7	春日井市	・17年10月から精神障害1・2級者の入院医療費を全疾病を対象に半額助成
8	豊川市	・精神障害1・2級者で市内に1年以上居住の方には、全ての医療費の一部負担分の2分の1を償還払いしている。
9	津島市	・中高生にはタイムケア事業を実施。
10	碧南市	・精神障害1・2級者の全疾病通院については、現物給付を実施。
11	刈谷市	
12	豊田市	文書回答なし
13	安城市	・精神障害1・2級者の全疾病通院については、現物給付を実施。入院分(半額助成)は償還払い。
14	西尾市	・精神障害1・2級者の全疾病通院については、現物給付を実施。
15	蒲郡市	
16	犬山市	・障害者自立支援法の枠組みの中で地域生活が後退することのないよう検討。
17	常滑市	・障害者施策全体の見直しが行われており、それを踏まえて検討。
18	江南市	・精神疾患の通院医療費については自己負担分を助成。入院医療費は2分の1を助成。
19	小牧市	・障害者自立支援法に基づき、地域生活が後退しないように努める。
20	稲沢市	
21	新城市	・中高生のデイサービス利用については今後の検討課題として前向きに考える。

市町村名		文書回答で特徴的な事項
22	東海市 (広域含)	・新法での事業展開がスムーズに行われるように進めてまいりたい。
23	大府市	・16年11月より発達支援センターおひさまとして、大府学園より引き続き児童ショートステイを実施。17年7月より新たに児童デイサービスも開始。
24	知多市	
25	知立市	・14年から精神障害1・2級を対象に助成範囲を全疾患に拡大実施。
26	尾張旭市	
27	高浜市	・構造改革特区制度を活用して、介護保険事業所で知的障害者・障害児のデイサービス、中高生のデイを実施。ショートステイは事業所と調整中。 ・小学校から児童クラブを実施している児童センターまでの知的障害児の移動を、一時的な訓練として、移動介護として実施。
28	岩倉市	・精神障害者医療費については、通院の場合自己負担分(総医療費の5%)の全額、入院の場合は自己負担分の2分の1を助成。
29	豊明市	・17年10月から精神障害者の通院に対し全疾病分を、入院についても全疾病分に対し2分の1助成。
30	日進市	・15年7月から精神障害者の通院医療の全疾病分に対して、現物給付で助成。入院医療費助成についても18年度実施に向け検討中。
31	田原市	・知的障害児・者のレスパイト事業を拡充する予定。 ・精神通院公費5%、又は、入院の半額を助成。
32	愛西市	・乳幼児・児童の母子通園施設を整備する予定。 ・中高生のタイムケア事業を津島市と広域で今後も実施予定。
33	清須市	文書回答無し
34	東郷町	・障害者のデイサービス・ショートステイ施設は選択できる環境にある。
35	長久手町	・デイサービスについては、18歳未満児を対象に15年度から町単独事業として実施。
36	豊山町	・デイサービス・ショートステイ施設、中高生のデイなど尾張中部福祉圏域施設での対応を考慮中。
37	師勝町	
38	西春町	・福祉圏域障害者施設を18年度末に設置。
39	春日町	・17年度から精神障害者手帳所持者を対象に医療費助成。
40	大口町	・精神障害者の入院費のみを助成。
41	扶桑町	・応分の負担をお願いしたい。 ・精神障害の通院は全額、入院については2分の1助成。
42	七宝町	・デイサービス・ショートステイ施設、中高生のデイサービスなどの支援整備について、現状ではこのような考えは無い。
43	美和町	
44	甚目寺町	・障害者自立支援法に基づく市町村事務の遂行に遅滞無く取り組んでいきたい。
45	大治町	・福祉施策の見直しは避けられない。
46	蟹江町	
47	十四山村	
48	飛島村	・現状の福祉施策を向上させていきたい。
49	弥富町	
50	阿久比町	

市町村名		文書回答で特徴的な事項
51	東浦町	・最低限現状の予算を維持。
52	南知多町	・財政が困難なため、国県制度に応じた対応しかできない。
53	美浜町	
54	武豊町	・支援法の動向を見ながら対処する。
55	一色町	・精神障害1・2級に対しては全疾病外来全額、入院半額助成。
56	吉良町	・本年7月に「愛知福祉輸送セダン特区」が認定されましたので、NPO ボランティア輸送による事務をすすめている。
57	幡豆町	・精神通院助成5%、入院2分の1を償還払いで助成。
58	幸田町	・精神障害については、15年から入院(全疾病)自己負担の2分の1を助成。
59	額田町	18年1月、岡崎市に編入合併。
60	三好町	文書回答無し
61	設楽町	
62	東栄町	
63	豊根村	
64	音羽町	・精神障害の入院費について、半額助成。
65	小坂井町	・限られた財源のなかで、地域生活ができるよう取り組んでいきたい。 ・児童の療育事業は、単独事業として週3日開催している。 ・障害児レスパイト事業として、長期休暇中に保険センターで一時預かりを実施。
66	御津町	

意見書提出状況

(2006年1月現在)

※各市町村に求めたアンケート結果及びそれ以降採択されたものを集計した(2002年以降分)。
 ※健診に関する意見書が、名古屋市(05/7)、豊橋市(05/3)、甚目寺町(05/12)、弥富町(05/12)で採択された。

市町村名	国に向けた意見書								県への意見書									
	年金		介護保険		障害者支援費		消費税		医療		乳幼児医療		地方交付税 国庫負担金		乳幼児 医療		精神障害	
	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月
合 計	7		15		10		4		11		7		23		6		3	
1 名古屋市	○	03/9	○	05/7	○	04/7			○	05/10								
2 豊橋市			○	04/6	○	03/12							○	04/6				
3 岡崎市																		
4 一宮市			○	04/7									○	05/6				
5 瀬戸市															○	03/10		
6 半田市			○	05/8														
7 春日井市					○	03/10							○	03/9				
8 豊川市																		
9 津島市													○	05/6				
10 碧南市																		
11 刈谷市																		
12 豊田市																		
13 安城市																		
14 西尾市																		
15 蒲郡市																		
16 犬山市			○	05/7									○	04/6	○	03/10		
17 常滑市																		
18 江南市			○	05/6	○	05/6					○	05/6	○	05/6	○	03/10		
19 小牧市																		
20 稲沢市																		
21 新城市																		
22 東海市																		
23 大府市																		
24 知多市													○	03/7				
25 知立市																		
26 尾張旭市																		
27 高浜市																		
28 岩倉市																		
29 豊明市			○	04/6	○	04/11					○	05/6	○	04/6	○	05/4		
30 日進市													○	05/6				
31 田原市																		
32 愛西市																		
33 清須市																		

市町村名	国に向けた意見書												県への意見書						
	年金		介護保険		障害者 支援費		消費税		医療		乳幼児 医療		地方交付税 国庫負担金		乳幼児 医療		精神障害		
	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	採 択	年 月	
34	東郷町								○	04/6			○	04/12					
35	長久手町					○	05/10						○	03/6					
36	豊山町																		
37	師勝町												○	04/12					
38	西春町																		
39	春日町																		
40	大口町																		
41	扶桑町	○	05/1	○	05/1	○	05/1	○	05/1	○	05/1	○	05/1	○	05/1			○	04/9
42	七宝町												○	04/3					
43	美和町	○	02/12	○	02/12					○	02/12								
44	甚目寺町	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12
45	大治町																		
46	蟹江町																		
47	十四山村	○	03/12									○	03/12	○	04/6				
48	飛島村	○	03/12	○	02/12			○	02/12	○	02/12			○	04/12				
49	弥富町	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12
50	阿久比町			○	04/12					○	03/5								
51	東浦町									○	02/3			○	04/9				
52	南知多町																		
53	美浜町																		
54	武豊町			○	05/3	○	05/3						○	04/6					
55	一色町																		
56	吉良町																		
57	幡豆町																		
58	幸田町																		
59	額田町																		
60	三好町																		
61	設楽町																		
62	東栄町																		
63	豊根村												○	03/6					
64	音羽町			○	02/12					○	03/3	○	03/12						
65	小坂井町												○	04/12					
66	御津町																		
67	一宮町									○	03/3			○	04/12				
68	富山村																		

2005年度キャラバン陳情書・請願書の採択結果

(2006年1月20日現在)

2005年12月議会において、甚目寺町と弥富町の2自治体で、キャラバン陳情項目すべての意見書が採択された。

市町村名	要望項目に対する陳情・請願結果	意見書提出に関する陳情・請願結果
1 名古屋市		
2 豊橋市		
3 岡崎市	意見書の提出は認められない(介護、福祉、医療の多岐にわたっての陳情であるが、国に要求すべきは行い、市独自の努力で行える施策については積極的に行うよう、また来年度予算編成にあたり、社会保障制度の充実に生かすよう要望する。)	
4 一宮市	趣旨に沿いかねることと決定	
5 瀬戸市	理事者に検討方要望。	不採択
6 半田市	不採択(意見の一致をみなかったため)	
7 春日井市		
8 豊川市	概ね1年以内に同位置の内容と趣旨で提出された陳情については、各派交渉会で「聞きおく」とし、全議員にその写しを配布し、各会派が陳情の内容により、再度の委員会審査が必要と判断したときは、議長に申し出ることになっている。各会派からの申し出はなく、委員会審査は行われなかった。 新しい陳情事項は不採択と決定	
9 津島市	不採択	
10 碧南市	不採択	
11 刈谷市	不採択	
12 豊田市	不採択	
13 安城市		
14 西尾市		
15 蒲郡市	不採択	
16 犬山市		
17 常滑市		
18 江南市		
19 小牧市		
20 稲沢市	不採択	不採択
21 新城市		
22 東海市		
23 大府市		
24 知多市		
25 知立市		
26 尾張旭市	不採択	
27 高浜市	不採択	
28 岩倉市		
29 豊明市	不採択	
30 日進市	不採択	不採択
31 田原市		
32 愛西市		
33 清須市		

市町村名		要望項目に対する陳情・請願結果	意見書提出に関する陳情・請願結果
34	東郷町		不採択
35	長久手町		
36	豊山町		
37	師勝町		意見書はすべて聞きおく
38	西春町		
39	春日町		
40	大口町		
41	扶桑町	不採択	
42	七宝町		
43	美和町		
44	甚目寺町		キャラバンで要請したすべての項目について、 国への意見書(年金・介護・障害者・医療・健 診・乳幼児医療・消費税・地方交付税)と愛知 県への意見書(福祉給付金・乳幼児医療・精神 障害)を採択・提出
45	大治町		
46	蟹江町		不採択
47	十四山村		不採択
48	飛島村		
49	弥富町		キャラバンで要請したすべての項目について、 国への意見書(年金・介護・障害者・医療・健 診・乳幼児医療・消費税・地方交付税)と愛知 県への意見書(福祉給付金・乳幼児医療・精神 障害)を採択・提出
50	阿久比町		
51	東浦町		
52	南知多町		
53	美浜町		
54	武豊町		
55	一色町		
56	吉良町		
57	幡豆町		
58	幸田町	不採択	
59	額田町	不採択	
60	三好町		
61	設楽町		
62	東栄町		
63	豊根村		
64	音羽町		各議員へ資料配付のみ
65	小坂井町	議員に配布	
66	御津町		
67	一宮町		
68	富山村		

甚目寺町で採択・提出された国と愛知県への意見書

※同様の意見書が弥富町でも採択された。

医療・介護・福祉など社会保障の充実を求める意見書

長引く不況のもとで、小泉内閣がすすめる「構造改革」路線により、国民のくらしは深刻の度を深めている。

国民の不安をなくし、くらしに安心・安全を保障するため、憲法第25条にもとづく社会保障の充実が求められている。

したがって、政府におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 年金改定を元に戻し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、安心してくらすせる年金制度を確立すること。
2. 介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施し、負担の軽減と給付の改善をすること。また、10月からの施設入所者などへの居住費・食費の利用者負担を元に戻すこと。
3. 障害者支援費の今年度不足2カ月分を確保すること。障害者支援制度を後退させることなく、地域生活のための基盤整備をおこなうこと。また、再提出された障害者自立支援法案については、応益負担を求めることなく、慎重審議を行うこと。
4. 医療保険への国庫補助金を増やして、健康保険、国民健康保険および高齢者の窓口負担を軽減すること。また、入院時の食費・部屋代などの新たな徴収や、高齢者の窓口負担引き上げと保険料の徴収をおこなわないこと。
5. 老人基本健診を介護保険に組み込んで市町村任せとせず、国が責任を持って実施すること。老人保健法の歯周疾患検診は年1回受けられるようにすること。
6. 妊産婦の検診制度を拡充すること。また、現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないこと。
7. 配偶者控除や扶養控除、給与所得控除の廃止・縮小等による増税をしないこと。また、消費税の引き上げはおこなわないこと。
8. 税源委譲での自主財源拡大、地方交付税制度の堅持、充実による地方税財政改革を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月21日

愛知県甚目寺町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政政策担当大臣、財務大臣、
総務大臣、厚生労働大臣、その他政府機関 殿

福祉医療の充実を求める意見書

長引く不況のもとで、小泉内閣がすすめる「構造改革」路線により、県民のくらしは深刻の度を深めている。

県民の不安をなくし、くらしに安心・安全を保障するため、憲法第25条にもとづく社会保障の充実が求められている。

したがって、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 福祉給付金制度を70歳から実施すること。また、支払方法を現物給付方式にすること。
2. 乳幼児医療費助成制度の対象を就学前まで拡大すること。
3. 精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加えて、医療費を無料にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月21日

愛知県甚目寺町議会

愛知県知事 殿

Ⅲ. 要請行動に関する資料

1. 請願・陳情に関する訪問と文書回答・アンケートのお願い	105
2. 陳情書	107
3. 自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート	112
4. 自治体キャラバンコース表	116
5. 要請行動団体別参加人数一覧	118
6. アンケート・当局の文書回答集約状況	120
7. 愛知県との懇談の報告	122

2005年9月16日

各市町村長 様

(請願・陳情団体)

愛知自 愛知自治体
実行委員会
徳 秋
名 津 沢下町9-7
労働会館東館3階301号

(事務局団体)

愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

介護・福祉・医療など社会保障の施策充実についての 請願・陳情に関する訪問と文書回答・アンケートのお願い

拝啓、時下、貴職におかれましては、住民の生命と健康、暮らしを守るために日夜、ご努力されていることに敬意を表します。

私たちは、日頃から県民のくらし・福祉の充実に向けた運動をすすめています。その一環として、別紙趣旨に沿って、例年通り県内全市町村を訪問し、要請することを決めました。ぜひ、請願・陳情項目を実現していただきますようお願いいたします。

つきましては、はなはだ勝手ではございますが、下記日時にお伺いさせていただきたいと思っておりますので、格段のご配慮をお願いいたします。

また、今回の要望項目につきましては、例年の通り文書回答及びアンケートをお願いさせていただきます。

なお、請願・陳情書は首長・議会議長にそれぞれ同文の内容で送付させていただきました。正式な請願・陳情書は、訪問の際に直接お渡しさせていただきます。

事前にご検討くださいますようお願いいたします。

敬具

記

訪問日時 2005年10月 日() 時 分～ 時 分

【懇談要領】

1. 懇談に要する時間は60分程度でお願いいたします。
2. 自治体・議会関係者同席でお受けください。
3. はなはだ恐縮ですが、県内全市町村を訪問しますので、懇談日時の変更は大変困難な点をご理解ください。可能な範囲で責任のある方のご出席をお願いいたします。
4. 懇談の会場が庁舎の外の建物となる場合は、お手数ですが9月30日までにお知らせ下さい。
5. 限られた時間内に効率的に話し合いができるよう、請願・陳情の内容は事前にご検討いただくようお願いいたします。なお、請願・陳情項目のうち、下記項目を懇談の重点として予定していますのでよろしくお願いいたします。

—重点項目—

	項目番号		項目番号		項目番号
1	【2】1. (1)①	7	【2】1. (2)②	13	【2】6. ①
2	【2】1. (1)②	8	【2】1. (2)⑥	14	【2】6. ③
3	【2】1. (1)③ア	9	【2】2.	15	【2】6. ④
4	【2】1. (1)③イ	10	【2】3. ②	16	【2】6. ⑤
5	【2】1. (1)④ア	11	【2】4. ⑤	17	【2】7. (1)
6	【2】1. (1)⑦	12	【2】5. ①		

6. 請願・陳情項目への返事については、お手数ですが、自治体当局から「文書回答」をお願いいたします。

※昨年度は8割の自治体から文書回答をいただきました。自治体キャラバンのまとめを作成する上で、どうしても必要ですのでよろしくご協力をお願いいたします。万一、懇談当日、「請願・陳情項目への文書回答」が間に合わない場合、後日郵送でお願いいたします。

7. 「自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート」のご協力をお願いいたします。
8. お手数ですが、懇談当日、前項6の「文書回答」、前項7の「アンケート」を、〇〇部ご準備をお願いいたします。なお、アンケートでお願いしている添付資料は1部で結構です。

※この件についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

◎日本自治体労働組合総連合愛知県本部

(〒462-0845 名古屋市北区柳原3丁目7-8

Tel052-916-2251・Fax052-916-2308・担当:永井和彦)

◎愛知県保険医協会(愛知県社会保障推進協議会事務局)

(〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町19-2

Tel052-832-1345・Fax052-834-3584・担当:澤田和男)

以上

2005年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体)

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

(事務局団体)

愛知県社会保障推進協議会
議長 徳田 秋
愛知県労働組合総連合
議長 羽根 克明
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 羽根 克明
新日本婦人の会愛知県本部
会長 水野 磯子

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

小泉内閣がすすめる「構造改革」路線により、医療、福祉、介護、年金など社会保障が毎年改悪され、国民の暮らしの不安は改善されていません。

10月からは介護保険の見直しで介護施設の居住費や食費が全額自己負担になり、来年4月からは家事援助サービス軽度の縮小や新たな介護予防施策がはじまります。また、高齢者医療の改悪で負担が大幅に増やされようとしています。そのうえ、サラリーマン増税と消費税の引き上げなどの動きが暮らしを脅かしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉を切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、くらしを守るため以下の事項について改善をお願いいたします。

★印が懇談の重点項目です。

【陳情事項】

【1】医療・介護・福祉など社会保障施策拡充にむけての基本姿勢について

1. 憲法第25条、第11条、第12条、第97条の趣旨を踏まえ、住民の基本的人権、生存権を自治体として保障してください。
2. 憲法が規定する地方自治の本旨に則って、行財政運営を進めてください。また、地方自治法第1条を踏まえて、「住民の福祉の増進」を行財政運営の基本に据えてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①介護保険料の減免について

- ア. 介護保険料は、これ以上の引き上げをおこなわず、所得に応じた負担にしてください。
- イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
- ウ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

★②利用料の減免について

- ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。
- イ. 高額介護サービス費の払い戻し手続きを初回のみ申請にして、2回目からは自動払いにしてください。また、低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。
- ウ. 10月からの居住費・食費の全額自己負担化に伴う負担増に対し、独自の減免制度を設けてください。また、特定入居者介護サービス費(補足給付)について、対象となるすべての入所者にもれなく実施されるよう、万全の対策を講じてください。

③新予防給付について

- ★ア. 見切り発車せず、十分な検討と準備期間をおき、体制が整うまでは実施しないでください。
- ★イ. 介護予防効果の十分な検証を自治体独自でおこなうとともに、軽度者への必要な介護サービス(家事援助など)について、ひきつづき現行水準で受けられるようにしてください。
- ウ. 筋力トレーニングなど予防給付メニューは、本人が希望しない場合はケアプランに含めないでください。

④地域包括支援センターなどについて

- ★ア. 地域包括支援センターは、市町村が責任をもって設置・運営してください。特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。
- イ. 利用者・家族の視野の届く範囲として、少なくとも地域包括支援センターは中学校区単位に、地域密着型サービスは小学校区単位に設定してください。

⑤介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなって、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

⑥人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

★⑦住宅改修、福祉用具の受領委任払い制度を実施してください。

(2) 地域支援事業などを活用し、高齢者福祉施策を充実してください。

①地域支援事業の財源は、一般財源を使用してください。

★②配食サービスは、毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助を始めとして多面的な施策を一般財源で実施してください。

(3) 介護保険の要介護認定者に「障害者控除」対象者であることを周知徹底するとともに、「障害者控除認定書」を発行してください。

★2. 公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策をおこなってください。

3. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金制度をせめて70歳から実施してください。

★②福祉給付金の支払いは、現物給付にしてください。当面、自動払いしてください。

4. 健診事業について

①基本健康診査、がん検診、歯周疾患検診の自己負担額を無料にしてください。

②基本健康診査、がん検診、歯周疾患検診の実施期間を限定している市町村は、実施期間を通年に行ってください。また、集団方式に限定している市町村は、個別医療機関委託方式も実施してください。

③子宮がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回に行ってください。

④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

★⑤歯周疾患検診を年1回受けられるようにしてください。少なくとも、老人保健法で定められている40・50・60・70歳の節目年齢においては必ず実施してください。

5. 子育て支援について

★①小学校卒業まで医療費無料制度を現物給付で実施してください。

②妊産婦の無料検診制度を拡充し、無料の回数を増やしてください。また、妊婦の医療費を無料にしてください。

6. 国保の改善について

★①国民健康保険の資格証明書の発行を中止し、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。また、むやみに短期保険証を発行しないでください。

②保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)にしてください。

★③保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差し押さえなど制裁行政をしないでください。

★④加入者の人権やプライバシーを侵害する保険料(税)の通信会社など民間企業への徴収委託はしないでください。

★⑤国保の一部負担金の減免制度(国保法第44条)を拡充し、市町村や医療機関の窓口で制度のチラシなどを置いてください。規定がない場合は、規定を設けてください。

⑥高額療養費と出産育児一時金の受領委任払制度を実施してください。

⑦国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。とりあえず、新設した場合の必要額を試算してください。

7. 障害者施策の充実について

★(1) 障害児・者の地域生活を後退させないよう予算措置してください。

(2) 支援費制度を充実・改善してください。

①支給量は上限を設けず、障害当事者の生活実態にあった支給決定をおこなってください。また、家族状況や介護者の有無を支給決定の基準にしないでください。

②選択できる基盤整備をおこなってください。特に、乳幼児・児童関係および障害者のデイサービス・ショートステイ施設を整備してください。

③障害を持つ中・高校生に対しデイサービス・学童保育制度などの支援整備をおこなってください。

④移動介護の利用を通園・通学・作業所への通所に適用してください。

(3) 精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加え、精神疾患以外の医療を含め医療費を現物給付で無料にしてください。

【3】 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①年金改定を元に戻し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、安心してらせる年金制度を確立してください。
- ②介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施し、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。
- ③障害者支援費の今年度不足2カ月分を確保してください。障害者支援制度を後退させることなく、地域生活のための基盤整備をおこなってください。また、障害者自立支援法案の再提出はしないでください。
- ④医療保険への国庫補助金を増やして、健康保険、国民健康保険および高齢者の窓口負担を軽減してください。また、入院時の食費・部屋代などの新たな徴収や、高齢者の窓口負担引き上げと保険料の徴収をおこなわないでください。
- ⑤老人基本健診を介護保険に組み込んで市町村任せとせず、国が責任を持って実施してください。老人保健法の歯周疾患検診は年1回受けられるようにしてください。
- ⑥子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の検診制度を拡充してください。また、現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑦配偶者控除や扶養控除、給与所得控除の廃止・縮小等による増税をしないでください。また、消費税の引き上げはおこなわないでください。
- ⑧税源委譲での自主財源拡大、地方交付税制度の堅持、充実による地方税財政改革を実施してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①福祉給付金制度を70歳から実施してください。また、支払方法を現物給付方式にしてください。
- ②乳幼児医療費助成制度の対象を就学前まで拡大してください。
- ③精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加えて、医療費無料にしてください。

以上

自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

貴自治体名 _____

1. 貴自治体の医療・介護・福祉分野の施策で、特に優れた施策だと思うものを3つあげてください。

- ①
- ②
- ③

2. 介護保険および高齢者福祉施策について

- ①介護保険料の市町村独自の軽減・免除措置がありますか。
()ある。 → 2004年度実績 ()人 ()円
()軽減・減免措置はない。
- ②利用料の市町村独自の軽減・免除措置がありますか。
()ある。 → 2004年度実績 ()人 ()円
()軽減・減免措置はない。
- ③高額介護サービスの払い戻しを自動払いで実施していますか。
()実施している。→(実施年月) 2004年度実績:()件、金額()円
()実施を予定している。→(実施予定年月日)
()検討中である。
()実施の予定がない。
- ④地域包括支援センターの設置計画をご記入ください。(検討中を含む)
直営のセンター()カ所 委託のセンター()カ所
- ⑤特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ()人()年)月現在)
- ⑥老人保健施設の待機者は、何人ですか。 ()人()年)月現在)
- ⑦認定調査はどのよう実施していますか。実施しているものに○印を付してください。
()すべて自治体職員が行っている。
()数回に1回は自治体職員が行っている。
()社協に委託している。
()民間業者に委託している。
()その他()
- ⑧困難事例(認知症、老人虐待、経済的事由など)は、どう対処していますか。該当するものに○印を付してください。
()相談は対応している。 → 2004年度の相談件数実績:()件
()相談、認定調査まで対応している。
()相談、認定調査、サービス提供まで対応している。
()その他()
- ⑨2004年度の困難事例のうち、措置対応した件数は何件ありますか。 ()件
- ⑩住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。実施予定を含め、該当項目に○印を付し、その実施年月日もご記入ください。
()実施している。 → (2004年度の実績:)件
()実施を予定している。 → (実施予定年月日)
()検討中である。 ()実施の予定がない。
- ⑪福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。実施予定を含め、該当項目に○印を付し、その実施年月日もご記入ください。
()実施している。 → (2004年度の実績:)件
()実施を予定している。 → (実施予定年月日)
()検討中である。 ()実施の予定がない。

⑫高齢者福祉施策について

1) 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	()実施している ()していない
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2004年度)	総延べ食事数()食÷年間配食日数()日 =1日当たり平均()食
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	()実施している ()していない
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者実数(2004年度)	
	1食あたりの利用者負担額	

2) 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している ()していない
対象事業の名称	
対象者の要件	
月平均利用者実数(2004年度)	

3) 介護手当の支給状況について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

支給の有無	()支給している ()支給していない
手当の名称	
支給対象者	
支給要件(介護度・介護期間・所得制限など)	
支給年額	1人当たり 円
支給人数(2004年度実数)	人

4) 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある ()助成制度はない
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している
	上乗せの助成額
	利用者実数(2004年度)
	()介護保険利用者以外の助成制度がある
	対象者と、その要件
助成額	利用者実数(2004年度)

⑬巡回バス・福祉バスは実施していますか。

()実施している。→ 利用料(1回 円) ()実施していない。

⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。

()助成している。→ 助成額()※1施設当たりの月額または年額
→ 助成カ所数()カ所

()助成していない。

⑮介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数(2004年度実績)は ()枚

3. 高齢者医療について (2005年10月1日現在)

①福祉給付金制度について、愛知県の補助基準を上回る内容(対象年齢など)を実施している場合はその内容をご記入ください。また今後変更がある場合は変更日とその内容をお書きください。

--

②福祉給付金の払い戻しを自動払いで実施していますか。

()実施している。→(実施年月) 2004年度の実績:()件、金額()円

()実施予定。→(予定年月日) ()検討中 ()実施の予定がない。

4. 健診事業について (2005年度)

①自己負担金・実施期間・実施方式

健診(検診)の種類	実施方式	個別医療機関委託		集団健診(検診)		
		自己負担	実施期間	自己負担	実施回数	
基本健診	個別・集団					
がん検診	胃がん	個別・集団				
	大腸がん	個別・集団				
	肺がん	レントゲン	個別・集団			
		喀痰	個別・集団			
	子宮がん	頸部	個別・集団			
		頸体部	個別・集団			
	乳がん	視触診	個別・集団			
		超音波	個別・集団			
		マンモグラフィ	個別・集団			
前立腺がん	個別・集団					
歯周疾患	個別・集団					

②子宮がん検診の実施回数 ()年1回 ()2年に1回 ()その他

③歯周疾患検診の対象年齢 ()

5. 子育て支援について (2005年10月1日現在)

①乳幼児医療費助成制度について、愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。また今後変更がある場合は変更日とその内容をお書きください。
(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

②妊婦健診の無料回数は何回ですか。 ()回

③妊婦に対する医療費助成を実施していますか。

()実施している。→ 助成内容()

()実施していない。

6. 国民健康保険について (実績および短期保険証発行数以外は、2005年10月1日現在)

①資格証明書を交付している市町村のみご記入ください。

1) 交付に当たっては、面接を実施していますか。

()必ず面談している。 ()面談がなくても交付する場合がある。

()その他 []

2) 交付除外で配慮している点がありますか。

()国の基準どおり実施している。

()独自に配慮している。

()次の場合は交付対象から除外している。

[福祉医療の対象者、病弱者]

②短期保険証の発行期間別の発行枚数 (2005年6月1日現在)

・1カ月未満()枚 →(何日:)

・1カ月()枚 ・2カ月()枚 ・3カ月()枚

・4カ月()枚 ・5カ月()枚 ・6カ月()枚

・1年()枚 ・その他()

③短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

()通常の保険証と同じ。

()次の表示をして通常の保険証と区分している。

→ 表記している文字・マークなど() ※例: 短のゴム印など

④保険料(税)滞納者への差し押さえ件数・金額をご記入ください。(2004年度)

()

⑤国民健康保険法第44条の一部負担減免制度がありますか?ある場合はその内容をご記入ください。

実施の有無	()実施している	()実施していない
減免対象者		
2004年度の減免件数	件	減免金額 円

⑥高額療養費の受領委任払い制度について

()実施している。→(2004年度の実績:)件 ()実施していない。

⑦出産育児一時金の受領委任払い制度について

()実施している。→(2004年度の実績:)件 ()実施していない。

⑧下記の条件で傷病手当金・出産手当金を支給した場合の費用試算額を教えてください。

※試算日額は、傷病手当金・出産手当金とも、最低賃金の6割で試算してください。

<傷病手当金>

- ・支給対象・支給日数:所得割算定の基礎となった被保険者の内、入院した者に入院日数分支給
- ・試算式:年間入院日数×(所得割算定の基礎となった被保険者/総被保険者数)×最低賃金の6割

<出産手当金>

- ・支給対象:出産育児一時金の支給を受けた者
- ・支給日数:産前42日、産後56日の合計98日
- ・試算式:2004年度出産育児一時金の支給件数×98日×最低賃金の6割

試算額 傷病手当金 ()円、出産手当金 ()円

7. 障害者施策について (2005年10月1日現在)

①支援費制度を利用するにあたっての相談窓口を設置していますか。該当に○印を付けてください。

()ある。→()専門の相談員(ケースワーカー)を配置している。()していない。

②居宅生活支援費の支給時間の上限を設けていますか。()いる。()いない。

③中高生への児童デイサービスを実施していますか。()している。()していない。

④移動介護を通所、通園、通学に利用できますか。()利用できる。()できない。

8. 国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2004年9月以降の提出分を記入。ただし、国への⑥と県への①の意見書は最近3年間を記入。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	③障害者支援費に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	④医療費負担の軽減および高齢者負担増反対を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤健診・検診などの改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥就学前の医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	⑧税源移譲での自主財源拡大などを求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉給付金の対象拡大または現物給付を求める意見書・要望書	年 月 日
	②乳幼児医療費助成制度の就学前までの拡大を求める意見書・要望書	年 月 日
	③精神障害者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

9. 次の資料(各1部)の添付をお願い致します。

①介護保険の保険料の減免に関する条例・要綱・諸様式一式 (昨年頂いた市町村は結構です)

②介護保険の利用料の減免に関する条例・要綱・諸様式一式 (昨年頂いた市町村は結構です)

③国保一部負担金の減免に関する条例・要綱・諸様式一式 (昨年頂いた市町村は結構です)

※①～③について、昨年頂いた場合でも、その後、変更されている場合は添付をお願いします。

④前記「8」に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し

☆ご協力ありがとうございました。

自治体キャラバンコース表

コース	責任団体	宣伝カー	日程	自治体名	訪問時間	参加者人数	団長	事務局長
第1	年金者組合	名古屋市職労	10/18 (火)	愛西市	10:00～11:00	20	年金者組合	年金者組合
				津島市	13:00～14:00	12		
				美和町	15:00～16:00	6		
	名古屋市職労	名古屋市職労	10/19 (水)	大治町	10:00～11:00	9	名古屋市職労	名古屋市職労
				七宝町	13:00～14:00	11		
				蟹江町	15:00～16:00	18		
	年金者組合	名古屋市職労	10/20 (木)	弥富町	10:00～11:00	11	年金者組合	年金者組合
				十四山村	13:00～14:00	12		
				飛島村	15:00～16:00	10		
	一宮社保協	名古屋市職労	10/21 (金)	一宮市	9:30～11:00	25	一宮社保協	一宮社保協
				稲沢市	13:00～14:00	21		
				甚目寺町	15:00～16:00	16		
第2	自治労連	自治労連	10/18 (火)	清須市	10:30～11:30	12	自治労連	自治労連
				春日町	13:00～14:00	6		
				西春町	14:30～15:30	5		
	自治労連	自治労連	10/19 (水)	師勝町	9:30～10:30	8	自治労連	自治労連
				豊山町	11:00～12:00	10		
				小牧市	13:30～14:30	19		
				大口町	15:00～16:00	12		
	民医連	民医連	10/20 (木)	岩倉市	9:30～10:30	18	民医連	民医連
				江南市	11:00～12:00	15		
				扶桑町	13:30～14:30	13		
				犬山市	15:00～16:00	14		
	自治労連	自治労連	10/21 (金)	春日井市	10:00～11:00	22	自治労連	自治労連
				尾張旭市	13:00～14:00	17		
				瀬戸市	15:00～16:00	21		
	第3	社保協	保険医協会	10/18 (火)	長久手町	9:00～10:00	6	保険医協会
日進市					11:00～12:00	13		
東郷町					13:30～14:30	14		
豊明市					15:30～16:30	15		
社保協		保険医協会	10/19 (水)	知多市	9:00～10:00	19	民医連	民医連
				大府市	11:00～12:00	18		
				東浦町	13:30～14:30	11		
				東海市	15:30～17:00	27		
社保協		保険医協会	10/20 (木)	阿久比町	10:00～11:00	13	民医連	民医連
				半田市	13:00～14:00	16		
				武豊町	15:00～16:00	12		
社保協		保険医協会	10/21 (金)	常滑市	10:00～11:00	8	社保協	医労連
				美浜町	13:00～14:00	9		
				南知多町	15:00～16:00	8		

コース	責任団体	宣伝力一	日程	自治体名	訪問時間	参加者 人数	団長	事務局長
第4	愛労連	愛労連	10/18 (火)	幡豆町	11:00~12:00	5	愛労連	愛労連
				吉良町	14:00~15:00	4		
				一色町	16:00~17:00	5		
	愛労連	愛労連	10/19 (水)	安城市	9:00~10:00	19	愛労連	愛労連
				碧南市	11:00~12:00	9		
				高浜市	14:00~15:00	6		
				刈谷市	16:00~17:00	7		
	愛労連	愛労連	10/20 (木)	幸田町	10:00~11:00	11	愛労連	愛労連
				岡崎市	13:00~14:00	18		
				額田町	15:00~16:00	8		
	新婦人	愛労連	10/21 (金)	豊田市	10:00~11:00	20	新婦人	新婦人
				三好町	13:00~14:00	9		
知立市				15:00~16:00	16			
第5	自治労連	豊橋市職労	10/18 (火)	豊川市	10:30~11:30	16	東三河労連	自治労連
				豊橋市	13:00~14:00	23		
				田原市	15:00~16:00	13		
	自治労連	豊橋市職労	10/19 (水)	小坂井町	9:00~10:00	9	自治労連	東三河労連
				御津町	10:30~11:30	9		
				音羽町	13:00~14:00	10		
				蒲郡市	14:30~15:30	12		蒲郡社保協
	自治労連	豊橋市職労	10/20 (木)	新城市	9:00~10:00	10	社保協	4団体
				設楽町	11:00~12:00	13		
				豊根村	13:30~14:30	5		
				東栄町	15:30~16:30	5		
	別枠			10/27	西尾市	10:00~11:00	9	社保協

2005年自治体キャラバン・要請団体別参加人数一覧

訪問日		保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	その他	議員	合計数
第1コース														
18日	愛西市	1		3	2	7				1			6	20
	津島市	1		1	3	4				1			2	12
	美和町	1			1	2				1			1	6
19日	大治町	2			1					6				9
	七宝町	2			1					6		2		11
	蟹江町	2	2	1	2	3				6		1	1	18
20日	弥富町	2		1	1	4				2			1	11
	十四山村	2			1	6				2			1	12
	飛島町	2			1	4				2			1	10
21日	一宮市	1	5	2	3	5				1	1	3	4	25
	稲沢市	1	4	5	3	3				1	1		3	21
	甚目寺町	1	4		1	6				1	1		2	16
小計		18	15	13	20	44	0	0	0	30	3	6	22	171
第2コース														
18日	清須市	1		1	1	3			3				3	12
	春日町	1			1				3				1	6
	西春町	1			1				3					5
19日	師勝町	3	1						4					8
	豊山町	3	1						4				2	10
	小牧市	3	1	1		5		2	4				3	19
20日	大口町	3	1		2				4				2	12
	岩倉市	2	4	3	1	3			1		1	1	2	18
	江南市	2	4	2	2	2			1		1	0	1	15
	扶桑町	3	4	0	2	2			1		1			13
21日	犬山市	2	4	2	1	3			1		1			14
	春日井市	1	2	1	5	4		1	3			3	2	22
	尾張旭市	2	2	5	1	2			3				2	17
	瀬戸市	1	2	4	3	3			3			3	2	21
小計		28	26	19	20	27	0	3	38	0	4	7	20	192
第3コース														
18日	長久手町	3			1				2					6
	日進市	3			1	5			2				2	13
	東郷町	4		2	1	3			2				2	14
	豊明市	4	4		2				2			1	2	15
19日	知多市	1	6	1	3	3			3			1	1	19
	大府市	2	5		1	3			3			1	3	18
	東浦町	1	4		1			1	3				1	11
20日	東海市	1	10	1	1	5		1	1			5	2	27
	阿久比町	2	1		1	1		1	4		1		2	13
	半田市	2	2	1	1	1		1	4		1		3	16
21日	武豊町	2	2	1				1	4		1		1	12
	常滑市	1	2					1	3			1		8
	美浜町	1	1					1	3			1	2	9
	南知多町	1	1					1	2			1	2	8
小計		28	38	6	13	21	0	8	38	0	3	11	23	189

首長	助役	他	議会	合計
1		8	1	10
		7	1	8
		8	2	10
		8	1	9
	1	4	2	7
		4	1	5
		7	1	8
		2	1	3
		5	1	6
		10		10
1		6	1	8
			1	1
2	1	69	13	85
		4		4
		3		3
		3		3
		6	1	7
		4	1	5
		7	1	8
		9	1	10
		11	1	12
	1	9	1	11
1		5	2	8
		6	2	8
		6	1	7
		7	1	8
		9		9
		5	1	6
1	1	94	13	109
		6	1	7
		7	1	8
		6	1	7
		8	1	9
		9	1	10
		16	1	17
		6		6
		9	1	10
		5		5
		17		17
		7	1	8
		8	1	9
		4	1	5
		5	1	6
0	0	113	11	124

訪問日		保険 医協会	民 医連	新 婦人	愛 商連	年 金者 組合	愛 労連	地 域 労連	自 治 労連	名 古 屋 市 職	医 労 連	そ の 他	議 員	合 計 数
第4コース														
18日	幡豆町	1			1		2						1	5
	吉良町	1			1		2							4
	一色町	1			1		2					1		5
19日	安城市	2		4		4	1	5		1	1	1	1	19
	碧南市	2					1	2		1		3		9
	高浜市	2					1			1		2		6
20日	刈谷市	2		1	1		1				1		1	7
	幸田町	1		1	1		3	1	2				2	11
	岡崎市	2		3	1	3	3	1				3	2	18
21日	額田町	1			1		3		1			1	1	8
	豊田市	1		11	2	5							1	20
	三好町	1		4		1						2	1	9
27日	知立市	1	2	8					1				4	16
	西尾市	1		1	1	4						1	1	9
小計		19	2	33	10	17	19	2	11	0	4	8	21	146

首 長	助 役	他	議 会	合 計
		7		7
		4	1	5
		7	1	8
		5	1	6
		7	1	8
		5	1	6
		14		14
	1	5	2	8
		24		24
	1	2	1	4
		11		11
		7		7
		11	2	13
		13		13
0	2	122	10	134

第5コース														
18日	豊川市	2			2	1		4	6				1	16
	豊橋市	2		4	1	2		3	7		1	3		23
	田原市	2			1			3	6			1		13
19日	小坂井町	2						2	4				1	9
	御津町	2						2	4				1	9
	音羽町	2			1			2	4				1	10
20日	蒲郡市	2			2			2	4		1	1		12
	新城市	1						3	5			1		10
	設楽町	1						4	5			2	1	13
	豊根村	1						2	1			1		5
	東栄町	1						2	1			1		5
小計		18	0	4	7	3	0	29	47	0	0	7	10	125

			17	1	18
			24	1	25
			12	1	13
1		4	2		7
			6		6
	1	6	2		9
			2	1	3
			6	1	7
			3	1	4
	1	1			2
			2		2
1	2	83	10	96	

総参加者数	111	81	75	70	112	19	42	134	30	14	39	96	823	4	6	481	57	548
--------------	-----	----	----	----	-----	----	----	-----	----	----	----	----	-----	---	---	-----	----	-----

*その他の項目の参加者は、地域の会、愛知介護の会などの参加者数です。

アンケート・当局の文書回答などの集約状況

(2006年1月20日現在)

市町村名	アンケート	文書回答 (2005年)	文書回答 (2004年)	文書回答 (2003年)	請願	修正 提出
合計	87	68	62	55	16	9
	(回答率)	100%	93.9%	79.3%		
1	名古屋市	○	○	○	○	○
2	豊橋市	○	来年から			
3	岡崎市	○	○	○		
4	一宮市	○	○	○		
5	瀬戸市	○	○	○		○
6	半田市	○	○	○		
7	春日井市	○	○	○		
8	豊川市	○	○	○		
9	津島市	○	○	○		
10	碧南市	○	○	○		
11	刈谷市	○	○		○	
12	豊田市	○			○	○
13	安城市	○	○		○	
14	西尾市	○	○	○		
15	蒲郡市	○	○	○		
16	犬山市	○	○	○		
17	常滑市	○	○	○		
18	江南市	○	○			
19	小牧市	○	○	○		
20	稲沢市	○	○	○	○	○
21	新城市	○	○	○		
22	東海市	○	○	○		
23	大府市	○	○	○		
24	知多市	○	○	○		
25	知立市	○	○	○		
26	尾張旭市	○	○	○		
27	高浜市	○	○	○		○
28	岩倉市	○	○	○	○	○
29	豊明市	○	○	○	○	○
30	日進市	○	○		○	
31	田原市	○	○			
32	愛西市	○	○			
33	清須市	○			○	
34	東郷町	○	○	○	○	○
35	長久手町	○	○	○		
36	豊山町	○	○	○		
37	師勝町	○	○	○		○
38	西春町	○	○	○	○	
39	春日町	○	○	○	○	
40	大口町	○	○	○		
41	扶桑町	○	○	○		

市町村名		アンケート	文書回答 (2005年)	文書回答 (2004年)	文書回答 (2003年)	請願	修正 提出
42	七宝町	○	○	○	○		
43	美和町	○	○	○	○		
44	甚目寺町	○	○	○	○	○	
45	大治町	○	○		○		
46	蟹江町	○	○	○	○		
47	十四山村	○	○	○	○		
48	飛島村	○	○	○	○		
49	弥富町	○	○	○	○	○	
50	阿久比町	○	○	○			
51	東浦町	○	○	○	○		
52	南知多町	○	○	○	○		
53	美浜町	○	○	○	○		
54	武豊町	○	○	○	○		
55	一色町	○	○	○			
56	吉良町	○	○	○	○		
57	幡豆町	○	○	○	○		
58	幸田町	○	○	○	○		
59	額田町	○	○	○	○		
60	三好町	○				○	
61	設楽町	○	○	○	○		
62	東栄町	○	○	○			
63	豊根村	○	○				
64	音羽町	○	○	○	○	○	
65	小坂井町	○	○	○	○		
66	御津町	○	○	○	○		
67	一宮町	○		○	○		
68	富山村	○					

愛知社保協と愛知県との懇談の報告

2005年12月26日(月)午後2時～4時 於:自治センター5階北研修室

【愛知県】13人 岩井(健康福祉総務課・課長補佐)、水野(同・主事)、朝倉(健康対策課・生活習慣病対策グループ課長補佐)、鈴木(医務国保課・国保指導グループ主任主査)、竹下(同・保険・福祉医療課長補佐)、山口(同・同主任主査)、山本(児童家庭課・母子保健主任主査)、牛嶋(高齢福祉課・生きがい・在宅・保健課長補佐)、渡辺(同・施設グループ主査)、小倉(同・介護保険企画・審査グループ主任主査)、市川(同・介護保険指定・指導グループ課長補佐)、橋本(障害福祉課・在宅グループ課長補佐)、安藤(同・精神保健グループ主任主査)

【社保協】30人 (社保協事務局1人、保険医協会6人、北医療生協3人、南生協1人、尾張健友会1人、民医連1人、自治労連4人、なごや市職労2人、愛労連1人、年金者組合2人、愛商連1人、愛知介護の会1人、あいされん1人、愛障協1人、共産党3人、赤旗記者1人)

懇談での発言(○:社保協側、●:県側)

徳田議長あいさつ:社保協は介護・福祉・医療各分野を課題としているが、国において厳しい改悪が相次いでいる。それはまるで寝ている患者の布団を剥がすような施策というべきものだ。このような折りに、住民にとって地方自治体は頼りにしたい拠り所だ。少しでも県民が安心して暮らせるよう、役に立つ制度を講じてほしい。

1. 介護保険について

- 新予防給付について、「要支援・要介護1が増加する一方、従来のサービスが軽度の方の状態の改善・悪化防止に必ずしもつながっていない現状」との回答だが、国会の議論で、まさにそこが大問題になった。実際、介護度の軽い方は、介護度が重くなった方はいるが、現状維持が8割という状況になっている。県としてこの現状をどう認識しているのか。
- 要支援や要介護1の方に電動ベッドを貸与している例も見受けられ、これでは結果として廃用症候群を招くことになる。全てが悪化しているとは思わないが、個々に不適切事例があれば是正していくという考えだ。
- 新予防給付を準備するためのケアマネリーダー研修は2日間、従事者研修は3日間ということだが、実施まで2年間の猶予があるはず。2006年4月に一斉にスタートさせなくてもよいのではないか。また、ケアマネ研修の規模はどうなっているのか。
- 2006年4月からの人材育成は必要と認識している。リーダー研修は200人規模で考えている。従事者研修は、県下2箇所で行い、名古屋地区で2000、三河地区で1000人を想定している。また、事業者講習会は、県内6000の全事業所を対象に、4月からの制度実施の情報提供を始め、円滑な実施につなげたい。
- 研修について、厚労省にも要請したが市町村主体でもよいとのことだった。市町村が行うところは、県の持ち出しもなくてやれるのだから県として研修機会の拡大に裁量を発揮してほしい。
- 研修要望にこたえられるよう規模を拡大し、時代に即応しながら進めている。従事者研修は、対象者1万6千人のうち、5千人が研修を済ませている。
- 介護保険制度見直しについての今回の回答で、県は「市町村の判断」という回答が目立つが、県単独で何が前進するのか、示してほしい。われわれにはさっぱりそれが見えてこない。
- 「介護予防効果の十分な検証を自治体独自に行う」ことを求めたが回答がない。時間をしっかりかけて取り組む必要があると思うが。
- 介護予防の全体像がまだわからないが、市町村の実情を把握しながら、効果検証の会議を設けて予算要求したい。
- 予防給付メニューは「利用者の選択が基本」との回答だが、介護保険発足時もそう言われていた。しかしこの5年間、利用者が自由にサービスを選択できるような状況だったのか。むしろ、事業者が利用者を選別するような実態があるのではないか。
- 利用者に十分な情報伝達をするため、平成18年度から事業者の情報公開をできるよう準備している。基本はインターネット上で公開する考えだ。

- 市町村を回ったキャラバンで、新予防給付や地域包括支援センターは、4月からはとてもスタートできないという回答もあった。そういう現状もみながら十分な検討と準備が必要だ。少なくとも4月から始めよと、県が指導するようなことはしないほしい。
- どうしても4月からというような指導はしていない。しかし、住民との関係もあり、4月から始められない場合には、その理由は求めている。
- 有酸素運動は若い人には有効だが、高齢者には必ずしも効果があるかどうか疑問。実施する場合でも心電図、血圧等の監視が必要だ。事業者にそのような指導してほしい。
- 医学的チェックは当然必要。国からもQ&Aなど必要事項は示されると思う。
- 現場の内科医として、そもそもなぜ新予防給付という発想なのか疑問。利用者が増えたので抑えなければいけないとの発想から出てきた。寝たきり老人にしても、急性期リハビリをきちんとすれば寝たきりにならずに済む。
- 介護労働者の処遇について、労働基準監督署の管轄という回答だが、県に要望したのは、実態として介護を行っている時間にのみ賃金が支払われているからだ。移動時間も含めて報酬が手当てされるようになったと思ったら、今度は時給単価を切り下げる実態が生まれ、月額7~8万円の収入というところだ。働く者の権利を守るために、県が就労実態調査と施策を講じてほしい。
- 介護サービスを利用したくても貧富の差が拡大しているもとの、デイサービスに行きたくても食事代が負担になって行けないという人がいる。
また、新予防給付の関係では、要支援2ぐらいの人で、ヘルパーによる買い物や掃除など日常生活の援助があれば自宅で自立できる人がいる。そういう人に、新予防給付制度でデイサービスに行きなさいといわれても果たして効果があるのか。うつ病やひきこもりの人、会社社会にいた男性などで地域住民の人付き合いが苦手な人などはデイサービスにといわれても利用できない。
- 高額介護サービス費の自動払いについて、厚労省の通知があるにもかかわらず、未実施市町村が存在する。県からの指導してほしい。
- 居住費・食費の自己負担化に伴う独自減免制度について、「実施について理解を得ることは難しい」との回答だが、誰の理解が難しいといっているのか。
- 財政当局や県議会の理解が難しいのではと考えている。
- そんなところをみて難しいといっているのか。視点が違う。利用者・当事者のことを見るべきだ。
- 保険料の第4段階の人は、自由契約となるので利用料設定がうなぎのぼりに高くなっている。また、補足給付の場合、通所サービスは利用できない問題もある。
- 自治体キャラバンの調査で地域包括支援センターの設置数が極めて少ない実情が明らかになった。県としてもこのような実態を把握すべき。また、地域包括支援センターの運営協議会も、名古屋市は市全域でひとつの運営協議会とするなど、広範囲なエリアを対象とする問題がある。
- 介護保険施設の待機者数は、市町村ごとに公表してほしい。
- 市町村ごとには情報提供として重複を除いた待機者数データをお返ししているが、一覧として公表することについては各施設への依頼時に断っていないのでできない。今までも一覧表は公表していないはずだ。
- 前々回までは公表していたものだ。秘密主義的な態度はやめて公表してほしい。
- 社会福祉法人のグループホームで、生活保護者の軽減措置を改善してほしい。

2. 年金控除・老年者控除廃止に伴う緊急対策について

- 要望への文書回答がない。介護保険では激変緩和措置がとられるのに、国保料(税)では措置はないのか。
- 国保でも激変緩和措置がなされると聞いている。
- 年金・老年者控除廃止で一挙に70万円もの負担増となる。市町村の減免の実態も見て県として何らかの対応をとってほしい。
- 要望としてお聞きする。

3. 国保の改善について

○国保法44条に基づく一部負担減免制度は2002年には名古屋市のみ、2004年でもわずか2自治体のみ実施であり、担当者の理解が不十分な面があるといわざるを得ない。われわれの把握している範囲でも、「財源は受益者負担の原則で他の加入者にはね返るから」(刈谷市)、「財政が厳しくてできない」(蒲郡市)、「一部負担支払いが困難な場合はケースワーカーから相談が寄せられるのでPRは考えていない」(瀬戸市)などの実例がある。一部負担を払えない人は多くいるはずで、広報をもっと強化すべき。ある市では市立病院窓口の未収金が2億9千万円、国保だけでも6千万円という。

●44条の規定は「できる」規定ではあるが、申請のあったものはきちんと処理されるものと考えている。

○保険料「滞納者」への差し押さえ状況を見ると、一宮市や安城市などで2億円を超える額となるなど、急速に差し押さえが増えている。これが「悪質」のみの差し押さえといえるのか、きちんと実態把握をしてほしい。

●県として市町村に実地指導していて、その際にお尋ねをすることはあるが、把握はしていない。

○一部負担減免制度については、3年連続で要望している。2年前の懇談のときは「(市町村の問題回答について)そういう回答があるのはびっくりした」と県の担当者も発言していた問題だ。ところが、今年の自治体キャラバンでは丸2年たっているのに、制度未実施自治体が42もある。これでは、制度を作らない市町村も怠慢だが、県も怠慢といわざるを得ない。ぜひ制度実施に向けて、市町村を指導してほしい。

4. 障害者施策の充実について

○障害者自立支援法による定率負担の月額負担上限額は、障害者の実態に見合った設定といえるのか。障害年金は月8.6万円で、生活保護以下の水準だ。しかも、障害が重いほど負担も重い仕組みとなっている。障害年金は所得ではない。厚労省も年金は生活するためにあるのではないと回答している。ところが、生きていくためには福祉サービスを利用し、食事も食べなくてはならない。自立支援法で10倍近い負担増となる。しかも350万円以上の貯金があってはならないとされ窓口でも貯金通帳を見せなさいというひどい対応だ。人権を踏みにじるやり方を認めていいのか、国のやり方を認めるのか。

●4月からの1割負担化に伴う件としての単独軽減措置は考えていない。

○市町村が独自に軽減措置をするときに、県負担が増えるという理由で県が市町村に圧力をかけることだけはやめてほしい。

●市町村が軽減措置をするかどうかは把握していない。

○精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加えてほしい。障害者自立支援法に伴い、精神科医師も「負担が増えて受診中断を招くことが心配される。それは本人にとっても社会にとっても損失になる」などと心配している。県として独自に実施に踏み出してほしい。すでに多くの市町村が実施しており、現行の障害者医療制度に精神障害を加えるやり方であればやりやすいはずだ。

●精神保健福祉法32条に基づく公費負担医療で25%部分を国・県でもっている。そのために平成10年に13億円だった県負担が平成16年に26億円となり、平成17年には31億円見込んだ。平成18年には10%負担になって県負担は減るといった意見もあるが、予算としては引き続き31億円を要求している。10%分のすべてを県がカバーするには20億円必要と見込んでおり、慎重に検討が必要と考えている。

徳田議長の閉会あいさつ: 社会保障がいつの間にか受益者負担、相互扶助でとなっている感がある。私たちの要望している制度改善要望は、そうしたのではなく、国や自治体の責任で負担軽減や制度充実を求めているものであり、県の担当の方々もその点を理解していただきたい。

以上

発行：愛知県自治体キャラバン実行委員会 代表者 徳田 秋
(事務局団体)愛知県社会保障推進協議会

愛知県労働組合総連合

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

新日本婦人の会愛知県本部

連絡先：名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号
愛知県社会保障推進協議会 (〒456-0006)

電話 052-889-6921 fax 052-889-6931

発行日：2006年1月28日